第 77 回宗議会 代表質問答弁及び一般質問答弁（目次）

宗議会初日に行われた宗務総長演説・財務長演説に対する、宗議会議員の代表質問及び一般質問並びに内局答弁の抄録を掲載します。
（質問・答弁ともに要旨として編集。また趣旨の変更に至らない範囲で一部表現を改めている箇所があります）

【2025 年 6 月 2 日（月）】

代表質問

花園　兼有 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

田澤　一明 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

浜口　和也 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

【2025 年 6 月 3 日（火）】

一般質問

佐々木道範 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

三品　正親 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

能邨　勇樹 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

土肥　人史 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

勅使　　忍 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

諸岡　　敏 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

椋田　隆知 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

【2025 年 6 月 4 日（水）】

一般質問

内記　　淨 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

八島　昭雄 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

藤井　宣行 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79

井上　　博 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

杉浦　明道 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88

中川　和子 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91

旦保　立子 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

尾畑　英和 議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99

以　上

第 77 回宗議会代表質問答弁（抄録） 2025 年 6 月

真宗興法議員団　花園 兼有 議員【2 期】［名古屋教区 第 26 組 光圓寺］

まず、昨年元日に発生した「令和6年能登半島地震」について質問いたします。

私たち興法議員団は、政策調査会部門ごとに現地災害救援本部であります能登教務所のご協力をいただき、今なお、非常に厳しい環境の中、特に被害の大きかった珠洲、輪島地域を中心に、現地視察とお見舞いに参りましたが、実際に目にした光景は想像以上の状況にあり、厳しい復興状況を確認するとともに現地災害救援本部で指揮を執っていただいている竹原能登教務所長にこれまでの取り組まれてきた現状をお聞きしたことを中心に質問をいたします。

まず、現在の状況ですが、寺院の復旧・復興は、それぞれの個別の状況があり複雑化しています。すでに建設業者と契約し、本堂新築や庫裡の仮御堂化の造作を進めている状況や、経済的な問題や元の土地に建設できないなどの問題に直面してどうすることもできない状況の他、解散または合併を具体的に視野に入れている寺院も存在しています。

これらの個別の状況は、門徒や地域住民においても同様であり、さらに仮設住宅の使用年限の後の移住先や経済生活に不安を覚える方が多く、奥能登一帯において、門徒の意識として寺院の復興や本山・宗門の護持は、生活維持をしていく中で考えにくい状況がしばらく続くものと思われます。

しかし、金沢に近い口能登地域から七尾市以南までは徐々に復旧・復興が進みつつあり、数年後には一定の落ち着きを見せてくるものとお聞きいたしました。

このことを踏まえて見えてきた課題は、これまで宗派が行った様々な支援の施策や制度に対して、深い感謝の意を述べられておられましたが、今後の更なる広域自然災害への備えについて、現地で感じた課題をお聞きしました。

まず、共済制度は寺院復興に資することが目的であり、復興共済の給付にあたっては復興計画に前向きに取り組めた寺院は少なからずあり、この点で、共済制度は大きく評価すべき制度であると受け止めています。

しかし、議会でもたびたび意見が出されましたとおり、発災後から給付金額の決定までの待つ期間の長さと使用できる共済積立金の金額の制限、積立金の50%以内に関連しての不安など、様々な課題があることも事実であります。これらの不安とともに、このたびの宗派の広域災害に際し、本年3月に宗務職員を対象に「災害派遣初動対応研修会」を実施されました。経常業務を行いながら、教務所や担当部署は対応することは困難が多く、対応にあたっては宗務職員が今のところ過重業務の中、大きな支障になっていないことは奇跡とすら感じます。このような状況の中で、内局をはじめ職員各位に敬意を表します。

これまで宗会で共済の問題については、「みなし保険」と捉えられている課題も含めて議論されてきたことであり、宗務審議会「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討に関する委員会」が発足したことでありますが、将来確実に発生が予見される東南海トラフ地震や日本全体に政治経済など国民の生活に直結する首都直下型地震では、最悪の想定であれば国民の半数以上が被災することも予測されています。このことは今般の地震や豪雨による被害をはるかに上回る想定のうえでの制度見直しを早急に行うべきであると思料いたします。このことに関して、当局のお考えをお聞かせください。

次の課題について質問いたします。

このたびの地震によって多くの寺院が仏事を執行できない状況が生まれました。本堂などの施設の被害はもちろんのこと、倒壊などによって衣体を取り出せない状況もありました。このような状況にあって、本山に関係する法衣製造業者数社から直綴や間衣、襦袢や足袋まで、女性用も含めて寄贈いただいたことは大変ありがたいことであったとお聞きしました。

さらに、臨時措置規程として「法臈法衣条例施行条規」の第8種衣体の葬儀執行の許可を示していただいたことで、非常事態においても正しく葬儀が執行可能な環境となりました。宗務当局と業者の思いが一つとなって、住職と門徒ご遺族を繋いでくださったと深く感謝されておられました。今後このような災害が発生した際には、今回の緊急達令は大切な前例となることと受け止めておりますが、国で言うところの「災害特別措置法」のように、災害の緊急時には行政的な例外措置規定をまとめて整備しておくことによって、被災寺院・門徒の利益になるだけではなく、非常時における宗務執行に伴う会議案件のスリム化や事務の簡略化が行われると考えます。

発災以降の災害救援本部で多発的に生じた諸問題に取り組んできた内容を取りまとめていただくとともに、さらに「東日本大震災に伴う教区会議員選挙の投票所の設置及び郵便投票の特例に関する臨時措置条例」や「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う条例に定める会議の開催に関する緊急達令」「新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に伴う諸会議の開催に関する臨時措置規程」も含めて内容を充実させて災害特措法として法制化することを提案いたします。

具体的な事例を挙げれば、教区会及び組会・教区門徒会及び組門徒会の改選期日の延長、門徒法名の再授与、法人解散に関わる所属移転に必要な度牒の再証明、責任総代の改選時における申請期日の延長、代務者任期の延長等、まだまだ数えきれない対応策が考えられますが、当局のお考えをお聞かせください。

次の課題として、地震が発生して間もない時期に現地災害救援本部は金沢教務所に設置され、その後、水道・電気・電話・インターネット回線が復旧したことで、ようやく「被災地を管轄する教務所を現地災害救援本部として指定」する状況が整い、能登教務所に移設されました。このことも竹原所長からお聞きしたことでございますが、金沢教区の某寺院に訪問したところ、庫裡の一部が大きく被害を受けておられたのですが、公費解体制度の正しい情報やそれ以外の公的支援について情報が伝わっておらず、おそらく宗派の支援も繋がりにくい状況を生み出していると想像します。

同様に金沢地区の他の寺院についても、復旧・復興に向けた支援が能登に比して薄い感覚があります。それは現地災害救援本部が能登教務所に設置されるということは、能登教区のみが被災地であり、能登教区が支援の対象であるという前提が行政対応も世論も形成されていったからであろうと考えています。

「災害対策条例」は、2012年に公示された条例ですが、広域災害を想定していないのでしょうか、「被災地を管轄する教務所」が一つの教区であり、一つの教務所という前提があるように思われます。今後さらに広域の災害が発生することを想定した場合、宗派所属寺院を多く抱える複数の教区に甚大な被害が及び、被災地を跨ることは考えておかなければならないことです。教区の縦割り構造は、同じ宗門に属し、同じ被災者・被災寺院であるにもかかわらず情報の格差を生み、情報の混乱や支援そのものへの疑念ともなりかねません。教区を超えて大きく被災地全体を支援するために、現地災害ボランティア支援センターには、単にボ

ランティア活動のみに機能を限定せず、現地災害救援本部機能を併せ持ち、被災地の当該教務所長を被災地の複数教区の現地本部長として明確に位置付けることが必要であると考えます。

今常会において、「地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例案」「第2種共済特別会計条例の一部を改正する条例案」「災害対応準備金に関する特別措置条例案」など、この件に関する財政措置の改正に向け提案されておられますが、このことも含めて当局の見解をお願いいたします。

続きまして、「行財政改革」について質問いたします。

宗務総長は「改革」とは、「これまでのやり方を適切に改め、より良い形に転ずること」であるとおっしゃいました。この件に関して、あの苦悶に満ちた宗門混乱とも言える教団問題を時の宗務総長として厳しい姿勢で宗務執行に当たり、宗憲改正に導かれた嶺藤宗務総長の演説の内容から、「改革の基礎・質的転換」と題して同朋会運動を推進することをいのちとする真宗大谷派の行財政改革の推進は現今の最重要課題としてあらためて触れられました。

「改革」とは、宗憲前文の精神に基づき、宗祖親鸞聖人の教法を聞信しようとする宗門人は、真宗本廟を帰依処としてそこに集いあい自信教人信の誠を尽くす、このことを「教法を聞思し、かつ実践する」という真宗人としての使命感・責任感に裏打ちされた宗門人の「反応の大事」が表現されておられます。言い換えれば、一ヵ寺一門徒が宗派に属することの意義や喜びをあらためて感受していただく基礎・基盤を制度や方法を改善していくことによって宗門内に十分な理解と協力と信頼を得て、推し進めていかなければならない喫緊の課題であると受け止めております。

このことは、去る3月の宗政調査会において配付いただきました「2024年度の進捗と今後の具体的実働を予定する取り組みについて」でご説明いただいておりますが、いよいよ今常会において2025年度予算及び行財政改革関連条例案の提出を見て、宗務執行の責任者として宗務に携わる一人ひとりの「意識改革」をとおして危機感を共有し、新たな改革に向けて実現可能なものから改革を推し進めていくご覚悟を感じたことでございます。

そこで、私の方から2点について質問いたします。

1点目は、宗務総長演説で持続可能な宗門の基盤整備を図るべく4つの柱の中で、真宗同朋の会の機関紙である「『同朋新聞』のリニューアルの着手」についてであります。宗務総長のおっしゃるとおり、発刊以来63年の星霜を経て、生きた教法伝達の機能を有する宗門最大の情報媒体であります。『同朋新聞』をはじめとする本山定期刊行物は、同朋会運動推進を担う大切な役割を持っており、その編集内容・頒布方法・利用方法を点検・総括し、改善に着手していく姿勢は大いに賛同するものであります。各教区における新聞の配布計画の立案と実行が掲げられておりますが、より効果的に生きた教法伝達をいかなる方途をもって実現されようとしているのか、そのお考えをお示しください。

2点目として、各教区の地方事業予算の主たる財源である「新たな交付金交付基準の設定・実働に向けての取り組み」であります。この交付基準の変更は、「教化研修計画」との連動を見据えた2026年度から予定されており、2025年度はその準備期間と位置付けられております。

私はこの件に関して、一見、教区事業費歳入の財源、つまり交付基準構成要素に関する意見に終始しているように仄聞しておりますが、実際に教区や組、さらには寺院を単位とする教化の現場を担う場がどのような願いや視点を持って教化事業に取り組んでおり、今後どう取り組むべきなのか、この機会に再点検・再構築する必要があるように思料いたします。

そのためには、各現場の自浄努力に委ねるだけでなく、本山諸機関からの俯瞰的な視点を含めた後押しが必要なのではないでしょうか。2026年度からの交付金制度改革に向けて、単に交付金の額や計算方法の説明だけでなく、そこにかけられた教化に対する願いを確かめる機会として受け止め直す必要があると思います。当局のご見解をぜひお聞かせください。

続きまして、「「是旃陀羅」問題」について質問いたします。

現在「是旃陀羅」問題に関する教区説明会が18教区で終了し、教区説明会が終わった教区から学習テキスト『御同朋を生きる』を使用して、「是旃陀羅」問題に関する教区学習会が今年度内に9教区で開催されると聞いております。

この間に、部落解放同盟広島県連合会から『『御同朋を生きる』の問題点と疑問』という冊子が出されました。これまで広島県連とは十分に対話をなされてきたことではありましょうが、学習テキスト『御同朋を生きる』の70ページに記載されているように、

> 「われわれの見解を述べることになるが、これは必ずしも広島県連との合意のもとに到達した結論ではない。実際に対話を繰り返して慨嘆を禁じ得ないのは、「旃陀羅」差別の歴史的な重みである。テキストに「旃陀羅」という語があるから問題なのではなく、その文脈が差別的であるかどうかが問題である。この点については相互に共通の了解ができている。問題は、その「旃陀羅」という語が語られた文脈をどう理解するかなのである。しかし、すでに示したように、何度対話を繰り返しても、「母親殺しは「旃陀羅」のすること」という差別観念の由来についての相互了解が、いまだにできないのである」

とあります。「無道害母」をどのように読むかについて、是旃陀羅問題学習資料編纂委員会が新たに導き出した解釈と、広島県連が指摘している「母親殺しは「旃陀羅」のすること」と貶められてきた被差別民衆からの訴えがすれ違った状態が解消されていない中で、今後、各教区が全組実施の取り組みを計画していくうえで、実際に組の学習会の現場に出講した講師がしっかりと応えうることが可能なのでしょうか。そのあたりを解放運動推進本部・教学研究所はどのように考え、また内局はどのような方途を指示していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、「大谷専修学院問題」について質問いたします。

当局は昨年12月、大谷専修学院の2025年度の学生募集中止を発表されました。大谷専修学院という大切な教師養成の場を停止するということは、大谷派宗門にとって極めて重要な事柄であります。

職員2名から宗派に対して地位保全仮処分申立の訴訟も起こされており、様々な背景の中で苦渋の決断をされたのではないかと拝察いたしますが、学生募集中止に至る背景について、つまびらかにご説明いただきますようよろしくお願いいたします。

また、訴訟については3月下旬に京都地裁の決定が出され、職員2名の主張が認められる内容であったと聞き及んでおります。今回の訴訟ではどのような点が争われ、それについてどのような決定がなされたのか、そして裁判所の決定についての当局の受け止めと今後の対応について、可能な範囲でお答えください。

併せて、裁判の影響ということも想定されますが、大谷専修学院の再開の目途について、裁判の影響ということも含めてどのようにお考えなのかお聞かせください。

続きまして、「男女共同参画実現に向けた組織機構改革」について質問いたします。

これまで四半世紀以上にわたり、議会関係者他、諸先輩方が取り組まれた宗政参画拡大という願いに立ち、女性と男性が性差を超えて平等に歩んでいく真の共同体になることこそが

信仰的課題でもあります。

宗憲前文の精神が示す「この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う」という宗憲の基本理念に基づいて開かれている教団でなければなりません。

ガラスの天井と言い残されたことで有名なアメリカ連邦最高裁判事として法廷に立ち続け、性別による不平等、女性への差別撤廃について毅然として立ち上がった方で、「一人のささやかな営みが時には世界を動かすことがある」と示されたルース・ベイダー・ギンズバーグ、通称RBGと言われ、自由を求める若い世代に絶大な支持を受けていた方が言われた言葉で、「女性を優遇させよとは言っていません。ただ、私たちの首を踏みつけているその足をどけて欲しいのです」という言葉を残されています。男女が等しく尊厳があり平等であるということは、私たち教団で言えば、組織運営のあり方や制度機構をとおして、私たち宗門人の信心に立った真宗の生活に生きる一人の念仏者として多様性を認め合った人の声を届けていくことです。このことは、同朋会運動を推進する過程で確認された「古い宗門体質の克服」に相通ずることではないでしょうか。

具体的様々な課題と問題点は、4年間終始一貫して取り組んでこられた宗政調査会「制度機構専門委員会」での報告に示されています。制度上の問題をクリアするには、今なおたくさんの方々が待ち望んでおり、当局のお力が必要です。ご見解をお願いいたします。

最後に、2023年全宗門人の帰依処である「真宗本廟」において、「南無阿弥陀仏　人と生まれたことの意味をたずねていこう」のテーマのもと慶讃法要が完遂し、2年の経過の中で、慶讃事業の継続の願いを受けて『教行信証』坂東本を底本とする『真宗聖典　第二版』と、青少年のお聖教に触れていただく『真宗児童聖典』の刊行や新刊『坂東本カラー影印縮刷本』が出版される予定です。「教区での慶讃法要」について、宗務改革による教区改編事業により地方組織や新たな転換期を迎えている中、各教区では慶讃法要の計画の立案・推進に取り組まれており、宗務総長がおっしゃった改革の基礎・基軸とした「教法を聞思し、かつ実践していく」宗門人の「反応の大事」の具現化に向けての歩みが繋がれていき、次世代を担う方々が宗祖に触れていただき慶讃法要が尊いご勝縁になると考えます。あらためて宗務総長のお考えをお聞かせください。

【答弁】

木越宗務総長

私からは、まず「令和6年能登半島地震」について、あらためて思いを述べさせていただきます。

花園議員におかれましては、現地に赴きお見舞い視察、そして被災地の現状をつぶさに聞き取るなど、議員の被災地に寄り添う姿勢に触れ、被災地である北陸出身の一人として私からも感謝を申し上げます。

昨年の演説で、「「声なき声を聞く」、すなわち「自らの内なる声」、また他者の「言葉にならない心や思念」というものを、互いに想い合い、聞き合うこと。それこそが「同朋社会の顕現」を誓った宗門に属する者の使命」と申しました。

地震発生から1年5ヵ月が経とうとしておりますが、被災地の声を聞き続けていく、この思いは変わることはありません。このたび、来る6月21日に能登教務所（済美精舎）におきまし

て「第53回能登教区同朋大会・令和6年能登半島地震 奥能登豪雨物故者追弔法会」が門首夫妻の出向のもと教区をあげて勤修され、私は法話を担当いたします。地震及び豪雨で亡くなられた方々を悼み、御遺族・被災者の皆様の悲しみの心に真向い、被災地において、仏法を拠り所として立ち上がる姿を相共に確かめ、そして「念仏の声が再び響く場」の創造に力を尽くすことをあらためて心に刻むことであります。

続いて、「『同朋新聞』のリニューアル」については、内局提出資料として配付しております「教化研修計画」にも記載しておりますが、2026年1月のリニューアルに向けて鋭意取り組んでいます。この取り組みは、行財政改革の推進であるとともに、真宗教化センター構想の第2ステップとしても位置付け、宗務所教化関係部門の総合力が結実されるものとして取り組んでまいります。

演説でも申させていただきましたが、仏教を聞信し「問い」をいただく生活とはどのようなことなのか。宗祖の顕かにされた念仏の教えを聞き、生涯を送られた先達が感動されたことは何であったのか。この教団がどれほど多くの方々と結びついているのか。教団の社会に対する不変の使命とは何か。宗門全体の姿を幅広い世代の門徒にお伝えできるよう努めてまいります。

具体的な編集方針として、「あなたの暮らしに確かな真宗（よりどころ）をお届けし、あなたが仏に、あなたがあなたに、であう新聞」とすべく、「毎月の暮らしに、心に、必要な新聞」と言われる未来を創ってまいりたいと考えております。

また、紙面を12面に拡大し、紙面構築の視点として5点を定めております。

1つ、宗派の基本情報をはじめ、葬儀や法事、納骨といった仏事の意義を伝える「情報性」。

2つ、教育や福祉・地域貢献など宗派の広域性を伝える「社会性」。

3つ、社会の出来事や価値観を真宗の視点から問い、読者間の対話を深める「対話性」。

4つ、あなたはあるがまま尊い存在であることを伝える「尊厳性」。

5つ、時代や国、世代などを越えた言葉とのであいを生活に届ける「超越性」。

これら5つの視点で紙面を構築し、同朋の会での活用をはじめ、青少幼年と共に読むことのできる記事なども検討しております。そして、幅広く宗派の情報を届けるため、もちろんインターネットの活用も視野に入れて取り組みます。

なお、演説でも述べましたが、各教区・組・寺院・人のところでも、新聞の配布拡大を期した取り組みをぜひお願いいたします。

次に、「「是旃陀羅」問題」についてお答えいたします。

花園議員のおっしゃられた広島県連合会との相互了解についてですが、テキストを編纂する中で、定着している『観経』序分の解釈「母親殺しは「旃陀羅」のすること」という訳は、明治以降、新たに作り出された誤った解釈であることが分かってまいりました。

そして、月光大臣の諫言における「是旃陀羅」の言葉は、古代インド社会の差別構造を端的に示したものであるとテキストで押さえ直しております。このたびの訂正現代語訳は、時代の差別通念が反映され、差別的な意味が重ねられた従来の解釈を反省したうえで、新たな差別を繰り返さないという視点に立ち、原典に即して読み直したものです。それについて、議員ご指摘のとおり、広島県連の方々も対話の場で一定の理解を示していただいていますが、それでもなお『観無量寿経』には「母親殺しは旃陀羅のすること」と書いてあり、そのようにしか読めないという指摘をいただいております。

このような対話の中で、2024年1月に『御同朋を生きる』を発刊し、それに合わせて広島県

連からは同年10月に『『御同朋を生きる』の問題点と疑問』が発刊されました。『問題と疑問』の原稿は、あらかじめ是旃陀羅問題学習資料編纂委員会が目を通し、そのうえで8月1日に対話を行っております。

これらは、双方の立場の違いがテキストとそれに対する応答として明確になったものであると受け止めており、今後、「是旃陀羅」問題の学習は、この２冊を往復するような双方向の学習が望まれるということを広島県連とも確認しております。

そもそも経典は、十方衆生の救いを説くものであり、私は『観無量寿経』を差別経典と言うことはあたらないと受け止めております。しかしながら、経典の文言が差別的な機能を果たすような解釈を重ね、その中で布教を行い、本来あってはならない形で痛みを生じさせた僧分の責任は非常に重いと考えております。

この「是旃陀羅」問題の取り組みは、その僧分としての責任に立って取り組みを進めてまいりたいと思います。なお、お尋ねの組学習会については、担当参務が答弁いたします。

続いて、「教区慶讃法要の意義」については、演説でも述べさせていただきましたが、「ここからがスタートだ」という言葉を教化委員など次世代を担う若手の方から多く聞かれたことが印象的でした。

また、慶讃法要ではありませんが、山陽教区の「非核非戦のつどい」の折、四国教区の若い教化委員会の方々も多く参加されていました。「これから共に新教区を作っていこう！」「山陽教区が大切にしてきた平和への願いを我らの願いとし、共に歩んでいこう！」、そのような意気込みを感じたことであります。教化の現場で若者が生き生きと活躍する、それを大きく表現できる場、その若者が育つ場こそが慶讃法要であり、教化の現場です。

また、それを見る年配が、その元気をいただきつつ、自らの学びを深める勇気をいただく。こういうことが法要のもつ醍醐味であると思います。2048年の蓮如上人五百五十回御遠忌まで大きな法要がない中で、藤代聡麿先生の有名な言葉「これからが　これまでを決める」というような気概を各教区において感じさせていただいております。

また、慶讃テーマに込められた願いを確かめ、立教開宗の書である『教行信証』坂東本に触れる機会をとおして、私にとっての宗祖。その生き様やお姿といった「存在」に感動し、念仏が伝承されてきた僧伽の歴史に「私も加わる！」という意欲をいただける場になるものと感じております。

今後、厳修される各教区での慶讃法要を楽しみにしておりますし、ぜひお参りをさせていただきたいと思います。

古賀参務

私からは、「大谷専修学院の問題」についてお答えします。

まずもって、大谷専修学院の 2025 年度の学生募集の中止にあたり、学院への入学及び教師資格取得をご検討いただいていた皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

また、議員各位ご承知のとおり、本件は係争中の訴訟事案でありますことから、答弁できる範囲が限られますので、その点あらかじめご理解いただきたくお願い申し上げます。

さて、私ども内局は、2024 年 12 月 15 日の内局会議において、誠に遺憾ではありますが、大谷専修学院の運営体制を整えるため、2025 年度の学生募集の中止を決定いたしました。その決定に至った経緯について、少し長くなりますが可能な範囲で詳細をご説明申し上げます。

佐野学院長は、2023 年 4 月 1 日に大谷専修学院長に就任されましたが、就任以降、学院運営の方針を巡って、学院長と当該職員らとの見解が相違する場面が散見されました。かかる見解の相違につき、学院長と当該職員らの当事者間での話し合いによる解決は難しく、そのような中、2023 年 6 月には専修学院 OB 会である「青草びとの会」に所属する人物と当該職員らとの間で話し合いの場が持たれ、当該職員らが学院長に謝罪したため、事態は収束したかのように思われました。

その後、佐野学院長のもとに新たに始まった学院の事業である「安居」（2023 年 12 月 11 日から 13 日）の準備段階において、安居開催準備の協力を依頼した外部スタッフの方から、当該職員らの協力が不十分であるとの指摘が佐野学院長のもとに寄せられました。かかる申し出を受け、学院長は 2023 年 12 月、大谷専修学院の同窓会室にて当該職員と安居の準備等についての話し合いの場を持ちましたが、その経過において当該職員が怒声を発し職員室の椅子を蹴るという行為がありました。

2024 年 1 月、佐野学院長は当該職員らとの衝突等々におけるストレスから、体調を崩すに至りました。2024 年 3 月上旬には、当該職員らの後輩にあたる専修学院の職員数名から教育部に対し、佐野学院長に対する当該職員らの姿勢に問題があるとの報告がありました。

2024 年 3 月 17 日、佐野学院長から宗務総長宛に当該職員の非違行為についての報告書が提出され、内局は懲戒委員会を設置して公式に調査することを決定し、調査を行いました。その調査では、安居に関する学院長との話し合いにおいて、当該職員が怒声を発し、椅子を蹴ったという非違行為は認定されたものの、この一点をもって懲戒に処するまでの行為とは判断し難く、また、学院長の報告にあったその他の非違行為については、双方の主張が相反しており、懲戒処分に処するまでの十分な確証を得ることができなかったため、懲戒処分は下されませんでした。

なお、ご承知のとおり「呼応通信」なる文書が流布されており、そこには、当該職員に「非違行為がなかった」という旨が記載されていますが、先に述べたとおり、懲戒委員会の判断は、当該職員が怒声を発し、椅子を蹴ったという非違行為はあったものの、それのみで懲戒処分に至るとの判断ができなかったというものです。

しかし、学院長と当該職員ら学院運営の中心を担う者同士が不和であることは明らかであり、また、学院長及びその他職員 1 名が体調を崩してしまったということから、設置責任者としてこの状況を放置できないと判断し、昨年、当該職員 2 名に人事異動の内示を行った次第です。

そうしたところ、この内示を不服として、当該職員 2 名から京都地方裁判所に地位保全仮処分申立が起こされることとなりました。そして、人事異動の内示以降、職員会議における学院長の発言を巡って、当該職員ら及び一部職員らと学院長及び一部職員らとの間に明らかな受け止めの相違があり、中には体調を崩す職員も現れました。また、学院長と当該職員らの双方が相手方の言動をハラスメントにあたると主張している状況にもあり、このような状況において、到底、新たに学生を迎え入れ、安心して就学いただくことは困難であると判断せざるを得ませんでした。

学院への入学をご検討くださっていた方々には大変申し訳ないことではありましたが、設置責任者としては苦渋の決断として、学生募集の中止を決定した次第です。

次に、「大谷専修学院職員 2 名を債権者とする地位保全仮処分申立事件の争点並びに京都地方裁判所による決定の内容及び決定に関する当局の受け止め」についてお答えします。

今般の訴訟の争点の 1 点目は、当該職員 2 名に対して宗派が配転命令権（人事権）を有しているか否か。

2 点目は、当該職員 2 名と宗派の間に職種限定合意が存在するか否か。

3 点目は、今般の人事異動の内示が宗派による人事権の濫用にあたるか否か、

の 3 点でありました。

2025 年 3 月 27 日付の京都地裁の決定では、1 点目については宗派が配転命令権を有することが認められ、また 2 点目の職種限定合意についても存在しないことが認められており、これらの点については評価しております。

しかし一方で、3 点目については、人事権の濫用であるとの判断が下されました。その判断理由として大きく 2 点が挙げられ、一つは、体調を崩している学院長と当該職員らとの対話による解決の可能性がないとまでは言えないという評価であったこと。二つ目は、職員 2 名の人事異動について、給与や手当、また生活面において、当該職員らに与える不利益の程度が大きいと評価されたことです。

この 2 点については、不当な判断であると言わざるを得ません。佐野学院長と当該職員らの対話による解決は著しく困難な状況であり、事実、佐野学院長は医師から当該職員らと会うことを止められているということがございます。

また、当該職員の人事異動の内示にあたっては、給与・手当等の待遇において不利益変更にならない条件を提示し、学寮の退去についても職員とその家族の生活に不利益が生じないよう猶予ある形を提示していたにもかかわらず、職員 2 名に与える不利益の程度が大きいと判断され、その結果、当該人事異動の内示が人事権の濫用であると判断された点については、誠に遺憾であります。

これらの観点から、現在、京都地方裁判所への保全異議の申立てに向けて準備を進めております。当局としては、宗派の主張が完全に認められることを目指して、引き続き対応してまいります。

最後に、「学院再開の目途」についてお答えします。

当局としては、可能な限り早期の再開を目指すところでありますが、2025 年度の大谷専修学院の学生募集を中止した理由は、学院の運営体制を整えるためであり、再開の判断は、内局として入学する学生が安心して就学できる体制が整ったと判断できた段階で決定をいたします。

そのためにも、2025 年度において、宗務審議会「大谷専修学院の運営体制に関する委員会」を設置し、今回の件で明らかになった学院の課題を踏まえ、学院長を中心とした正常な学院運営のためにはどのような運営体制が必要であるのか、慎重かつ迅速にご審議いただきたいと考えております。

佐々木参務

私からは、「交付金制度改革」「男女共同参画の実現に向けた組織機構改革」についてお答えいたします。

はじめに、「交付金制度改革」についてお答えいたします。

花園議員からは、このたびの交付金交付基準の見直しにあたり、「単に交付金の額や計算方法の説明だけでなく、そこにかけられた教化に対する願いを確かめ直す機会とすべき」との、大変前向きなご提言を賜りました。行財政改革を担当する者として、大いに勇気づけられた

思いを持っております。

このたびの交付金交付基準の見直しは、昨年提出された行財政改革検討委員会からの報告書において、「教財一如の観点から見れば、財の拠出と教えの伝達は一体であり、すべての教区や組が御依頼額の多少にかかわらず、同じ水準で教化活動を行えるように制度を改めるべきである」との提言を真摯に受け止め、これをもとに慎重に検討を重ねてまいったものであります。

議員からは、教区教化事業の再点検・再構築に臨む際の、本山諸機関からの俯瞰的な視点を含めた後押しの必要性についてのご提言をいただきました。教区の予算や施策は、地方の特性に応じて行われるべきものでありますが、そのことによって、他教区の状況が見えにくくなっていることも否めません。このため、まずはそれぞれの教区の状況をつぶさに確認し、教区が相互に連携しながら情報共有を行うことで、これからの教区のありようを検討できるような環境醸成を図ることも重要であると思料いたします。

いただいたご提言を踏まえ、どのような対応が可能かを検討し、適切な対応を図ってまいりたく存じます。

なお、このたびの新たな交付金交付基準及びその構成要素につきましては、これで完結するものではなく、社会状況や宗門、教区の変化も見定めつつ、教化の一層の充実が図れるよう必要に応じて見直していくことも肝要であると考えておりますことを申し添えます。

次に、「男女共同参画の実現に向けた組織機構改革について」お答えいたします。

議員におかれましては、宗政調査会「制度機構専門委員会」の主査として、宗門における男女共同参画の実現に向け、鋭意、調査・研究いただき、報告書をおまとめいただきましたことに、深く敬意を表する次第であります。

さて、本年度の宗政調査会「制度機構専門委員会」の報告書では、女性が圧倒的多数を占める坊守の組会への参画に向けた特別措置条例の制定について、具体的な提案が示されたことであります。本提案は、現場の無用な混乱を抑制する意味からも、義務的・画一的なものではなく、どこまでも各組の主体的な選びによって組会に坊守が参画することを可能とし、従来の組会員と同様に議決権や正副組長選挙の選挙権を有することができる仕組みを整えるという趣旨であります。加えて、昨年度、当専門委員会において実施されたアンケートでは、すでに各組において、現行法規の中でもそれぞれの実情に合わせて多様な人が組の運営に関われるような様々な取り組みを行っている実例が多数報告されていたことから、まずはこれらの取り組みの状況把握や情報共有を図ることの重要性や、さらには教区会における女性参画の特別措置法の制定など、多岐にわたるご提言をいただいたことでありました。

議決機関における新たな制度の導入には、本報告書でも言及されておりますとおり、様々な課題が想定されることでありますが、本提案は、宗門における男女共同参画の実現に向けた重要な示唆として、当局といたしましても傾聴に値するものと受け止めております。

なお、報告書には、主査の主観を含む内容である旨の付記もございましたが、組織機構のあり方を考えるうえで貴重な視点であると認識いたしております。

現在、男女共同参画推進会議では、女性室と連携し推進体制の更なる充実に向けて、双方の役割の明確化や取り組みの名称、目的の整理など、具体的な課題の抽出と協議を進めておりますが、将来的な法整備も視野に入れ今後とも丁寧な議論を進めてまいります。

併せて、こうした「制度整備」と並行して、宗門に携わる一人ひとりの意識の変革が不可欠であることも痛感いたしております。誰もが主体的に関わることのできる宗門のあり方を

目指し、今後も不断の歩みを進めてまいりますので、議員におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

轡田参務

私からは、「第 2 種共済制度の見直し」「災害時における特別措置規程の整備」「広域災害時における支援体制」についてお答えいたします。

はじめに、「第 2 種共済制度の見直し」についてお答えします。

本年 6 月で、令和 6 年能登半島地震の発生から 1 年 5 ヵ月が経過いたしますが、特に昨年 9 月の豪雨によって二重の被害を被った珠洲市や輪島市など、奥能登地域においては、いまだ復興・復旧の道半ばという状況であります。

そのような中、宗派といたしましては、聞法道場である本堂等の復興に資する金員として本年 3 月より共済金（総額 49 億 4,013 万円）の給付を開始いたしました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、発災から給付開始までに 1 年 3 ヵ月の期間を要したことや、復興共済積立金が半減したことにより、将来発生が予見されている南海トラフや首都直下型地震等の脅威を想定すれば、現行の第 2 種共済制度のままでは対応しきれないことが課題として見えてまいりました。

これらの状況を受け、当局といたしましては、本年 4 月 30 日に宗務審議会「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討に関する委員会」を設置し、「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度が構築されるまでの間の第 2 種共済制度の運用について」及び「自然災害の多発状況を踏まえた寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の構築について」の 2 点を諮問いたしました。

災害はいつ、どこでも起こりうるため、第 2 種共済制度の見直しに関しては焦眉の急を要する案件であることを当委員会に受け止めていただき、早速、諮問事項の一つである「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度が構築されるまでの間の第 2 種共済制度の運用について」の一部答申（中間報告）を提出いただいたことであります。

これは当然、近年の保険会社との調査研究の成果や宗政調査会における議論等も踏まえてのことと理解しております。

当委員会の今後の予定としては、保険会社と保険代理店がタッグを組んだ 2 組から第 2 種共済制度の見直し案とそれを補完する保険商品とのタイアップ等、具体的な提言を受ける場を設け、宗派と提携する保険会社・保険代理店の一組を選定する予定であります。その後、委員会で選定された保険会社と保険代理店の方には、参考人として審議会に参画いただき、専門的知見から様々な提言・助言をいただくことを考えております。引き続き、委員会において、本旨である「新たな復興共済制度の構築」に向けて鋭意協議を進めていただき、本年末に最終答申を提出いただく予定となっておりますこと、ご承知おきください。

次に、「災害時における特別措置規程の整備」についてお答えいたします。

花園議員からは、大規模災害の発生を想定し、被災者支援の円滑化や非常時の事務簡略化などの法整備をあらかじめ行い、災害に備えるべきとのご提案をいただきました。当局といたしましても「災害につよい宗門づくり」を志向し、その取り組みを進めるにあたっては貴重なご提言であると受け止めております。ありがとうございます。

ご質問にもありましたように、このたびの能登半島地震に際しては、法衣店より寄贈いただいた衣体等を被災地にお届けするとともに「令和 6 年能登半島地震に伴う法衣の依用に関

する臨時措置規程」を施行するなど、宗派としても被災地の声を聞き取りながら、実情に応じた柔軟な対応に努めてまいりました。

しかしながら、災害の種類や規模、発生地域等によって求められる支援の内容は様々であることを、能登半島地震に係る震災対応の中で、あらためて受け止め直しており、今後取り組むべきことはまだまだあると認識しております。

過日、迅速な救援物資を被災地に届けられるよう株式会社コーナン商事との業務提携を行いましたが、法整備とともに、様々な企業・団体との連携の必要性も認識しております。

このたび議員からご示唆をいただきましたように、能登半島地震をはじめこれまでの災害対応で蓄積されたノウハウや現場の声を精査し、「災害につよい宗門づくり」を関係機関と連携しつつ進めてまいりたいと存じます。

最後に、「広域災害時における支援体制」についてお答えいたします。

2012 年に施行された「災害対策条例」及び 2013 年に施行された「災害対策条例施行条規」は、複数教区に甚大な被害をもたらした東日本大震災を受けて制定されたものであり、大規模災害や広域災害などが発生した際にも、必要に応じて現地災害救援本部の業務を補完するための拠点を設けることができる等、宗派として状況に応じた被災者支援を行っていくことを想定しております。

しかしながら、昨年発生した能登半島地震においては、11 教区にわたり 969 ヵ寺から被害報告があり、これまでに経験したことのない広域にわたる大規模災害であったため、議員ご指摘のような現行の教区制の課題も見えてきたことであります。

南海トラフ地震や首都直下型地震など、広域災害の発生が危惧される状況にあって、「災害につよい宗門づくり」を志向しておりますので、今後、議員からご指摘いただきました内容も踏まえつつ、本山と現地災害救援本部、被災教区、ボランティア支援センターが緊密に連携し、災害の規模や状況に応じた的確な被災者支援を行うための最善の方途を模索してまいりたいと存じます。

山田参務

私からは、「「是旃陀羅」問題の取り組みにおける組学習会」についてお答えします。

宗派においては、現在、説明会を終えた教区から教区学習会の開催を促しており、学習テキスト『御同朋を生きる』の編纂に携わった者から講師を派遣することで、広島県連との対話を踏まえ、テキストの学習を行っています。

組学習会の持ち方について、以前は宗務所において「講師養成研修」を行い、テキストを学んだ講師が各組へ出向することを計画しておりましたが、その後、関係部門とカリキュラムの検討を重ねる中で、短期間の研修において学習テキストを十分熟知し、組学習会の講師を担うことは難しく、受講者にとって過重な負担となることが懸念されました。そのため、「学習テキスト講習会」と変更して実施しております。

このテキスト講習会は、教区推進体制のスタッフをはじめ、今後、教区・組における取り組みの中軸となる者として教区が選定した方に参加いただき、編纂に携わった教学研究所と解放運動推進本部の職員と共に、まずはテキスト全体を読み通し、テキストの要点を確認します。

教区及び組の現状に鑑みれば、組学習会の持ち方は、特定の講師による伝達講習的な性格ではなく、「学習テキスト講習会」に参加した方や教区学習会で学びを重ねた教化委員・同朋

の会教導が進行役となり、参加者一同で共に学習冊子・テキストを輪読・通読することからはじめていただき、その中で疑問や課題等が挙がってきた時は、まずは教区で組織される推進体制の中で集約いただき、教区と宗務所が連携を取りながら展開することが望ましいと考えています。

また、解放運動推進本部では、「是旃陀羅」問題の概要を説明するための視覚教材として、学習スライド『御同朋からの問いかけ』を作成し、各教区の説明会で提示しております。今後、各組への展開を進めていく際にご活用いただくことで、問題の要点や取り組みの趣旨を伝えるうえにおいて、更なる共有の一助になると考えております。

テキストが発刊されて以降、宗門内での関心が以前にも増して高まっているように見受けられます。この関心の輪をさらに広げるべく取り組んでまいりますので、花園議員におかれましては、更なるご支援をよろしくお願いいたします。

【2025 年 6 月 2 日】

同朋社会をめざす会　田澤 一明 議員【4 期】［新潟教区 第 19 組 明誓寺］

宗務総長演説で、「現今の宗務の最重要課題」は「行財政改革」であり、その「改革」とは、「これまでのやり方を適切に改め、より良い形に転じること」であると述べられました。それはまた、現状に対する危機感に立って「新しい教団像を創出」しようということでしょう。

近年におけるその端緒は、2021 年の「宗務改革（行財政改革）の推進に向けて」と題された【内局案】の提示でした。その冒頭には、「願われる宗門の相（すがた）とはどのようなものなのか。このことを全宗門的に共有しえない限り、これからの宗門の創造と実現を果たせない」という記述があります。

そして、その【内局案】を経て、「行財政改革検討委員会」が設置され、昨年 4 月にその「報告」がなされました。そこにもまた、「宗門の将来像」「目指すべき宗門像」について議論が交わされたことが記されています。

考えてみれば、それは近年始まったことではなく、我々はずっとそのことを模索し続けてきたと言ってもいいでしょう。しかし、現在に至るまでその試みが確かな実像を結んでいるとは到底言えません。少なくとも、【内局案】でいう「全宗門的に共有」されるような「宗門の将来像」には至っていません。

つまり現状は、今のままでは教団の維持存続は困難であると。それゆえ、新たな教団像が求められる。しかし、いまだ新しい教団像は見出せていないということです。それはまさに危機的状況です。

新しい教団像が求められなければならない要因として挙げられてきたのは、概ね以下のことです。

一つには、極端な少子高齢化・人口減少・過疎化の問題等の社会環境の変化、家意識や宗教意識の変容による宗教離れ、寺離れといった社会的意識の変化、つまり「外的要因」です。

二つには、この「外的要因」による、門徒数の減少・仏事の変化と減少、それに伴う寺院の経済的逼迫と寺院・僧侶数の減少、そして、それによって支えられる教団の経済的逼迫・縮小といった「経済的要因」です。

これらの長期的な低落傾向は、2020 年以降のコロナ下と昨年の能登半島地震をはじめとする災害の多発により、さらに加速化し、可視化されました。

誰もが感じている危機的状況の中で、「持続可能な新しい教団像」が求められることには必然的理由があります。

ではなぜ長年の努力にもかかわらず、そして誰もが共有している危機の渦中にあるにもかかわらず、「新しい教団像」がいまだ描けないのでしょうか。「外的要因」「経済的要因」が大きいため、それのみが注目され強調されますが、そこには隠れている要因があり、実はそれこそが根本的な要因なのではないでしょうか。その隠された根本的要因とは「内的要因」とでも呼ぶべきもので、以下のようなことが考えられます。

- 教団や寺の存在意義の不確かさ
- 教団がそのいのちとしてきた「同朋会運動」とその存在理由としてきた「同朋社会の顕現」の不透明さ
- そのさらに根本にある自らの依って立つべき「本願念仏の教え」に対する自信の喪失、等。

こうしたことが不鮮明であり不透明であることこそが実は危機であり、ここにこそ「新しい教団像」が求められなければならない根本的要因があるのでしょう。ありていに言えば、寺や教団の経済的な見通しが不安ということもあるが、それよりももっと深刻なのは、何のために自分や寺や教団があるのかわからないということです。

しかるに、これらのことについての現状認識は、外的要因や経済的要因が大方の共通認識であるのに対し、共有されているとは言い難く、極めて不十分です。現状認識が個別的で不十分であれば、問題の所在も曖昧になり、新たな教団像といっても主観的であったり具体性を欠いた観念的なものにならざるを得ません。

だとすれば、教団の将来像を共有するためには、まずその出発点として、現在の教団の形が認識され共有されることが必要です。言うまでもなく「教団の形」とは、その制度機構や財政のあり方のみを指すものではありません。

それは何よりもまず、「教団の存在意義とその現状の確認」からなされなければならないでしょう。しかしそれは、これまで当然の前提として確認されてこなかったように思われます。それが置き去りにされたまま、財政改革や組織機構の改革のみが先行していることが危惧されます。

では、「教団の存在意義とその現状の確認」はどのようにしてなされていくべきでしょうか。いみじくも宗務総長は、昨年常会における演説で、「宗門存立の本義」について以下のように述べています。

> 「私どもは、1962（昭和 37）年の「同朋会運動」発足以来、その歩みにおいて教団問題、部落差別問題、靖国問題等の重大問題をくぐり、1981（昭和 56）年 6 月の「宗憲改正」をもって、今の教団の形を享受しております。（中略）「すべて宗門に属する者は、常に自信教人信の誠を尽くし、同朋社会の顕現に努める。」この一句は、「宗門存立の本義」を表すもので、宗門人の使命と責任を表現したものです」。

すなわち、現在の教団の形とは、同朋会運動の発足時の理念とその歩みにおいて遭遇した重大問題を経て、「宗憲」として獲得されたものです。ゆえに、「現在の教団の形の確認」は、「宗憲に示された教団の存在意義を基点として見た現状の確認」ということになります。そしてそれは、教団のいのちとしてきた「同朋会運動の現在の確認」と同義です。

つまり、「同朋会運動の総括」なくして「現在の教団の形」を見定めることはできず、現在の教団の形の認識ぬきにして、「新たな教団の形」は描けないということです。

逆に言えば、長年の努力にもかかわらず、新たな教団像が描ききれていないのは、同朋会運動の総括が、具体的かつ広範囲でなされていないからだということでしょう。それが同朋会運動の総括が求められる所以です。

しかし「同朋会運動の総括」は、すでに運動自身に必然的に内包されていると言えます。

同朋会運動発足の宣言の中に、「純粋なる信仰運動」という言葉があります。この「純粋」ということは、人間の営みには決してつかない言葉です。だとすればその意味は、人間の営みとしての運動を徹底して批判するところにあります。

したがって、この運動は「絶対化されることのない運動」であり、「終わることのない運動」です。常に点検され総括されながら歩まなければなりません。もしそれがなくなったならば、それは同朋会運動がそのいのちを失ったということです。

「同朋会運動の総括を」という声は、特に先の「親鸞聖人七百五十回御遠忌法要」前後に大きかったように思います。それは同朋会運動が 50 年の節目を迎え、また宗憲も 30 年の節

目を迎えたことを考えれば当然のことでありました。しかしそれはただ単に年数の節目であるという理由だけではなく、運動そのものの停滞や行き詰まり、目指すべき方向が不透明であるなどの危機感が多くの人にあったからでありましょう。「同朋会運動は変節した」「同朋会運動は終わった」「同朋会運動にかわる新たな運動論を」などの声が聞かれたのが、その一つの証です。

しかし、にもかかわらず、遂に本格的な総括はできなかった。当局にすればその総括は何度もしたというかもしれない。しかし、批判的視点で、具体性を伴った教団を挙げての広範囲の総括というものはできなかったのではないでしょうか。

そうした内容を伴った本格的総括と言えるものは、1977（昭和 52）年の同朋会運動の発足 15 年時のものが、最後であると思われます。

それは、宗務総長が演説で触れた嶺藤宗務総長の「教団の質的転換」を背景に持つものです。この時発表された『当面する諸問題と今後の課題』と題された文書の冒頭には、「各教区においても、教区の運動推進計画を策定するための、点検－総括－課題－展望－方針を明らかにする作業」を進めるよう願うという記述があります。

ここで示されている＜点検－総括－課題－展望－方針＞こそが本格的総括と言いうるものでしょう。

このことからも明らかなように、総括は決して後ろ向きで否定的な営みではなく、むしろ新しく出発するための欠くべからざるステップであり、それ自体が同朋会運動と言いうるものです。だからこそ当時の内局は、＜点検－総括－課題－展望－方針＞を各教区にも要請したのでしょう。そして皮肉にも要請した当局において、それはその後、遂になされなかったのであります。

そこで以下の質問をいたします。

1、当局は同朋会運動の総括をしたという認識でしょうか。

2、したとすればそれはいつの何を指すのでしょうか。

3、またそれは、本格的な総括に値すると考えますか。

4、もし総括ができなかったというなら、それは何が原因でしょうか。

5、今後教団を挙げての総括をする必要を感じていますか。

6、もしやるとすれば、いつどのような形でやりますか。

7、もしやる必要がないと判断するなら、それはいかなる理由によるのでしょうか。

さて、同朋会運動の総括をなし得なかった理由として以下のことが考えられます。

第 1 に、同朋会運動を自明なこととして無疑問的に前提してきたということです。例えば、半ば定式化した言い方に「同朋会運動を推進することをいのちとする宗門」という言い方があります。そこには同朋会運動とは何かという問いも、それを本当に推進してきたのかという反省も、その結果についての確認もありません。

そして第 2 に、教団の施策について、はっきりと確認もなくそれはすべて同朋会運動であると言ってきたという問題です。それは、同朋会運動を無批判に曖昧に拡大することとして作用します。事業の選択が声高に叫ばれる今こそ、それが果たして同朋会運動なのかという確認は一層重要です。

また第 3 に、その目標として掲げた「同朋社会の顕現」について、それがいかなる社会であるのかを明確にしないまま、暗黙の了解のうちにわかったこととしてきたということがあります。主観性や観念性に堕することを排して、同朋会運動の総括を行うには、具体的な指

標が必要です。すでに述べたように、「同朋会運動」は、数々の重要な問題に遭遇し、その問題との格闘の末に「新宗憲」という成果を得ました。この事実に即して言えば、同朋会運動を総括する指標は以下のことになります。

第 1 の指標は、同朋会運動がそれに遭遇した「教団問題」「部落差別問題」「靖国問題」が提起する諸問題、それはかつてあった問題にとどまらず、今もあり続けている問題です。これに対して、教団は過去にどう向き合い、現在どう受け止め、将来どう応えようとしているのかということです。

第 2 の指標は、「宗憲」前文に掲げられた「宗憲の精神」に、教団が背反していないかどうかということです。

以下、この指標をもとに、同朋会運動の歩みと現在の課題について、当局の見解をお聞きします。

まず、「教団問題」をとおして考えてみたいと思います。

教団の現状に対する厳しい認識と深い懺悔を背景として、時代の要請に応えうる教団の確立を目指した同朋会運動は、その運動 7 年目に「教団問題」に遭遇します。

そして運動 15 周年の点検・総括において、「教団問題の顕在化は、宗教的精神の欠落と悪しき世俗化の典型」であると受け止め、「古い宗門体質の克服」という基本課題を掲げます。

それを経て、『新宗憲』は教団の存在意義としての「同朋社会の顕現」、教団運営の基本姿勢としての「同朋の公議公論」という理念を獲得するに至ります。

まず総論としてお聞きします。この「古い宗門体質の克服」という課題、また「同朋の公議公論」の理念は、どこまで実現し、またどういう課題を残していると考えているでしょうか。

次に、具体的な事例についてお伺いします。

2004 年に宗議会議員選挙における被選挙権が有教師全体に開かれましたが、「住職の同意」という条件が付されました。賛成の主な理由は、宗門の諸制度においては、寺院が重要な構成単位であり、住職には様々な責任と権限が付与されている。その現状を踏まえての条件であるというものです。

それに対して反対の理由は、宗務総長の補任した教師は、宗門を荷負せんとする者として全く平等であるにもかかわらず、その基本的権利である被選挙権において平等でないのは、公議公論の原理に反しているというものです。

長年、平行線をたどっているこの議論に対して、宗務総長は今どう判断するのか、お示しください。

次に、「教区会議員の選挙・被選挙資格を有教師に拡大しようとする件」についてです。

実は先の「宗議会議員被選挙資格の教師への拡大」の条例発議の際、その提案理由として、当時の里雄議員が述べられたのは、「閉塞感を破り宗門の活性化を促すために」、「より多くの宗門構成員が宗門活動、宗政に参加できるよう方途を講ずる必要があり」、「今後、当然、教区会、組会の組織構成及び選挙制度の見直しと改正にも取り組んでいかなければならない」ということでした。

この発言に私は全く同感します。少なくともこの時、宗議会のみならず、教区会・組会にも同朋公議の理念を浸透させようという共通理解と意思があったのだと思われます。それから 20 年余が経ちました。宗務総長の今の認識を伺います。

次に、「坊守を住職の配偶者とする」ことについてです。これも長らく課題になっていることです。この問題は直接的には、坊守を住職との婚姻関係に限定することと、制度的に従属

的な立場に置くことを問うものでした。そしてそのことをとおして、教団に牢固としてある住職中心・僧侶中心・男性中心の体質を問い、男女・僧俗が平等に参画できる教団を志向するものでした。この課題についての受け止めと今後の方向性をお答えください。

また、ここ数年、宗政調査会で取り上げられている「組制の改正」の問題があります。これは最も身近な議決機関である「組会」を、多様な人に開かれた場にすることを願う試みです。これらの取り組みは、いずれも宗憲の「同朋公議」の精神に相応すべく教団の組織・制度を改変していこうという試みです。しかし、いずれもいまだ成就していない現状は、同朋会運動の停滞か退転の事実を示していると思われます。併せて宗務総長の今の認識と今後の具体的方向性をお示しください。

また、2020 年のいわゆる「経常費御依頼額の更なる 5 億円減額問題」を巡って、「内局の専横専断」ではないかという疑義が多方面から湧き起こりました。しかし、当局の返答は、一貫して「内局の専権事項」であるというものでした。

そもそも宗憲に示された「何人の専横専断をも許さず」の言葉を最も胸に刻み、「同朋の公議公論」を最も尊重し遵守しなければいけないのは、権力を有している内局です。したがって、「専横専断ではないか」という疑義に対しては、誰よりも謙虚に耳を傾けねばなりません。

しかるに、その姿勢が全くなかったということは、現教団がいかに宗憲の理念から離反しているかを示すものです。これらは前内局でのことですが、現内局はその当時の判断を今の時点でどう評価するのか、また今後同様のことをする可能性があるのかお答えください。

次に、「部落差別問題」についてです。

これは同朋会運動の開始以前に、水平社創立当時から提起されてきた問題でした。

しかし、かつて言われた「同朋会運動が同和運動推進の母胎となり、同和運動の推進がまた同時に、同朋会運動の正しさの証となる」という言葉によるならば、部落差別問題に対する取り組みは、同朋会の運動の歩みと軌を一にすると言えるでしょう。

教団は、数々の差別事件を契機に厳しい糾弾を受け、それに対して教団としての態度を表明してきました。その典型が、難波別院輪番差別事件の糾弾に対する『第 2 回回答書』です。

そこにおいて「教団の本質的な腐敗堕落に対し強いて目をつむってきた」と懺悔し、「封建教学を徹底的に排除し、人間の真の依り処となる親鸞教学を確立する」と、今後の歩みを約束しました。そしてこれが、後に宗憲において、「同朋社会の顕現に努める」という教団の使命と責任の表明につながっています。

問題は、この約束は現在に至るまでにどのように実現されているのか、果たされていない課題は何かということです。まずそれについての見解をお聞きしたい。

そしてこの問題は、「是旃陀羅」の問題として現在化しています。これもまた水平社設立当時から解決を迫られてきた課題でした。にもかかわらず、いまだにその結論が出ていません。

昨年の常会では、当局の進める取り組みに対して、実際にそれを現場で実施する立場にある岩嵜議員から具体的な問題提起があり、また高名議員からは読誦にまつわる問題が提起されました。どちらも重要な指摘でしたが、当局の回答はそれに正面から答えるものではありませんでした。

1 年経過し、教区での説明会・学習会が実施される中で、あらためて今この問題にどう答えるのかお聞きしたい。

次に、「靖国問題」をとおして質問します。

この問題は 1969（昭和 44）年、自民党による「靖国神社国家護持法案」の提出に端を発し

ています。この問題は当初、信教の自由の侵害の問題と見られていました。

しかし同朋会運動の歩みは、この課題を自らの信仰の課題として捉え、1987（昭和 62）年の「全戦没者追弔法会」における戦争責任の告白、1995（平成 7）年の「不戦決議」、翌 1996（平成 8）年の高木顕明師への謝罪と顕彰へと続いていきます。この過程は、同朋会運動の成果です。

その「不戦決議」においては、「宗門が犯した罪責を検証し、これらの惨事を未然に防止する努力を惜しまない」という誓いが表明されています。この時から 30 年が経過しました。この間の教団の歩みは、この誓いを基点として総括されねばなりません。この誓いはどれだけ果たされたのか、あるいは実を結ばなかったのか。まずそれについての当局の見解をお聞きしたい。

またそのことを考える時、具体的には「見真額」の問題があります。

2011 年の御遠忌法要を目前にして、この問題に多くの関心が集まり、2010 年の常会には全国 8 教区から請願が出されました。それは御影堂から「見真額」を下げ、愚禿釋親鸞聖人の法要を厳修してほしいというものでした。

先の戦争責任の告白にあるように、我が教団は、明治期以降、天皇制国家の体制に迎合加担し、特に先の大戦においては、その戦争を正当化し賛美して多くの人を犠牲に追いやりました。それを支えたのが、いわゆる「真俗二諦教学」であり、その象徴が「見真額」です。

しかるに、いまだ何の説明もなく、掲げられ続けているということは、その教学が払拭しきれていない証左であり、それが「罪責の検証と惨事を未然に防ぐ努力を惜しまない」と誓った「不戦決議」に相反することは明白です。

当時の内局は、この問題を「戦前の天皇制国家と宗門との関係の問題」と認めながら、歴史の検証と課題の共有を待って判断すると言い続けました。確かに資料集が作成配布され、学習会も開かれました。しかしそれから十数年が経過した今、現状はどうでしょうか。

2023 年に発行された『宗門近現代史に学ぶ』では、「1876（明治 9）年には天皇から親鸞へ『見真』大師号が『下賜』されます」という記述があるのみです。またその註においても、「宗門では御影堂に『見真額』を掲げ、そのまま現在に至っており、この額の扱いをめぐっては議論がある」と述べるのみです。ここに課題の共有を図ろうという意志は全く感じ取ることはできません。

時あたかも今年は戦後 80 年の年です。世界各地で戦火が止まず、日本もまた新たな戦前を迎えていると言われる今、教団が同じ誤りを決して犯すことがないよう、この問題に決着をつけねばならないと考えます。当局の判断と決意をお示しください。

最後に、「大谷専修学院の問題」について伺います。

学院は同朋会運動発足とほぼ時を同じくして、学祖と位置付けられている信國淳先生による「呼応の教育」を理念として開かれた学びの場です。その学院は同朋会運動の教育の場における実践であるとも言えます。そこでの学びと、そこで出会った人々こそが私にとっての同朋会運動の具体性です。それゆえに、学院の現在と将来を問うことは、同朋会運動の現在と将来を問うことと無関係ではあり得ません。

その学院が今、学生の募集を停止するという存立以来の危機に瀕しています。宗務審議会を立ち上げて、一日も早い再開を期すということですが、それに先立って確認しておかねばならないことがあります。それが議論の前提であり、再開に向けた出発点であると考えるからです。次のことについて当局に要望しその回答を求めます。

第 1 は、事実説明とその公開です。ここに至るまでに、多くの情報が錯綜し、関係者は困惑しています。現状はどうなっており、その原因はどこにあるのか、それについての事実関係の公開は、学院関係者のみならず、その運営に関わるすべての人に対して必要不可欠です。これについては先ほどの古賀参務の答弁でなされたことと一応受け止めます。

第 2 は、責任の表明と謝罪です。他に代わるべき教育機関がない 1 年制の専修学院が募集停止に至ったということには重大な責任があり、運営主体である当局は謝罪をしなければなりません。また、いかなる経緯があろうとも、結果的にそうした事態を収拾できなかった学院長とその任命権者である宗務総長の任命責任は免れないものです。その責任の表明と謝罪も併せてされるべきです。

第 3 に、重要な教育機関であることの確認と再開への意思表明です。前述したように、学院は他に類がない独自な教育機関であり、重要な存在意義を有しています。ここにあらためてその存在意義の確認と、それゆえの再開への強い意志を表明していただきたい。

第 4 に、再開に向けての予算措置の確認です。2025 年度予算では、募集停止による減額の計上がなされています。それは当然のことですが、来年 4 月から再開した場合、もし再開できないようなことがあれば致命傷ともなりかねない事態であると危惧しますが、そのための補正を含めた予算措置は考慮されているのか。そのことを確認したいと思います。

この問題は、専修学院という一学事施設の問題を超えて、以下の問題も内包しています。

一つは、教団における教師養成のあり方。もっと広く言えば教育をどう考えるかという問題です。

二つには、教団における労働の問題、宗務に携わるすべての人が働く環境はどうあるべきかという問題です。

混乱の中にある学院の職員から、「我々は声も聞かれず、放置され、排除された」ということを聞きました。「教化研修計画」の基本方針に、「「対話と共感」によって教えを伝える取り組みの継続」を掲げる教団の、最もそれが必要とされる場所において、全くそれと反することが行われています。

我々は、そのことを真摯に厳粛に受け止めたところから歩み出さねばなりません。そのことを確認して質問を終わります。

【答弁】

木越宗務総長

まず、「同朋会運動の総括」についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、同朋会運動発足以来、差別問題や教団問題、靖国問題等により、教団が、そして教団に身を置く一人ひとりが問われた、そのような出来事を経て、1977 年の同朋会運動 15 周年を機に宗門をあげて同朋会運動の総括が行われたことであります。

その「同朋会運動十五周年全国大会」において、嶺藤宗務総長は、「教団問題」から問われたものは私の中の体質であり「一ヵ寺を背負って立つ住職の日常の姿」であると。「「これでいいのか、これでいいのか」と自らに問うていくところにはじめて宗門の方向が定まってくる」と述べられております。そのうえで、中央・教区・組が、同朋会運動の点検をすることを促し「検討するその姿こそが、新たな運動の一歩をふみ出す姿勢」であると示され、それぞれの寺単位での同朋会運動を具体的に受け止めることが、同朋会運動の新たな出発であると、

運動の願いをあらためて確かめてくださいました。私も「その通り」と深く受け止めております。

このように、同朋会運動の点検・総括とは、宗門や寺院、そして私自身のあり方を日々問い直すことを意味するものであると心に刻んでおります。

演説で申したとおり、まさに「一人の念仏者の誕生」を願って行われる宗派・教区・組・一ヵ寺の教化の歩みの一つ一つが、同朋会運動の具体的実践であります。そのことをとおして、日々点検・総括を行う、これはまさに当初願われた同朋会運動のあり方でありましょう。

そのことを踏まえますならば、大会を催して行うような総括は考えておりません。むしろ、一ヵ寺一ヵ寺が、同朋会運動の具体的現場として、歩みが進められるようその支援体制を整えてまいります。

その願いのもと、今般、分析結果が取りまとめられました第 8 回「教勢調査」の結果を同朋会運動の具体的実践の歩みを確かめる指標として、現在進行形の「同朋会運動」の点検に資してまいりたいと考えております。

これまでも申してきたことでありますが、祖師先達から私たちに紡がれてきた「無窮の志願」、そして「歎異の教団」「慚愧の御遠忌」とまでおっしゃる人々を生み出してきた同朋会運動には、どこまでも終わりはないのであります。

運動発足の理念は、当時の教団の古い体質を憶えば、教団を破る、教団を超える運動と言えます。しかし、それがいつの間にか、内なる運動になっていくという危険性があることを私たちは見据えていかなければなりません。

ですから、糾弾をはじめ教団内外からの批判も、これを諸仏の声として聞く態度、自己批判をする眼を持っていなければ膠着化を招くことになります。「対話と共感」を肝に銘じ、丁寧に進めてまいります。

糾弾をとおして、我々は「彼ら」「我れ彼れ」の「彼」ですね。その彼らなき宗祖の「我ら」の地平に立つ。池田勇諦先生がおっしゃる「同朋社会は作るものじゃない。既にして有るんです」と、それを見失っている我々の「愚」。その自己批判の眼を持って同朋会運動の更なる推進を行ってまいります。終わりのない実践であります。

運動については、各々にこれまでのお育てていただいた中での「経験」や、受け止められた「言葉」があり、私自身の受け止めや思いも演説で縷々述べさせていただいているとおりであります。

その各々に豊かにある運動の受け止めを「伝え続ける」ことも大切であります。

また内局としては、2018 年に報告された教学会議からの「慶讃法要とその先の教団のビジョンを見据えた教学教化の指針」を通底する指針として堅持いたしております。

約 8,600 ヵ寺あれば 8,600 通りのあり方があります。それぞれの寺院「らしさ」を発揮できると取り組みを支援し、各寺院の活動こそが同朋会運動を証しするものとして展開してまいりたいと思うことであります。

したがいまして、同朋会運動は、現在進行形・実践のものであり、総括して終わるものではありません。換言すれば、いつも始めるものであります。日々の法務も同朋会運動の始まりであります。

演説でも申したとおり、宗門における「改革」とは、「一人ひとり」の改革でなければならない。我々一人ひとりの改革が、すなわち宗門の改革であります。一人ひとりが教法によって改革される、転ずるということなくして教団における改革は成立しようがありません。教

団の質的転換を期し、教法を聞思し実践する「真宗再興」の道を共に歩んでまいりたいと願っております。

続いて、「古い宗門体質の克服」「同朋の公議公論」「宗議会議員選挙における被選挙資格の住職の同意」についてお答えいたします。

まず、同朋会運動 15 周年の歩みを点検・総括した「新たなる出発のための討議資料」に掲げられた三つの「基本課題」の一つ「古い宗門体質の克服」について。

討議資料には、「古い宗門体質」の具体的項目は記されておりませんが、江戸期以来の封建的な因習ということで考えてみますと、同朋会運動の歩みの中で、教団問題をはじめ、差別問題や靖国問題に直面し、その都度、大谷派に身を置く一人ひとりのあり方が問われたとともに、教団に突き付けられた課題に向き合いながら、宗政の場における議論を経て、様々な制度改革等に取り組んでいるところであります。

今般の「教勢調査」から見えてきた女性の参画を例に挙げ、現状の課題の一端をお伝えしたいと思います。

前回 2012 年調査において、女性が組門徒会員に選定されている割合は 13.8%であったものが、今回 57.7%に伸び、過半数の寺院において女性を組門徒会員として選定していることが数値として明らかになりました。これはひとえに「男女共同参画推進に向けた組門徒会員選定に関する特別措置条例」の効果と考えております。

一方、女性を責任役員・総代・組門徒会員に選定していない寺院も 2,468 ヵ寺ありました。その理由を問うてみると、「役職を担ってもらえるような女性がいない」が 42.9%でトップ、続いて「女性が役職を担う意識が地域に根付いていない」39.8%、「門徒の女性側に役職を受ける意識がない」が 38.3%と、地域社会と女性本人の意識による理由が上位を占めるものの、「戸主を中心とした家制度の意識が門徒側に残っている」という理由が 23.7%あったことや、割合は少ないながらも「女性を役職に選定する必要を感じない」という理由や、「戸主を中心とした家制度の意識が寺院側に残っている」と答えた寺院もそれぞれ 100 ヵ寺程度あります。

このことを踏まえますと、制度によって一定程度女性が寺院の役職に選定されることは進んでいるものの、寺院・門徒・地域それぞれに女性に対する封建的な見方が根強く残っているという課題も見えてきたことであります。

これらの課題を踏まえながら、「古い宗門体質の克服」の具体的課題として、男女共同参画にも引き続き取り組んでまいります。

次に、「同朋の公議公論」についてお答えいたします。

1969（昭和 44）年にいわゆる教団問題を経て、1981（昭和 56）年に宗憲が改正され、その前文において「同朋の公議公論」の理念が明示されたことは申すまでもありませんが、この宗憲改正により、宗門運営における広範な協議と対話を制度化するため、参議会が新たに設置されるなど、宗会制度の見直し、宗門の運営体制の整備が進められてまいりました。

以来、宗会をはじめとする各種会議体において、僧侶・門徒が共に仏法を聞きつつ、宗門の進むべき方向について協議する取り組みが続けられており、「同朋の公議公論」の理念に基づく実践が各所において重ねられているところでございます。

このような歩みは、宗門が過去の困難な歴史を経て、自らのあり方を問い続けてきた証でもあり、その意義は大きいものと受け止めております。

最も、この理念の実現は容易なことではなく、不断の聞法と対話を通じて漸進的に育まれていくべき課題であるとも認識いたしております。今後とも、宗憲の精神を尊重しつつ、議

会と共に「同朋の公議公論」を誠実に尽くしてまいりたいと存じます。

関連して、「宗議会議員選挙における被選挙権の住職の同意」についてですが、本制度については、2004 年の宗議会において、被選挙資格を住職以外の教師にも拡大する旨の条例改正が議員発議によって行われたものであります。

当時の趣旨としては、寺院・教会という被包括法人の代表役員である住職・教会主管者が担う責務の重さを踏まえつつ、教師の被選挙資格拡大にあたり、法体系のバランスを損なわないよう「住職の同意」という条件を設けることで、両者の立場を調和させる意図をもって提案されたものです。

内局としては、宗門内における現実的な制度的課題に向き合い、宗議会の議員発議によって丁寧に議論を重ね、宗会の議決をもって実現した制度でありますので、その意味において、「同朋の公議公論」の理念に即した重要な制度的進展であると受け止めております。もちろん、現行制度が将来にわたって不変であるとは考えておりません。制度の運用状況や宗門内の意見を踏まえ、必要に応じてそのあり方を再検討していくことも重要であります。特に、選挙制度の更なる改正や見直しについては、宗議会において引き続き活発な議論をいただき、宗門全体の合意形成のもとで進められることを期待いたします。

あらためまして、本制度は宗会の議決に基づくものでありますので、内局としては、現時点ではその趣旨を尊重し、誠実に運用してまいる所存であります。

続いて、「大谷専修学院」の問題についてのご質問の中、「任命責任」「募集中止に対する謝罪及び重要な教育機関であることの確認と再開への意思表明」について申し上げます。

まず、2025 年度の大谷専修学院の学生募集の中止についての謝罪は、先の宗務総長演説でも申し上げましたが、ここにあらためて、学院への入学をご検討されておりました皆様に、深くお詫び申し上げる次第です。

そのうえで、佐野学院長の任命責任ということに関しまして申し上げます。

佐野学院長は 2023 年 4 月 1 日に学院長に任命され、その任命にあたっては、あらかじめ前任の狐野学院長とも十分な相談のうえで任命の判断をしております。佐野学院長が就任されてからの 2 ヵ年間、学院長の部屋には学生が気軽に出入りし、学院長に質問や対話する学生の姿がいつも見受けられるようになり、以前にも増して学院の学びが充実したものであったと各所から聞き及んでおります。

また、佐野学院長のもと新たに始められた「安居」についても、学生をはじめ、外部からの参加者や外部講師・スタッフからも充実した学びの場であったという高い評価を受けております。これらのことから佐野学院長を任命したことは至当であったと確信いたしております。

一方、今般の学生募集中止に至る発端となりました学院長と当該職員らの「不和」につきましては、学院長就任当初より、通常の管理責任の範囲を超える状況が学院にあったものと認識いたしております。そこで、任命権者である私としては、宗務審議会「大谷専修学院の運営体制に関する委員会」を設置し、そこでのご審議を踏まえ、早期の学院再開を目指し、学院長を中心とする学院体制を学院長と共に作り上げていく、そのことが任命権者の責任を果たすことであると認識いたしております。

次に、「重要な教育機関であることの確認と再開への意思表明」についてお答えいたします。

演説で申し上げましたとおり、大谷専修学院は「仏の教育的生命」に出遇う大切な学場であります。その教育理念を、1964（昭和 39）年度の入学式において、信國学院長が「呼応の教育」という言葉でお示しくださいました。信國先生のそのお言葉は、入学生を迎える入学

式の場で語られたお話の中にあり、そのお話は入学生に向けられたものでありましたが、教職員にとりましては、まさしく厳しく、襟を正されるものであったと思います。

信國先生は次のように語られます。

「私ども教師が教師として、諸君を仏教によって教え導くというのでなく、――つまり私どもが教育者をもって自負する結果、私どもの私意をさしはさんで、仏自らの行いたもう教育に妨害を加えるというのではなく、むしろかえって世間的には一応教師の立場にある私ども自身が、念仏の信心をもって実施せられるその仏の教育にあずかって、どこどこまでも徹底的に、まず私どもが教育されるということ」

こう言われております。つまり、教職員が教師として学生を教え導くのではない。教職員も学生も等しく仏に教育される。そのことを根本理念とする学院づくりを信國先生は目指されたのであります。信國先生の「呼応の教育」を大切に思われる佐野学院長は、今の学院に「安居」や「職員学習会」「アクティブラーニング」などを取り入れ、学生も教職員も共に仏によって育てられる教育の場を創造しようとされております。この教育の視座は、大谷専修学院のみならず、全教師養成校が同一に持つべき教育理念の地平であると言えます。

私自身、金沢真宗学院の創設に携わりましたが、その際、この専修学院の呼応の教育を範とすべしと、指導全員一致して学院づくりを行いました。大谷専修学院の存在意義は、誠に重いと受け止めております。

このような学院の教育理念を大切にし、一日でも早く学院が再開できるよう、新年度より宗務審議会を設置し、全力で取り組んでまいる所存であります。

古賀参務

私からは、「大谷専修学院の問題」についてお答えします。

「再開に向けての予算措置について」でありますが、今般提案しております 2025 年度予算は、2026 年 3 月までの学院運営の予算であり、2026 年 4 月に再開をする場合は、その運営に係る予算は 2026 年度に計上してまいります。

次に、「教師養成のあり方」「教育の問題をどう考えるか」というご質問につきましては、先ほど宗務総長が答弁の中で、大谷専修学院の存続の意義として表現されたことに尽きるものと考えます。すなわち、宗門のすべての教師養成、教育の場は、教員や学生という立場を超えて、すべての者が等しく「仏の教育的生命」に出遇うということに尽きる。そういう真の仏教教育の場としてあるべきと考えております。

最後に、「教団における労働の問題、宗務に携わるすべての人が働く環境はどうあるべきか」について、宗務所・教務所・別院・学校法人をはじめとする、あらゆる本派の宗務機関に勤務する者が、教団存立の目的である「同朋社会の実現」の達成に向け、まずは職場において自他を共に「仏に念ぜられる者」として見出す、すなわち御同朋として出会っていく、そういう関係が開かれていく職場環境が願われていると認識しております。そして、そこにこそ互いを尊重し、認め合う関係・環境が成り立つと信じるものであります。

轡田参務

私からは、「住職の配偶者を坊守とすること」について、「教区会議員選挙における選挙資格及び被選挙資格の有教師への拡大」について、「組会を多様な人に開かれた場にするための取り組み」について、「2020 年度御依頼の 5 億円減額措置」についてお答えいたします。

まず、「住職の配偶者を坊守とすること」についてお答え申し上げます。

これまでの議会における答弁で申し上げているように、本件は宗務審議会「坊守の位置付けに関する委員会」の答申を最大限尊重し、住職とその配偶者が互いに協力しながら、寺院運営を担ってきた真宗寺院の歴史と伝統に鑑み、加えて、これまで坊守がその任務を積極的に果たしてきたことを尊重し、住職の配偶者を坊守と称することを定めたものであることをまずはご理解いただきたく存じます。

そのうえで、時代の変遷によって社会状況や意識が変化していることも踏まえ、現在は、過去の認識に固執することなく、坊守会連盟をはじめ男女共同参画推進会議等において意見交換を続けております。今後も継続して、坊守のあり方についての意識を深め、現場の声を丁寧に聞き取りながら、検討を重ねていかねばならないと認識いたしております。

次に、「教区会議員選挙における選挙資格及び被選挙資格の有教師への拡大」についてお答えいたします。

宗憲第 61 条に「教区を組に分け、普通寺院、教会その他の所属団体をこれに分属させる」とありますように、教区を構成いたしますのは寺院・教会であります。

よって、教区会は、その代表者たる住職・教会主管者により構成されるものであり、教区会議員選挙における選挙権及び被選挙権につきましては、宗憲第 76 条に規定される住職の任務として、その責任に基づく制度になっていることが前提としてございます。

併せまして、最も身近な議決機関である「組会」につきましても、寺院の代表権や議決権の平等性の確保、制度運用の実効性など、抜本的な制度改正に向けては、複雑かつ多面的な課題が想定されることから、いずれも慎重に検討すべき課題であるということは、各位ご承知のことと存じます。

なお、このたびの宗政調査会「制度機構専門委員会」報告書におきましては、坊守の組会への参画や教区会への参画につきましても、その課題性と併せて具体的な提案も示されており、その受け止めにつきましては先ほど花園議員のご質問に対してお答えさせていただいたとおりでございます。

当局といたしましても、今後も各方面における更なる議論の深まりに期待するとともに、引き続き丁寧に取り組みを進めてまいる所存であります。

最後に、「2020 年度御依頼額の 5 億円減額措置」についてお答えいたします。

2021 年宗会（常会）におきましても、2020 年の宗会（常会）閉会後の内局の判断による御依頼の更なる 5 億円減額措置は「専権事項」か「専横専断」かという議論がなされたことであります。当時の減額措置は、コロナ感染者数の大幅増、それによる国からの緊急事態宣言の発出など、かつてない未曽有の事態に直面し、従前どおりの法務活動を行えない状況にあった全国の寺院・教会及びご門徒の負担を可能な限り軽減すべきとの判断がなされたものであり、「専権事項」や「専横専断」ではなく、宗憲第 44 条「宗務執行の権限は、内局に属する」との規定に則る、当時の内局の英断であったと認識しております。

山田参務

私からは、「「是旃陀羅」問題」について、「「不戦決議」の総括」について、「「見真額」の問題の現状」についてお答えします。

はじめに、「「是旃陀羅」問題」についてお答えします。

田澤議員ご紹介の「第 2 回回答書」には「封建教団と封建教学を徹底的に排除し、真に人

間の本質に迫る教学と教団とを確立する」「教学研究所に於いて封建教学を徹底的に排除し、人間の真の依り所となる親鸞教学を確立する」とあり、そのことは宗門全体を挙げて部落差別問題に取り組む必要性を示したものであると受け止めております。そのため、1978（昭和53）年には、宗門人一人ひとりの基本姿勢が確立されるようなテキストとして『仏の名のもとに』が刊行されました。

また、1989（平成元）年には、教団の起こした度重なる差別事件を受けて開催された「真宗大谷派糾弾会」を経て、同朋会運動のテキストである『現代の聖典』に「是旃陀羅について」という解説が追記されました。これは、単なる言葉の解説ではなく、人間の尊厳に目覚め、浄土真宗の絶対平等・絶対平和・絶対自由の救いを学ばんとする意欲を持った改訂です。さらに 1999（平成 11）年には「旃陀羅」の脚注と要語解説を掲載し、同時に発刊した『現代の聖典　学習の手引き』において、解説に加え、大谷派の教学における「旃陀羅」解釈の歴史と「是旃陀羅」の分析等についても掲載しています。

しかしながら、2013（平成 25）年の部落解放同盟広島県連合会からの問題提起に象徴されるように、これらの取り組みが宗門全体の課題となっていなかったことは否定できません。この状況を受けて、解放運動推進本部と教学研究所が協力し、是旃陀羅問題学習テキスト『御同朋を生きる』を発刊しました。このテキストの学びをとおして、私たちもまた空気を吸うかのように差別のある社会に生きていくことを「是旃陀羅」問題に尋ね、今一度、『観無量寿経』を読み直す取り組みを始めていきます。

また、中世の被差別民衆の生活実態や近世の身分制度の構造、さらに近代以降に見られる部落差別の再構築といった点について、新たな研究の知見が示されています。そのことを踏まえ、『仏の名のもとに』についても、内容の精査と検討を進めております。

「「是旃陀羅」問題の取り組み」については、昨年の常会でいたいただいた様々なご意見を勘案しながら、現在 18 教区で説明会を開催させていただき、その内、7 教区では学習会を開催いただいております。また、宗務所において 2 泊 3 日の是旃陀羅問題学習テキスト講習会を開催し、『御同朋を生きる』の輪読と講義を基本とした講習会を開催いたしました。

また、各組への展開については、実際面の課題が山積する中での取り組みではありますが、いわゆる七つの施策の「全国の寺院・教会を対象とした意識喚起」として、まずは教区での学習の場を開いていただけるよう促しております。

その他「教師資格取得のためのカリキュラムの見直しの中での学習資料の精査」は、資料集『宗門近現代史に学ぶ』を 2023 年に発刊し、教師養成校における活用を促しています。

「経典からの削除の可否及び経典読誦の方途の検討」については、宗務総長演説でもありましたように、宗務審議会において有識者と共に議論を始めております。また、各教区で『御同朋を生きる』の学習会等を踏まえて、あらためて浄土三部経を正依の聖教とする真宗門徒の姿勢を確かめる学びが始まっています。「経典等における他の差別表現への取り組み」については、『御同朋を生きる』を読み進めることで、差別的表現とみられる言葉が置かれた文脈や、その語の持つ歴史的背景にまで着目するような議論が、各教区の学びの場で起こっています。また、「聖教編纂事業における差別的表現への取り組み」と併せて、『真宗聖典　第二版』の刊行にあたって、現代における様々な課題を見据えながらも、教法聞思の姿勢において課題を確かめていく視座が凡例において確認されています。

「「同朋の会」テキストである『現代の聖典』の改定」については、本年 1 月に挟み込み形式の冊子「『現代の聖典』一部修正について」を発刊しました。『現代の聖典』の持つ課題を踏

まえて、「是旃陀羅」の課題について理解を深め、『観経』を読み直す機縁としていただくものとして、全寺院・教会に配布しております。

「安居での取り上げ」については、本年の安居の次講は『観無量寿経』序分を講本として開かれます。今後、「是旃陀羅」問題を踏まえて、『観無量寿経』を尋ねていくような、教学・教化に携わる方々の更なる研究と議論を期待し、意識喚起と課題共有に努めてまいります。

次に、「「不戦決議」の総括」についてお答えします。

宗派は今日まで、1995（平成 7）年に宗参両議会において決議されました「不戦決議」を大切な指針とし、その実践の形として様々な宗派声明や宗務総長コメント等を発信してまいりました。

具体的には、首相の靖国神社参拝に対するコメントや諸外国における核実験や武力行使に対する抗議、そして国内において戦争の受け皿となりかねないような様々な法案の成立における宗派声明等を発信しております。これらは「不戦決議」の誓いに立った表明に他なりません。また両議会においても 2015 年、2022 年に「非戦決議」が決議されております。

また、この誓いを風化させず、現代の社会の中で起こる問題を認識し、教団のあり方、そして教団に関わる一人ひとりの聞思の姿勢を問い続けるべく、毎年 4 月には全戦没者追弔法会を、そして 6 月には遠松忌法要を勤めております。

教団の歩みは成果として見えにくく、時として無意味に思えるかもしれません。しかし、「不戦決議」に確かめられていますように、先の大戦時に戦争に突き進むことへの疑問の声を認めず、侵略戦争を聖戦と呼び、教えを利用した行為を正当化した罪責が宗派にはあります。同じ過ちを繰り返しかねない私たちであるがゆえに、非戦平和の表明をし続けることが、宗派が担うべき課題であると考えます。

最後に、「「見真額」の問題の現状」についてお答えします。

この問題については、2011（平成 23）年に『「見真額」に関する学習資料集』を発行して以来、11 教区で計 16 回、教学研究所の職員が出向する学習会が催されてきましたが、宗門全体としては、いまだ十分に展開しているとは言えません。

田澤議員の言われるとおり、「靖国問題」を踏まえつつ、「教団と国家」の関係を問い直す課題として位置付け、更なる学びと対話の場を継続的に開いていかなければならないと考えております。

【2025 年 6 月 2 日】

僧　伽　　浜口 和也 議員　【1 期】［山陽四国教区 土佐組 誓願寺］

まず、「大谷専修学院」について。

2024 年 12 月 25 日、宗派ホームページにて「大谷専修学院の学生募集中止について」が公示されました。理由として「学院の運営体制を整える必要がある」とし、大谷専修学院の他に教師の無試験検定資格を付与する学事施設の紹介を行うことにとどまり、それ以上の言及がなされないまま今に至ります。

申すまでもなく、大谷専修学院は宗派の教育機関として必要不可欠であり、第 8 回「教勢調査」においても示されたとおり、真宗大谷派教師資格の取得にあたり、大谷大学に次ぐ大切な学び舎であります。

まず、大谷専修学院の「再開」に向けた内局の意志を明確にお示しください。

大谷専修学院を卒業された方にとどまらず、「事情が知りたい」と多くの方々から我々のもとへ多くの問い合わせがありました。「一体どうなっているのか」「まさか専修学院を閉鎖するつもりか」と大変危惧される声もありました。

それは時間を遡り、2024 年 8 月 12 日に『呼応通信』と題した書面が「「呼応の教育」再興を目指す会」から出され、それを読まれた方々からの不安の声であったと推察しております。

冒頭には、「一昨年来の学院の現状について、皆様と共有したい課題がある」と記されていました。そして、内容は 2024 年 8 月 7 日大谷専修学院職員 2 名に対し宗務所事務嘱託への異動内示が出され、異動日は 9 月 1 日とするものでした。そして、この処遇は不当であり、同時に専修学院全体にかかわる大きな問題であると位置付け、職員の現場復帰を強く要望するものでした。

冒頭の「一昨年来」とあるように、問題の発端はさらに遡ってあったことを関係者等、事情を知る方々からの聞き取りにて指摘されました。

それは 2023 年 4 月 1 日付の新学院長就任の前後からあり、『呼応通信』の中にも、「就任初年度は学院運営について、学院長と職員間で葛藤や齟齬があるのはどこの職場でもあることだと思われます」とし、静観するにとどまるところであったと推察しますが、2024 年 3 月 17 日に「職員の非違行為についての申告」があり、3 月 28 日には宗務役員懲戒委員会の審査に付されたことによる休職命令が職員に出されたことが、学院長と職員間で軋轢が生じ、学院の運営体制がいよいよ不安定であると読み取れます。

そして、職員への聞き取り調査が約 3 ヵ月後の 7 月 5 日に行われ、8 月 1 日付で、「非違行為の事実は認められず、懲戒なし、復職」との結果が出されましたが、職員は専修学院には復職できず、8 月 7 日に職員 2 名に異動内示が出されました。そのうち 1 名は懲戒対象にもなっていませんでした。

なぜ聞き取り調査が 3 月 28 日の休職命令から 7 月 5 日までの約 3 ヵ月間なされなかったのか。また、「懲戒なし」との結果が出たのに復職させず異動を命じたのか。懲戒対象にもなっていなかった職員を異動としたのか、その理由をお聞かせください。

「職員の非違行為についての申告」について、「非違行為の事実は認められず、懲戒なし、復職」とのことでしたが、本当に非違行為の事実はなかったのでしょうか。職員は新学院長就任当時より「あなたを学院長とは認めていない」と言い、業務の指示に従わなかったり、会議中、大声を上げ、椅子を蹴ったりという行為があり、それにより、学院長は一時体調を

崩して出勤できなくなったという事実は、先の答弁にもありましたが、学院長と職員双方の主張が食い違っているとの指摘も方々で聞き及んでいます。的確な事実確認が行われた調査であったのでしょうか。

私たちは、昨年の常会において、「行財政改革検討委員会報告」の 16 ページにある「長い歴史の中で、無意識に培われてきた体質の中に、ハラスメントに繋がる種が潜んでいるか確認が必要である」の文のもと、その種がしっかりと見え、ハラスメント防止について、組織内外の利害関係とは完全に離れた「第三者」を中心とした委員会にする必要がある旨を提言しました。「一人ひとりを大切にする」組織運営を謳う宗門であるならば、第三者委員会を設置して、対話ができなくなるほど学院内に起こっている軋轢を改善すべく、迅速かつ客観的に対応していれば、専修学院の学生募集中止という事態を回避できたのではないでしょうか。それがなされなかったことを重く受け止め、専修学院の再開、また今後の行財政改革の策定にあたり、宗務組織の改革の中で、今一度、人事管理とハラスメント防止に向けた組織運営に注力するよう、切に願います。

2024 年 8 月 7 日の宗務所事務嘱託への異動内示は不当であるとして、8 月 26 日、職員は代理人弁護士を通じて京都地方裁判所に地位保全仮処分命令を申し立て、2025 年 3 月 27 日に出された決定には、「勤務場所及び業務内容の変更を命じてはならない」とし、職員の人事異動を発令した法的根拠は宗派法規においては有効でも、司法は「人事権の濫用」と結論づけました。この決定について、宗派としてどのように受け止めているのかお聞かせください。

また、専修学院が停止している状況において、今後職員に対してどのように業務の指示を行うのか、一年間、生徒のいない学院で何を業務とするのか、方針をお聞かせください。専修学院の今後に向けて、宗務審議会にて議論していくとのことですが、専修学院を停止させたことの責任について、まずは一刻も早く専修学院の再開をもって、このたびの結果に対する責任を取るということになると考えますが、ここに至るまでの原因について、内局としてどのように分析し、検証しているのか、現時点での所見をお聞かせください。

また、結果責任とは、“故意、過失の有無にかかわらず、結果として生じた損害に責任を負う”ことです。結果的に組織を運営する長としての統制を取れず、専修学院を停止した内局及び学院長の任命責任について、任命権者である宗務総長の責任はどのようにお考えかお聞かせください。

宗務総長演説にある宗務審議会にて、“すでに今後に向けた検討に着手し、再開に向けて取り組むことが、内局及び学院長の任命責任を果たすことである”とご答弁なさると思いますが、ひとえに対話ができなくなった学院長と職員が今一度きちんと対話を尽くすための場を整えることが、その責務であると考えます。たとえ来年度も再開ができなくとも、それをやらずして、大谷専修学院の再開はありえません。それが「えらばず・きらわず・見すてず」を合言葉としてきた学び舎のあり方ではないでしょうか。

次に、「カスタマーハラスメント」について質問させていただきます。

昨年の常会において、教務所の職員に対して電話で暴言を吐いたり、嫌がらせの SNS を投稿する住職・坊守・僧侶が見受けられることを指摘しました。こういったハラスメントを防止するための施策、被害者の救済や加害者の指導をする機関や仕組みが宗派には不十分であることも、宗務改革における大きな課題として挙げられています。そして、今日においてもカスタマーハラスメントと受け取れる事象が続いています。

昨年の内局答弁では、「宗派と雇用関係のある職員とは違い、僧侶や門徒については組織と

して権限が及ばない事項」もあり、「有効かつ現実可能な施策の立案については、慎重な検討と準備が必要である」とのことでしたが、その後どのような検討と準備がなされたのか、またすでに実行されている施策があればお聞かせください。

最近ではコンビニや駅、役場、病院などでカスタマーハラスメント防止のポスターが掲示されています。そこで、教区や組においてもハラスメント防止を徹底するための施策を展開する取り組みとして、カスタマーハラスメント防止のポスターを作成し、宗務所・教務所・別院・寺院などで掲示してはいかがでしょうか。また、著しく長い電話や暴言などは対応を打ち切ることができるなど、職員を守るためのルール作りにも積極的に取り組んでいただきたいと願います。

次に、「「是旃陀羅」問題」について質問させていただきます。

木越内局におかれましては、『観無量寿経』における「是旃陀羅」問題について、全宗門を挙げて取り組み、宗門に身を置く一人ひとりが経典をどのようにいただいていくのかという学びの姿勢を問うていくために、種々施策を遂行してくださり、その弛まぬ姿勢に格別の謝意を表します。「教化研修計画」にも謳われている「対話と共感」によって教区・組に学びの場を開き、今後も継続した学びがなされていくことを願っています。

しかしながら、「いつまでこの学習会を続けるのか」「もっと現在起こっている課題に取り組んでいただきたい」という声が聞こえ、「「是旃陀羅」問題なんて無意味なテーマである」という意見もあり、全宗門的に課題共有がきちんと図られているとは決して言えないのが現状であると認識しておりますが、現時点での内局の所見を伺います。

我々のもとへ寄せられたご意見として、もう一つ、「経典の読誦について、宗門が「是旃陀羅」を不読とする方向で検討していると耳にしたが事実なのか」「今後出版する書籍については、「是旃陀羅」を削除して出版するというのも事実なのか」というご意見もありました。さらに「もしも、それが事実であるとすれば、三経一論の宗義に背き、かつて戦時中に『教行信証』後序に対してなされた削除・不読と同じ過ちを犯してしまうことになるのではないか」というご意見もありました。これはお一人のご意見ではなく、宗門内において決して少なくないものであると認識しております。

2016 年 12 月に提出された「部落差別問題等に関する教学委員会報告書」において、『教行信証』総序では、『観無量寿経』に登場する人物のうち、

> 釈迦、韋提希、調達（提婆達多）阿闍世の名が「権化の仁」、すなわち如来の意を示す還来穢国の菩薩として掲げられている。ここに釈尊のみならず、実業の凡夫たる韋提希、逆罪を犯した提婆達多、阿闍世をも、願生浄土を明らかにする「権化の仁」と仰がれているが、そこには「旃陀羅」の名はない。しかし武内了温氏は、
>
> > 旃陀羅は悪逆賤視の代表として説くなかれ、往生正機正客の大聖権化の仁として説かれむことを。

との言葉を紹介しています。続いて、

> 「大聖権化の仁」として「旃陀羅」を仰ぐ。この武内氏の視点は、これまでの「総序」の理解において示されてこなかったものであろう。武内氏は、解釈的立場からではなく、差別問題から照らされる実践的立場から、「旃陀羅」を「往生正機正客の大聖権化の仁」と見定めた。この武内氏の見方は、「権化の仁」に対する一般的な理解ではないとして安易に斥けられるべきではない。むしろそこに、「旃陀羅」の存在に目を向けてこなかった教学の歴史への訴えを看取すべきであろう。

と「是旃陀羅」を人間の長い歴史の中で醸成された差別心を表し、私たちに「自覚」を促す言葉として、経典において説かれていると押さえられています。

日常において、誰もが一度はこの王舎城の出来事と同じ性質の場面に出くわしたことがあるのではないでしょうか。「勉強せんかったらあんな人になるよ」と生活困窮者を指さし、子どもを諭すつもりで言う親。「あいつはあの国の人間だから付き合ってはならん」と国籍や民族で一括りに差別する人。SNS では日常茶飯事です。学校や職場にもこういう場面に出くわした時におかしいとわかっていても、見て見ぬふりをする。

違和感を覚えない現実がある社会において、差別された者が自らの名乗りを上げ、差別に立ち向かう力を与えるとともに、人間の無明性・暴力性を照らすはたらきとして、「是旃陀羅」の教説があると捉えられないでしょうか。それは水平社宣言において、「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」と、自らの名乗りを上げて立ち上がった先輩方の歩みにも通じてくるものであると感じています。

しかし、かつて宗門において、「是旃陀羅」の教説を著しく誤って読み、差別的な解釈を流布してきた罪責は決して忘れてはなりません。さらに、長きにわたり無自覚・無関心に読誦してきたことへの深い懺悔とともに、今後も継続した学びのもと、あらゆる差別の解消に向けた「よき日」のための「解放の教学」を宗門を挙げて構築していくことが肝要であると考えます。

先般、大谷派が法事において経典を読誦する意味と「是旃陀羅」の課題を踏まえ、具体的な法要はどうあるべきかを課題とする宗務審議会が開かれ、今後、法事の現場での経典読誦の意味とその読法について審議していくとのことですが、いわゆる七つの施策の「経典からの削除の可否及び経典読誦の方途の検討」を受けて、「是旃陀羅」の不読や勤行本からの削除に向けた方針が掲げられているのでしょうか。これまで申したような事柄の確認がないままに突き進めば、宗門内においてまさに「対話と共感」を失ってしまうと考えますが、内局の所見を伺います。

次に、「真宗大谷派宗務所 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」についてお尋ねします。

この計画は「女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報公開」と併せて、現在宗派ホームページにて公開されています。そこで、この計画の目標 1「性別に関わらずワークライフバランスを実現できる環境整備」を、目標 2「宗務役員採用試験・主事任用試験受験者の女性比率 30%を目指す」という二点について、現在の達成状況からお伺いします。

現状、管理職に占める女性労働者の割合は 5.7%に過ぎません。女性比率の向上に加えて、次世代育成支援対策という観点からも、まずは主事任用試験の受験者の勧募にあたり、管理職手当の充実こそが必要であると思われます。当局としていかがお考えでしょうか。

また、2025 年 5 月現在、職員の有教師率は男性が 98%に対し、女性の有教師数は約半数です。教師資格検定試験を職員が受験し易くするために、何らかの助成を設けてはいかがでしょうか。これらのことは、宗門内での男女問わず職員の労働意欲の向上とキャリアアップの促進に繋がるのではないでしょうか。

また、非正規職員に女性労働者が多く占めていることと、男女の賃金差異が非正規職員において 84.5%と開きがあることへの具体的な対策があればお示しください。

今年 4 月より国においては、「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」の改正による事業主の対応として、テレワーク導入の努力や育児休暇取得の公表が義務付けられ

ています。宗派の取り組みをホームページで公開するだけでなく、各教区へ周知徹底し、男女共同参画推進会議という部署を明確化していくことで、宗門の男女平等参画の理念に基づく施策の「見える化」に繋がると思われます。この点について当局のお考えと、今後のロードマップをご提示ください。

国の女性活躍推進法の制定の背景には、次の 3 つの課題があります。

1、働きたくても思うように働けない女性がいる

2、諸外国と比較して、管理職の女性割合が低い

3、今後の労働力不足を解消するには、女性の活躍も必要

の 3 つです。これらの課題の目的は大きく 2 つあり、1 つは「社会が抱える男女間の不平等の改善」、もう 1 つは「女性が能力を発揮できる環境の整備による労働力不足の解消」です。

特にキャリアアップの課題は、役員や管理職に女性の割合が少ないと女性目線の意見を得にくく、結果的に女性が働きやすい職場整備が進まない可能性があります。制度は作って終わりというものではありません。まず制度そのものへの理解を深める取り組み、つまり意識改革が重要です。女性活躍推進法が制定・施行されているのは、女性だけ業務負担を軽くしたり、女性を優先的に役職に就けたりするためではありません。その目的は女性の優遇だけではなく、重ねて申し上げますが、社会が抱える男女間の不平等の改善です。

そのためには、女性が仕事に参画し易くするとともに、男性が育児・家事・介護に積極的にかかわれる環境が求められていることを付言しておきます。

最後に、「組会・教区会への坊守の参画」について。

2024 年度の宗政調査会の「制度機構専門委員会」の報告書には、組会への坊守参画について取り上げられています。さらに報告書には、教区会への坊守の参画について意見が出されたとあり、特別措置条例として坊守会からの特別枠を設けるなど、いわゆるクオータ制導入についても触れられています。特別措置条例に対して、そして組会・教区会への坊守をはじめとした女性参画について、当局のお考えをお聞かせください。

女性の宗政参画において、女性の特別枠が「宗門が抱える男女間の不平等の改善」を実現するうえで重要な制度で、特に教区制に女性の特別枠を設けることは、施策上でも予算面でも現実的に可能であると思われます。クオータ制については、優遇措置が平等ではないという声も聞かれますが、女性活躍推進法制定の背景にあるように、一時的に優遇措置を講じて引き上げないと平等にならないほど、すでに男女の性別によって社会的不平等、格差があると思います。

男女共同参画において、「正々堂々と同じ条件で」と主張する限り、女性の宗政参画、また女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の目的は達成されないのではないでしょうか。

今から 21 年前の 2004 年に宗議会議員選挙条例が改められ、被選挙資格が 25 歳以上の住職・教会主管者から、住職又は教会主管者の同意を得た教師に広げられ、坊守をはじめとした女性たちに議員の道が開かれました。

この改正に際しての提案趣旨には、「今後、当然、教区会、組会の組織構成及び選挙制度の見直しと改正にも取り組んでいかなければならない」と述べられています。それから 21 年も経過してしまいましたが、今こそ、趣旨に明言されているとおり、教区会、組会の組織構成と選挙制度の見直しと改正に取り組むべきではありませんか。

【答弁】

木越宗務総長

私からは、「大谷専修学院」についてお答えをいたします。

まず、専修学院の「再開」に向けた意志を明確に表明せよとのことで、専修学院を思う大切なお声としてお聞きさせていただきました。

このことについては、先ほど花園議員、田澤議員からのご質問に対する答弁でも申し上げたことでありますが、宗派の大切な学事施設である大谷専修学院の存在を宗務総長として、重く受け止めておることでございます。宗務審議会でのご協議を踏まえ、一日でも早い学院の再開に向けて全力で取り組んでまいる所存であります。

次に、「専修学院を停止した内局及び学院長の責任」につきましては、先ほど田澤議員のご質問への答弁でお答えしたとおりの認識でございます。

加えますならば、議員が申された「関係性の修復」に関してでありますが、その関係性が壊れた原因。修繕ができなくなった根本問題はどこにあるのか、審議会の重要な検討課題であると思料いたします。いずれにせよ、学院の平常化に向けて全力を挙げます。

古賀参務

私からは、「大谷専修学院」のご質問についてお答えします。

まず、「聞き取り調査が休職命令からなぜ 3 ヵ月間なされなかったのか」というご質問についてですが、これは、当該職員のみならず、関係職員に対しても適切な聞き取り調査を実施するなど、状況に応じた対応を行っていたためであります。

また、「懲戒なしとの結果が出たのに復職させずに異動を命じたのはなぜか」というご質問については、花園議員のご質問への答弁で申し上げましたとおり、人事異動の理由は、あくまでも学院長と当該職員ら学院運営の中心を担う者同士が不和であることが明らかであり、また、学院長及びその他職員 1 名が体調を崩してしまったということから、設置責任者としてこの状況を放置できないと判断したからであり、懲戒の有無が理由ではありません。

次に、「「非違行為の事実は認められず、懲戒なし、復職」とのことだが、本当に非違行為はなかったのか」「的確な事実確認が行われた調査であったのか」というご質問にお答えします。

まず、花園議員への答弁において申しましたが、事実としては「怒声を上げ、椅子を蹴る」という非違行為はあり、それは行為者本人も認めているところであります。

その他の点については、聞き取り調査の中で確認をいたしましたが、双方の主張が相反しており、かつ、録音などの客観的証拠が存在しないことから事実確認が不可能であったということであります。

次に、「第三者委員会を設置して対応すべきではなかったか」というご意見について、第三者機関等への外部委託は、一般的に多額の経費を要することから、慎重かつ適切に判断する必要があるものと認識しております。このたびのご意見については、ご提言として受け止めさせていただきます。

次に、「大谷専修学院職員 2 名を債権者とする地位保全仮処分申立事件」について、「2025 年 3 月 27 日に出された京都地方裁判所の決定を、宗派としてどのように受け止めているのか」というご質問については、花園議員のご質問への答弁で申し上げたとおりの受け止めであり、宗派の主張が完全に認められるよう、引き続き対応してまいります。

次に、「学生募集を中止している状況で、職員にどのように業務の指示を行うのか、何を業務とするのか」というご質問についてですが、学生がいない状況の中で、学院の業務は大幅に減少しております。休止中は主に、学舎・学寮の維持管理、近隣住民や同窓生への学舎施設の貸し出し、また若干の出納業務等がございますが、これらの業務は少人数で遂行可能であります。

したがいまして、2025 年 4 月 1 日付にて、学院長及び職員 1 名を除く職員について、他部門へ人事異動を行い、地位保全仮処分申立事件の債権者 2 名については、裁判所の決定の内容を考慮し、人事異動を保留している状況であります。

なお、宗務審議会の協議を踏まえて、学院再開の目途が立ち、具体的な再開の準備を行う段階になりましたら、あらためて適切な人員配置を行ってまいります。

次に、この「学生募集中止に至るまでの原因について、どのように分析し、検証しているのか」という点については、当然、学院長と当該職員らとの不和がその直接的な原因でありますが、その背景には職員の宗務役員としての意識の欠如という問題があったのではないかと思われます。前学長の狐野秀存氏は、「大谷専修学院は宗派の施設でありながら、宗派から独立した機関であるかのような錯覚が職員の中にあるのではないかと危惧します。それは学院の私有化という問題になります」「学院を大切にしたいという個人の気持ちが独り歩きして、宗派の学事施設だという基本的なことが蔑ろにされてしまったようにも思います」と自戒を込めておっしゃっておられました。それに加え、地理的に宗務所から離れ、閉鎖的な学院運営になっていたこと、また、学則に基づく学院長を中心とする学院運営が不安定になっていたことなどが問題の根底にあると認識しております。

これらの点を踏まえて、学院の正常化のためにどのような運営体制を整えるべきなのか、宗務審議会においてご協議いただきたいと考えております。

佐々木参務

私からは、「カスタマーハラスメント対策」「女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」「組会・教区会への坊守の参画」についてお答えいたします。

まず、「カスタマーハラスメント対策」についてお答えいたします。

宗門内のあらゆる場において、ハラスメント行為は決して許されるものではなく、カスタマーハラスメントについても同様に、厳しく対処すべき問題であると認識いたしております。

現状においては、その対策の一環として、代表電話にてあらかじめ録音を行う旨のガイダンスを流している他、各部の電話機に必要に応じてナンバーディスプレイや録音機能付きの電話機の導入を進めております。また、職員の定期的なストレスチェックの実施や臨床心理士によるカウンセリング、管理職との定期面談を実施するなど、個々の状況に応じたきめ細やかなメンタルケアを行えるよう取り組んでおります。

また、国の動向として、各企業におけるカスタマーハラスメント対策を義務化する法改正が見込まれており、今後、カスハラ防止のための方針策定、相談窓口の設置、従業員への周知・啓発などの体制整備が求められることとなります。宗派といたしましても、こうした法改正の動向を踏まえ、適切な対応を講じてまいります。

職員の働きやすさ改革を行うにあたっては、安全で安心な職場環境を実現することが必要不可欠であると認識いたしております。今後も、法令や社会情勢、現場の状況や、また議員のご提言をも踏まえ、必要な取り組みを着実に進めてまいる所存です。

議員各位におかれましても、職員の健全な職場環境の維持にご理解とご協力を賜りますよう、何卒お願いを申し上げます。

次に、「女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」についてお答えします。

まず、管理職における女性比率の向上についてでありますが、議員からは、管理職手当の充実についてご提言がありましたが、管理職や主事を目指したいと思える待遇の整備、モチベーションの向上に関する課題提起と受け止め、ご提案の内容も踏まえて、今後の検討課題とさせていただきます。

また、併せて教師資格についてもご指摘がありましたが、現状における管理職及び一般職の教師資格取得者の割合は、男性 98.0%に対し、女性は 52.6%にとどまっており、女性職員の教師資格取得を支援することは、効果的な取り組みの一つであると思料いたしております。これから教師資格を取得する職員への支援策について種々検討いたします。

次に、議員からは、法律に基づき作成・公開している「女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報公表」の内容についてご質問をいただきました。

本内容の項目の一つである「男女の賃金の差異」は、男性職員の年間平均賃金に対する女性の年間平均賃金の割合を算出したものであります。2023 年度における女性職員の年間平均賃金は、男性職員に対して 93.6%の割合となっており、2024 年に厚生労働省が公表した平均値 69.5%と比べると、その差異は一般よりもかなり抑えられたものであります。宗派の制度上、性別による給与額に差異はなく、このような割合の違いが生ずる原因は、役職ごとの人数、勤続年数や勤務時間数に男女差があることに起因しており、これが年間平均賃金の差異として数値に表れているものと認識いたしております。

具体的に申し上げますと、管理職、一般職及び嘱託では、男女の平均賃金の差異は 90%から 110%の割合であります。

ただ、専門職については 80%程度と、他の職種に比して差異が大きくなっておりますが、これは専門職の女性の人数が男性に比して少なく、勤続年数も短い傾向にあることが要因であると考えられます。

また、非正規の特に非常勤の職員については、扶養の範囲内での勤務を選択する女性の割合が高いことなど、国の税制に起因する要因が大きく、結果的に平均賃金も男性より少なくなる傾向にあります。

今後さらに差異の解消を図るためには、管理職をはじめとしたすべての役職における女性比率の向上と定着が必要不可欠であると考えております。

すでに個々の事情に応じた働き方を選択できる環境整備や、非常勤から常勤への転換等を実施しておりますが、引き続き、働きやすい環境整備とモチベーション向上に向けた取り組みを進めてまいる所存であります。

また、議員からは、宗門における女性参画の取り組みについて、各教区への周知や施策の「見える化」を求めるご指摘もいただきました。

現在、男女共同参画推進会議では、女性室と連携し推進体制の更なる充実を図るべく、現代社会における性自認の多様なあり方を含め、あらためて宗門における「男女共同参画」という名称のもとでの取り組みは、何を理念とし、いかなる状態を目指すものとして表現をすべきか、将来的な法整備をも視野に入れ、現在、調査・研究を進めており、今後も宗門内における理解と実践の深化を図ってまいる所存であります。

また、議員からご指摘のありました 2004 年の宗議会議員選挙条例の改正についてでありますが、この条例改正は、議員発議によってなされたものであります。

これにより、住職・教会主管者以外の教師にまで被選挙資格が拡大されたことは、一つ大きな制度的前進であったと受け止めております。当時の発議者の方々の提案趣旨には、教区会・組会の組織構成や選挙制度の見直しの必要性にも言及がなされておりますが、議決機関における新たな制度の導入にあたっては、寺院の代表権、議決権の平等性の確保、制度運用の実効性など、複雑かつ多面的な課題が想定されることからも、抜本的な制度改正については、慎重な検討が必要であると認識しております。

当局としましては、男女共同参画の実現に向けて、引き続き丁寧に取り組みを進めてまいる所存であります。

山田参務

私からは、「「是旃陀羅」問題」についてお答えします。

浜口議員の言われる「よき日」のための解放の教学については、真宗大谷派糾弾会をとおして「幾度にもわたる厳しい糾弾を受けながら、その糾弾の意味を、同朋会運動就中その思想的基盤とも言うべき教学のなかに確実なものとして着床させ得なかった」と確認されているとおり、今後も教学のなかに確実なものとして差別問題から問われる課題を着床させていくことが重要であります。そのことは、まさに歴史や現代という時代性も踏まえた現代教学の構築とも言えるのではないでしょうか。

そして、「是旃陀羅」の課題は、まさしく教学・教化の現場において部落差別を行ってきた問題であり、宗門が犯してきた事実は、決して消し去ることはできないのです。正依の聖教である『観経』を、差別的なはたらきを持つような説き方をしてきた僧分の責任は重いと言わざるを得ません。

宗務総長演説でもありましたとおり、「この私に、観経を法事の現場で読誦する資格があるのか」ということが突きつけられているのだと、強く受け止めております。差別してきた者の責任として、差別されてきた方の痛みに立って、儀式のあり方、経典の読誦・読法のあり方を検討いただくために、このたび審議会を立ち上げたことでございます。

具体的なことについては、今後審議会においてご議論していただきますが、浜口議員ご指摘のご意見も踏まえつつ、「是旃陀羅」の課題を踏まえ、具体的な法要はどうあるべきかを審議してまいります。

【2025 年 6 月 2 日】

僧　伽　佐々木 道範 議員【1 期】［東北教区 中組 眞行寺］

「今日宗門はながい間の仏教的因習によって、その形態を保っているにすぎない現状である。寺院には青年の参詣は少なく、従つて青壮年との溝は日に日に深められてきているのではないか。厳しく思想が対立し、政治的経済的な不安のうずまく実際社会に、教化者は、決然として真宗の教法を伝道する仏法者としての自信を喪失しているのではないか。寺院経済は逼迫し、あやしげな新興宗教は、門信徒の中に容赦なくその手をのばしてきている。教田の荒廃していく様は、まさに一目瞭然であるが、われらは果たしてこの実情を、本当に憂慮し、反省しているであろうか。（中略）われわれ宗門人は、七百年間、宗祖聖人の遺徳の上に安逸をむさぼって来たのである。（中略）宗門は今や厳粛な懺悔に基づく自己批判から再出発すべき関頭に来ている」

（『宗門各位に告ぐ（宗門白書）』）

宗門の未来のために戦ってくれた諸先輩方、あなたたちが思い描いた宗門はこんな姿でしょうか。1956（昭和31）年に出された「宗門白書」を受けて、その後、1962（昭和37）年に「真宗門徒一人もなし」という自己批判から始まった信仰運動が同朋会運動だと聞いております。

4月に「真宗同朋会運動を語る奉仕団」ということで、第2回目なんですけれども奉仕団をさせていただきました。全国各地からいろんな方が来てくれて、その中で、ある女性の方が「同朋会運動の中に女性は入ってなかった」というようなことをおっしゃいました。

最初は、なんのこっちゃわからなかったですけども、「同朋会運動の中に女性は入ってなかった」。いや、うちの同朋会にもばあちゃんたち来てるしな、と思いながら話は聞いてましたが、そういうことではなくて、主体的に女性が関わっていなかったという意味です。坊守さんが主体的に同朋会運動に関わっていなかったっていうような言い方でした。

僕の寺は、父が立ち上げた同朋会。間違いなく、さっき読んだ「宗門白書」の思いを父が、父にまで伝わった、そして父が同朋会を立ち上げて、毎月お寺で同朋会やってましたが、僕のうちの同朋会は、カレーを作って、カレーを食べて、同朋会が始まるっていうやり方なんですけど、カレーを餌にというか、一人でも多くの人に来てもらいたいということで、カレー作ったら一人でも多く来てくれるんじゃないかって父が考えたのかなと思いますが、もうそれを思った時に、父はそれこそ一生懸命、法話してましたけれども、カレーを準備するのも、片付けるのも、お茶を出すのも、それは母でした。坊守でした。

「同朋会運動の中に女性が入ってなかった」っていう意味は、ちょっと言葉悪いですけど、好き勝手やってる男性の影に女性の怒りや悲しみがあったんだっていうことを言いたかったんだと思います。そういう意味で、僕ん家でもカレーを作ってたのは、母ちゃんだったな。準備も片付けも掃除もしてたのは、母ちゃんだったなと思いながら、その方の「同朋会運動の中に女性は入ってなかった」んだっていう言葉を聞かさせていただきました。

決して僕は、同朋会運動を否定しているわけではないんです。でも同朋会運動が見過ごしてきたものは、いろいろあるんだろうなというふうにも思います。今回の宗務総長の演説の中で、「一人の意識改革なしに、宗門の改革は成り立たない」というふうな言葉がありましたが、僕もそのとおりだなと思うんです。

「寺院活性化」って最近よく聞きますが、僕はあんまりピンときてなくて、如来の本願が

はたらくのは僕一人だし、本願パワーが僕を突き動かしてるわけですから、「自分活性化」っていうなら、僕の中ではピンとくるんですけど「寺院活性化」だとよくわからなくて、宗務総長がおっしゃった「一人の意識改革なしに、宗門の改革が成り立たない」っていう言葉はすごい僕の中でしっくりきます。

でも先ほど読んだ「宗門白書」のような覚悟を持って、僕が坊さんをやってるのかって問われたら、なかなか「はい」って言い切れないものがあります。

「雑行を棄てて本願に帰す」って言いたいけど、雑行も棄てれないし、でも本願に帰したい。雑行は棄てれないけど、本願に帰したいとは思います。800年間、宗祖親鸞聖人の上に、僕は胡坐をかいてきたんだなっていうところから始めたいなというふうには思っております。

自己批判なしに、一人の意識改革はないと思います。「宗門白書」のような自己批判はなかなか難しいですけれども、宗門を取り巻く現状を踏まえどのような危機感に立ち、どのような自己批判から出発したいのか。宗務総長のお考えを教えてください。

次に、「能登の支援」についてです。

先月、能登に行ってきましたが、格差による分断があちこちで生まれています。ワイプラザというとこに朝市が開催されてたんですけど、一歩前進したのかなと思ったら、炊き出しに来たおばあちゃんが、「私たちは混ぜてもらえないんだよね」「一部の人しかやってないんだよね」っていうような悲しい話も聞きました。

もう一つ、能登のご住職さんが、「本堂も壊れてて、聞法の道場として機能してないんだ。これからの能登を考えた時に、支援員を能登に派遣してもらいたい。若手の元気ある人を能登に派遣してもらって、あちこちで聞法会を開きたい」というようなことをお聞きしてきました。

あともう一つ、子どもたちがいません。3割減です。輪島に関しては12校が4校に統合されてます。子どもたちを元気にしたい。「本山のキャラバルーンを借りれませんか」「人形劇やってもらえませんか」という声も聞いてきました。これからの被災地支援について考えを聞かせてください。

それに伴って、「ボランティア委員会」についてです。ボランティア委員会の予算が減らされております。東日本大震災、熊本地震において、ボランティア委員会の功績は大きく、被災地の力になりました。ボランティア委員会の研修で多くのボランティアが生み出されました。ボランティア委員会の予算を削らずに、ボランティア研修ができるような予算組みをお願いしたいと思います。

最後に、宗憲前文の「帰依処」の文言についてお聞きいたします。

2015年の常会において、宗憲前文の「帰依処」の文言について質問されています。質問の主旨は、宗憲成立時、教団問題にかかわられた諸先輩からその問題性の提起を受けて、次世代の同行の学びによって改めてほしいと願いを託されたことによるものです。

「私どもの帰依するところは、帰依三宝の言葉が表すように教法であり、お木像や建物ではありません」その質問に対して当時の参務は、「まず、申すまでもなく、帰依の誠を表すべきは真実の法であり弥陀の本願であります」と答弁しております。

しかしながら、最後には「御真影を安置する真宗本廟をあえて帰依処と表現する」「教法宣布の根本道場である真宗本廟こそ、全ての御同朋・御同行にとって宗祖の精神に立ち返り、本願に帰す生活を共に誓う場としてはたらいていることを確認しようとしたもの」と締めくくっております。

これは明らかに矛盾した答弁ではないでしょうか。「真宗本廟をあえて帰依処とする表現」と述べています。「あえて」という表現が問題です。「あえて」とは「わざわざ、ある意図を持って、無理してでも」という意味です。つまり矛盾があることを自ら露呈させているようなものです。

あらためて「帰依処」について質問いたします。「帰依処」と言える明確な根拠をお示しくださるようお願いいたします。親鸞聖人は、「自分を拝め」とおっしゃっているのでしょうか。

【答弁】

木越宗務総長

議員の非常に正直な自己表白、拝聴させていただきました。

まず、私からは「宗門を取り巻く現状を踏まえ、どのような危機感に立ち、どのような自己批判から出発するのか」について、受け止めとしてお答えをいたします。

大規模災害や悲惨な事件が続く社会の様相、教勢調査の分析結果から見られる宗門の基盤の揺らぎなど、現実はあらゆる面で危機に瀕しております。

私は、宗務総長に就任以来、演説をはじめとして、折々に述べてきていることに通底しているものは、「法に転ぜられることなくして、私たち一人ひとりは、教団は、社会は、変わりようがない」ということであります。

また、議員がおっしゃった宮谷宗務総長の「宗門白書」に、同朋会運動の一環した趣旨や、宗門の要をいつも教えられるものであると述べてまいりました。そのうえで、運動を「真宗再興」を期す信仰運動であると受け止め、現実の問題や実生活の課題への応答を自分の経験や知識のみを頼りとする正しさに固執するのではなく、常に御聖教に尋ねる、宗祖の声に聴き続けるという真宗門徒の基本姿勢をいただくのであります。

そして、現在の厳しい宗門状況を観る時、宗憲前文の宗門存立の「本義が見失われる危機」という一語についても、特に注意が要することとして触れてまいりました。それは昔のことではなく、常に「現在のこと」であり、決して他人事ではないものとしてです。

そこから問われますことは、如来から痛まれ、願われている存在であるからこそ、「常に正しい自分」ではなく、「無限に教えられる必要がある自分」を南無阿弥陀仏によって回復することの重要性です。

また、恩師、寺川俊昭先生は、「同朋会運動は、一面には教団のまじめな自己反省、もっと強くいえば自己批判、そういうものをもっております。自分自身の、そして教団の信仰のゆがみ、誤りといったものを悲しみのなかに批判し、批判を通して親鸞聖人の正しい信心に帰ろうという祈りを持っています。そして『歎異抄』が強く浮き彫りにしている同朋教団を回復しようとする志向が、強く動いているでしょう」という言葉も頂戴してまいりました。

これらは、いずれも半世紀前の言葉でありますが、「法に転ぜられることなくして、私たち一人ひとりは、教団は、社会は、変わりようがない」ということを肝に銘じさせる、自身を、教団を、とどまることなく歩み続けさせる灯火であります。その歩みを止めたならば、教団は生命を失うものと受け止め、御名を聞く一道を共に歩んでまいりたいと心から願ってやみません。

次に、「宗憲前文の「真宗本廟は、宗門に属するすべての人の帰依処である」という文言の正当性」についてお答えいたします。

演説でも引用いたしましたが、宗憲前文には、「宗祖聖人の滅後、遺弟あい図って大谷の祖廟を建立して聖人の影像を安置し、ここにあい集うて今現在説法したもう聖人に対面して聞法求道に励んだ。これが本願寺の濫觴であり、ここに集うた人びとが、やがて聞法者の交わりを生み出していった。これがわが宗門の原形である」と明記されております。

すなわち、宗祖の滅後、その教えを仰ぎ続けた門弟たちが、聖人の御影を安置する場を設け、そこに集い、今なお説法し、語りかけたもう宗祖に対面して聞法に励んだ、その姿こそがわが宗門の始まりであり、真宗本廟の意義そのものであります。「語りかける宗祖」「教法を伝える宗祖」。まさしく竹中智秀先生が定義くださった「阿弥陀堂は念仏相続の場」「御影堂は法義相続の場」であります。本願招喚の勅命を受けても反応できない我、その我に対して、宗祖は「だから仏はそのような我らを見捨てることなく、わが名を称えよと呼び続けているのだ」とおっしゃいます。その宗祖の御教えによって、ようやく念仏できない私の口から念仏が漏れる。その場が阿弥陀堂・御影堂を中心とする真宗本廟であります。両堂にはそれぞれに大いなる役割があるものと理解しております。これが、宗憲前文が実感を込めて語っているところであります。

そして、すべてのものが平等に如来の本願に帰すことのできる大切な場。御真影は単なる遺像ではなく、教法の象徴として仰がれ、そのご本尊と影像を安置する真宗本廟という聖域は、単なる宗教施設ではなく、教法との出遇いの場、すなわち信心の拠り所、帰依処であるとされているのであります。

そして、1981（昭和56）年の宗憲改正において、「宗本一体」の理念のもと、教法に帰依する僧伽としての宗門のすがたが再確認され、その象徴としての真宗本廟の位置付けが明文化されたのであります。

以上のように、「真宗本廟は、宗門に属するすべての人の帰依処である」という表現は、どこまでも教法を中心とする宗門の組織としてのあり方、その理念を明確に示したものであり、教団問題による混乱を経て、あらためて宗門人が相共に見定めた確かな地平であると認識しております。

轡田参務

私からは、「能登教区への支援」「ボランティア委員会」についてお答えいたします。

はじめに、「能登教区への支援」についてお答えいたします。

佐々木議員におかれましては、自ら被災地に赴き、被災者の心の支えとなる炊き出し等のボランティア活動を精力的に行っていただいておりますことに、あらためて敬意を表することでございます。昨日の花園議員への答弁でも申し上げましたとおり、本年 3 月より、聞法道場である本堂等の復興に資する金員として、共済金の給付を開始いたしましたが、特に奥能登地域においては、まだまだ復興に向けては厳しい状況であり、息の長い支援が必須であると受け止めております。

宗派といたしましては、現地災害救援本部及びボランティア支援センターと連携し、これまで行ってきた三折御本尊の授与、ボランティア活動の支援、そして昨年に引き続き、本山御正忌報恩講において、市民緑地「お東さん広場」を活用しつつ、能登復興支援事業等を実施してまいる予定であります。また、それらに加え、今後具体的に聞法道場である本堂等の復興にあたって、行政の「指定寄付金制度」の活用をはじめ、寺地移転や合併等に係る事務サポート等についても、現地の状況を見定めながら行ってまいりたいと存じます。

被災地の方々の「言葉にならない心や思念」を丁寧に聞き取りながら、ひとえに能登の地において「念仏の声が再び響く場」の創造に力を尽くす所存であります。

次に、「ボランティア委員会」についてお答えいたします。

2024 年度のボランティア関係費は、当初、被災地・能登においてボランティア委員会を開催し、能登教区のボランティア委員会や全国のボランティア団体の方々の声を直接聞き取り、今後の活動推進に資する繋がりを深めることを企図しておりましたので、委員会の現地開催経費 2 回分を例年に比して増額しておりました。

そのような中、ボランティア委員会の委員の方々は、一ボランティア活動者として現地に赴くことも多く、またボランティア支援センターが昨年 12 月から定期的に開催している「真宗大谷派支援活動 Zoom ミーティング」にも積極的に参加いただき、それらを通じて現地及びボランティア団体の声をつぶさに聞き取ってくださいました。

2025 年度においても、ボランティア委員会が中心となり、能登半島地震におけるボランティア活動の全体像を把握するための情報共有の場は、引き続き設定いたしますが、Zoom を活用する予定でありますので、昨年の現地開催分の経費について減額しておりますことをご承知おきください。

【2025 年 6 月 3 日】

真宗興法議員団　三品 正親 議員【2 期】［京都教区 近江第 4 組 蓮生寺］

いつの時代も宗門が抱える課題は山積しております。特にコロナウイルス感染症という世界人類が経験した未曽有の出来事は宗門にとっても、今後、ボディーブローのように効いてくると思います。ますます当たり前にできていたことができなくなると思います。

コロナウイルスの問題は、ウイルスそのものの問題というより、人間関係が断ち切られたことによる人間不信、個人主義の広がりではないでしょうか。宗務総長演説でも言っておられましたが、「今だけ・金だけ・私だけ」が大手を振っている様子です。

最近のニュースを見ておりましても、誰でもいいから人を殺したかったとか、子どもの列に車で突っ込んでみたり、初老の女性を背後から刺してみたり、親が子を殺す、子が親を殺す。コロナ以前から確かにありましたが、特に顕著になってきたように思うのは私だけでしょうか。

今、真宗大谷派が取り組まねばならない親鸞聖人の教えを伝えること、教えを伝える人を育てること、断ち切られていく人間関係をもう一度紡ぎ直す人を育てることです。同朋会運動は、この現代のためにあったのかと思わずにはおられません。

今回の質問は「人を育てる」、この観点から行います。

まず、「僧侶の育成、「通信教育」への取り組み」。

人を育てる意味から通信教育の取り組みを始めてほしい。大谷派の教師取得者は20年前の約半分、原因は日本の人口減、過疎化など様々な要因が考えられます。

通信教育については、本願寺派では1972（昭和47）年より始められており、もう50年以上の歴史があります。また、eラーニングによる通信教育も2020年より取り組まれており、1年間の初心者コースで約200人が一般の方々。その後の専門コース3年間で約200人。1割が一般の方、3割が僧侶、6割がご門徒。また、立ち上げに1,500万円、その後毎年150万円の経費がかかりますが、初年度（2020年）で受講費一人3万円、1,000人が受講され、初年度で黒字になっている成果を上げられています。

大谷派でも50年前に平野修氏が「通信教育資料」という文章を書かれており「いつでも、どこでも、だれでも」生涯にわたって学べると、その有効性を論じられています。

50年前の通信教育と今のインターネットによる通信教育とは格段の違いが見られますが、今だからこそ、その必要性は高まってきていると思います。そのことは時代の趨勢ではないでしょうか。

大谷派が通信教育を取り組まなかった理由の中に、そもそも師や友に会わずして仏教の学びができるのか。「対面」「面授」を重視することがあったと思います。が、この点は、以前の通信教育とeラーニングでは、大きな違いがあります。インターネットでは先生と数十人が対面で会話することができるのです。

さらに、学校の休暇の時間を利用してスクーリングを充実させることで、「面授」の課題は解決できるものと思います。

コロナ下を経て、大谷専修学院もインターネットへの取り組みを始められたものの、通信教育を担うには荷が重い。やはり大谷大学を中心に、本山と連携して始める形がベストではないでしょうか。大谷大学を盛り上げる大きな力となり、先生や学生を確保することにも繋

がります。

加えて、通信教育は一つの大切な要素を含んでいます。それは一般の人たちに向けて親鸞聖人を広く発信できるという点です。これから大谷派教師を目指す人だけでなく、少なからずおられる仏教、特に親鸞聖人の教えを聞きたいという方々への視点を向けた施策として、宗門が取り組まねばならない使命の一つです。そしてこれは、教えを伝え、それが収入を生むという、まさに「教財一如」の取り組みでもあります。

次年度の予算案では、真宗大谷学園への助成金が減らされていますが、この減額を元に戻すことなどをとおして、大谷大学でのeラーニングを働きかけていただきたいのです。

通信教育については、大学が勝手に始められるものでもなく、文科省をはじめとする各条件を整えなくてはならなく、ハードルが高いことは理解できますが、まずは制度構築を作成することからでも、歩みを始めることをやってみませんか。ご所見をお伺いしたい。

次に、「都市開教」について。

今や日本の人口は減っていくにもかかわらず、大都市圏には人が集中しています。大谷派寺院は全く足りていない。例えば、宗派が実質的に初めて創った開教拠点、千葉県市川市の「名響寺」は、人口約48万人の市川市に大谷派の寺院は3ヵ寺で、既存の2ヵ寺は山側にあります。海側には名響寺のみで、良い立地を選ばれています。

一方で、2024年の大地震で被災された能登の珠洲市の人口は1万人弱、大谷派寺院は約40ヵ寺立地しています。滋賀県の長浜市に至っては、人口11万5,000人弱、大谷派寺院は約280ヵ寺あります。都市部に寺院が足りていないのは明らかで、大谷派としても力を注ぐべきです。ただし、その前にしなくてはならないこととして、開教を志す人の育成があります。本願寺派の取り組みは、開教者育成、資金の貸付制度、また行政交渉と組織的に行われており、学ぶべきことは多くあります。もちろん、大谷派にそのまま当てはめることは、通信教育同様できませんが、学ぶべきことは多々あります。なんとか組織的に開教者の募集や育成プログラムを作成することはできないものでしょうか。

最後に、「青少幼年教化」について。

今、青少幼年センターでは、慶讃事業の継続事業として、

1、音楽法要助成（関係学校参加奨励）
2、青少幼年教化に携わる人の育成（青少幼年教化推進研修）
3、青少幼年教化支援（ひとりからはじめる子ども会講習会・青少幼年教化指針学習会・教化教材作成・青少幼年帰敬式受式奨励）
4、池の平青少幼年センター活動費（施設案内無料配布・子どもの利用者割引・50周年記念誌発行・パンフレット作成・子どものつどいの実施）

すでに慶讃事業として終わったものもありますが、これらのことを手一杯で行われています。ぜひ行っていただきたいこととして、青少幼年にかかわる人の育成です。

慶讃継続事業は2025年度で終わりますが、今後どうなるのでしょうか。宗務総長演説でも慶讃継続事業の精査を行っているとの言葉がありましたが、ようやく形になってきた事業ばかりです。ぜひ続けてほしい。特に「ひとりからはじめる子ども会講習会」・「『青少幼年教化指針』学習会」などは各教区にスタッフが出かけ、研修会を実施しておりますが、まだ全教区に回れていません。せめて全教区回るまでは実施していただきたいと思います。

音楽法要においても、本年春に行われた音楽法要に参加しましたが、仏教音楽で奏でられる荘厳な雰囲気、素晴らしいものを感じました。ぜひ参加奨励助成も継続していただきたい

ものです。

青少幼年教化は重要と誰もが認識するところですが、幼い頃より仏教的空気に触れることはとても重要です。お寺の敷居が低くなり、大人になってからも抵抗なくお寺の敷居をまたぐことができます。子どもの頃の経験は大切ではないでしょうか。

青少幼年センターは一般寺院の支援が重要な仕事ですが、一般寺院一ヵ寺一ヵ寺を支援するのではなく、その人の育成です。そのためには、宗派がやるべきことが多くあります。

その中でも、青少幼年スタッフが元気の出る、例えば慶讃法要の時行った子どものつどいのようなやりがいのある事業の継続をぜひ行っていただきたい。慶讃法要時の子どものつどいは、御門首も参加され、その意義に深く賛同の意思を賜りました。

その後、スタッフに「こんな楽しいことは、日本に来て初めて経験しました。毎年してください」と述べられたと聞いています。毎年は無理でも、数年に一度の定期的な執行を望まれたと聞き及んでいます。経費もかかりますので、今すぐ取りかかることはできませんが、その準備から始めてもらえませんか。

このことは、通信教育の問題も、開教の問題にも通じる人を育てる最初の一歩になると思います。

【答弁】

古賀参務

私からは、「通信教育への取り組み」についてお答えします。

議員ご指摘のように、寺院を取り巻く急激な社会状況の変化の中で、教師補任者数は減少の一途をたどっております。一方、寺院子弟に限らず、真宗の教えを学びたい方々は門徒をはじめ一般の方々の中にも多くおられます。

このような状況の中、物理的条件に影響を受けず、「いつでも、どこでも、だれでも」受講することのできる通信教育の必要性は、真宗の教えの公開ということからも、大切であると認識するところであります。

議員のおっしゃるとおり、近年の技術の進歩により、e ラーニングによる通信教育は「対面」に近い環境を整えることが可能となりました。実際、コロナ下において 3 週間の「教師資格取得コース」を完全オンラインで実施したこともあり、対面受講と単純には比較できませんが、充実した学びの場が開かれ、講師や受講生同士の交流も生まれました。

また、議員がご紹介された平野修先生の「通信教育資料」には、一般の方々を含めて広く真宗の教えの公開を主眼とする通信教育の試案が示されており、これも大変重要な示唆であると思っております。

ただし、通信教育の導入については、この「面授」ということを大切にしてきた宗門においては、関係各位とも協議しつつ丁寧に進める必要があると考えており、このたび議員からいただきました、「大谷大学と連携して取り組むべきである」とのご提言については、当局として慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、インターネットを活用した教師養成の取り組みとしては、現在、教育部において、主に教師試験検定受験者の学習支援として「教師養成に関する教科書」の動画補助教材を制作中であり、2026 年度に準備を完了して、有料配信を開始する予定でありますことを申し添えます。

轡田参務

私からは、「都市開教」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、都市部への人口集中という社会の傾向が続く中、一部の都市圏において、大谷派寺院が不足している現状については、宗門としても大きな課題であると認識しております。

「開教を志す人の育成」という点で申しますと、例えば、首都圏教化推進本部の場合、首都圏での開教を希望する方の情報提供を各教務所長へ継続的に呼びかけており、開教希望者には、儀式作法や教化伝道、寺院運営の実務に関する講習や開教寺院の視察などをプログラム化した開教希望者養成のための実習を実施しております。

また、1991（平成 3）年に首都圏大谷派開教者会が設立され、現在まで 33 ヵ寺、うち 8 ヵ寺が非法人教会でありますが、真宗大谷派との包括関係を結ぶに至っております。

一方で、首都圏で積み重ねてきた都市開教のノウハウや課題を教区へと提供しながら取り組みを進めている事例もございます。教区改編を機に、福岡都市圏における教化の展開を期して設置された九州教区における「東本願寺仏事サポートセンター福岡」は、首都圏において得られた都市開教に関する知見を提供し、かつ地域事情を踏まえつつ、九州教区独自の制度が構築されました。今後は、能登半島地震による影響を踏まえ、教区改編を控える金沢、能登教区に対しても、これまでの知見を伝えるべく取り組みを進める所存であります。

このように、宗門内における情報共有や連携も都市開教を広げていくうえで重要な要素であると考えており、引き続き、先行事例である首都圏や福岡都市圏での知見を各教区の要望や地域の実情に応じて広く提供していけるよう努めてまいります。

山田参務

私からは、「青少幼年教化」に関するご質問についてお答えします。

まず、「慶讃継続事業の今後」についてお答えします。

慶讃継続事業が実施されることとなった経緯は、コロナ下の影響により、本来 2022 年度の慶讃法要までに計画していた慶讃事業を行うことができなかった事業を継続して行うために、2025 年度までの 3 年間で事業化されています。

青少幼年センターでは、慶讃事業として『青少幼年教化指針』や『子ども会開設の手引き』等を作成しました。

2011 年に発刊した『青少幼年教化指針』については、残念ながら全ヵ寺に配布することが叶いませんでしたが、このたびの 2022 年度版につきましては、ようやく全ヵ寺に配布することができました。これらをただ発行し、全ヵ寺に配布しただけでは終わらせず、大谷派の青少幼年教化の「願いと歩み、そして出発へ」を伝えていくことを趣旨とし、その後の慶讃継続事業の取り組みとして『青少幼年教化指針』を用いて、教区の教化事業に合わせて、現在学習会を開催しています。

また、子ども会開設を願いとした「ひとりからはじめる子ども会講習会」も、子ども会開設が少ない教区やコロナ下により子ども会を休止してしまった教区を中心に現在開催しております。今後も両事業ともに、全教区での開催に向けて継続できるように検討してまいります。

次に、「青少幼年教化推進研修」ですが、「子どものつどい in 東本願寺」の開催にあた

り、慶讃法要後も教区・組の青少幼年教化事業を推進していただくことを願いとして、各教区からスタッフを推薦いただき「子どものつどい」の計画立案とともに、青少幼年教化の基本姿勢を学ぶ学習会を実施いたしました。

慶讃継続事業においては、「つどい」のスタッフ学習会で培った研修プログラムをさらに練り上げ、青少幼年教化を担う人の誕生を願い、研修を実施しております。

これらの慶讃継続事業は、これからの青少幼年センターにおける基幹施策となり得る事業であります。これらとともに、経常業務も多岐にわたり遂行しています。そのため、慶讃継続事業が来年度で終了することも踏まえて、今年度下半期より中長期展望会議を開催し、業務の整理・検討を行っております。

今一度、青少幼年教化の願いとするところに立ち返り、それぞれの事業の願いを確かめ、各現場の若者、また子どもたちが教えにであう事業となるよう協議を重ね、形にしてまいりたいと存じます。

次に、「音楽法要助成」についてお答えします。

音楽法要は、1961（昭和 36）年、宗祖親鸞聖人七百回御遠忌法要を機縁として厳修されました。今から 35 年前までは荒川少年少女合唱団をはじめ、各関係学校の生徒・学生が中心となって法要に参加しておりました。

しかし、年々青少幼年の合唱者の参加が少ない現状があります。2011 年宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌において、作曲家新実徳英先生により、誰もが唄える大変素晴らしい音楽法要曲が作成されました。慶讃事業や継続事業において、生徒や学生が法要に参加いただいたことにより、合唱者や参拝者からは「世代を超えた歌声が美しいひびきとなり感動した」「生きる気力をもらうことができた」との声をいただいております。

また、第 8 回「教勢調査」では、合唱団を設置する寺院の報恩講は参詣人数が多いという調査結果も出ています。音楽法要を若い世代に伝え、相続していく願いのもと、今後も関係学校の生徒・学生を中心に研修会に参加していただけるよう関係学校の所管部門である教育部とも連携し、参加奨励の方途を模索してまいりたいと存じます。

最後に、「子どものつどいの継続的な開催」についてお答えします。

先ほどの「子どものつどい in 東本願寺」の開催後、御遠忌などの大法要の事業としてではなく、短いスパンでの定期的な「つどい」の開催を望む声を非常に多くいただきました。しかし、丁寧に要望の声を聞いていくと、決して「にぎやかな行事を頻繁に開催してほしい」というものではありません。その声は「真宗本廟につどう」、そして「共に、親鸞聖人の教えを聞く」ことを求めているあらわれであり、その教えを聞く者同士の交わりを必要としていることでもあると受け止めています。小学校課程 6 ヵ年のうちに一度は上山して参加できるよう、定期的な開催に向けて前向きに検討してまいりたいと存じます。

三品議員には、引き続き青少幼年教化の推進に向けて、ご尽力を賜りますようお願いいたします。

【2025 年 6 月 3 日】

真宗興法議員団　能邨 勇樹 議員【1 期】［小松大聖寺教区 第 2 組 勝光寺］

「相続講制度」並びに「教化交付金」など計4点ご質問いたします。

まず「相続講制度」について質問します。

相続講制度は1885（明治18）年に発足して以来、宗門の懇志制度の根幹を担ってきました。しかし、「行財政改革検討委員会報告書」では、「「相続講の精神が、法義相続の本旨とするものであることは言うまでもないが、今日、その本末顛倒の観を呈している」「年の推移とともに法義相続の心が失われて単に財源を負担することだけが相続講であるように受け取られてきた」「相続講の賞典だけが重要視されて即納が促進され、地道な相続の姿が失われた」等、長らく課題とされてきた」と現状を分析しています。そのうえで、報告書では「院号・収骨の礼金化」と「（仮称）宗門護持金」という制度を提起しておられます。

当初、私はAでなければBという展開に「論理の飛躍」を感じていました。相続講が問題だから違う制度という提案は、本当に問題を解決することになるのか。院号・収骨の収納が現状6割を超える中で、「礼金化」することはかえって混乱するだけではないか。140年という長きにわたって財政の安定に寄与してきた実績をどのように評価するかなど、宗門の根幹である懇志制度を揺るがすだけではないかと考えておりました。

しかし現在は、「（仮称）宗門護持金」制度に一定の理解を私なりにしております。財政という視点に立てば、不透明な時代社会にあって、何よりも安定化ということが大きな課題であります。門徒戸数調査を根拠として一律に御依頼するというのは非常にシンプルであり、透明性も担保され、事務の効率化、財政の安定化も図られるのではないかと。何よりも相続講の賞典の恩恵にあずかる地域と、そうでない地域の不公平感も解消される提起ではないかと思っています。報告書に「中長期的課題」と位置付けられていることは、誠に大切な部分であり、丁寧に議論していくことが肝要と受け止めております。

しかし、このたび財務長演説で、これからの財政は相続講制度であるとの指針が述べられました。一石を投じる表明であり、議論していこうというメッセージであると受け止めました。

あらためてお尋ねいたします。なぜ、このたび相続講制度と表明されたのでしょうか。理由は何でありましょうか。根拠をもって、その願いとするところを述べていただきたく存じます。

次に、「教化交付金制度」についてです。

昨年末の宗政調査会にて、教化交付金の交付基準を新たに設定することについて、内局より提示されました。教区・組教化の更なる充実を図るとして、現行御依頼17%を12%と3%とするものです。12%は御依頼から一律に。3%は教区規模を加味し、再交付するというものです。

まず12%ですが、各教区の収入総額から算出した「交付金率」を過去5年に遡ってみますと、減額は5%とはいえ大変痛手であり、教区予算への影響は必至であります。またそれを一ヵ寺あたりに換算しますと、負担の大きさを実感するのであります。

しかし、このたびの交付基準の変更は、持続可能な宗門を願いとする行財政改革の一環であり、大変厳しい寺院環境ではありますが、これを私たち一人ひとり、教区の予算を見直す勝縁にしなければならないものと感じております。

教区規模を加味した3%ですが、おそらく教区事業を執行するにあたって生ずる負担を考え

てのことと推察いたします。もしそうであるならば、不完全なるものと言わねばなりません。長期的スパンで見れば、教務所のメンテナンスや建て替えがあり、規模が大きければハード面の負担は軽く、小さければその逆でありましょう。すべてを加味したものとは到底言えるものではありません。

もし曖昧なものを基準として、改革の名のもとに再交付されれば、教区によって差異が生じ、かえって疑念を抱かせ、利害が生ずることになりませんか。改革の足かせになりませんか。交付金率は誰が見てもわかる明々白々でなければならないと思うのであります。もし経費が必要であるということであれば、願いとする教区・組自ら、自前（教区費）で賄うのが筋ではないでしょうか。教化交付金は条例どおり「教化基本条例」に則って執行すべきものであり、「教化研修計画」の更なる実現に向けて使用すべきものと思料いたします。

交付基準の設定について、今後どのような方向で検討されるのでしょうか。内局の方針をお示しください。

次に、「第2種共済」並びに「融資制度」についてです。

昨年の大変痛ましい能登地震は、宗門に多くの問題を投げかけてきました。そのうちの一つに、以前からご指摘がありました、第2種共済制度であります。このたびの地震によって給付額が50億近くになり、共済積立金が半分になったことに加え、今後大きな地震が起きると予想されている中で、共済の機能が成し得ない現状であります。

第2種共済の抜本的改革が必要であり、その宗務審議会を現在立ち上げて検討されていますが、今後の展開についてお示しください。

また先日、浄土真宗本願寺派の「寺院振興金庫」について学ぶ機会を得ました。きっかけは、昨年の常会にて能登地震の経験から、融資制度の質問を聞いたことからであります。

融資制度については、2006（平成18）年宗務審議会「災害復興支援に関する委員会」第4回にて議論をされております。阪神淡路大震災直後の1995（平成7）年「広域災害の対応に関する委員会」の意見集において、「融資制度についても、共済制度と相俟っての検討課題として、早急に取り組みを始めていくことが望ましい」という報告を受けての第4回の議論であります。その報告書の最後に、「金銭消費貸借関係に係る問題に対処する必要がある」と「金銭消費貸借関係」のところで止まっており、私は抜本的に見直すというならば、この議論が再開できないかという提案であります。これは決して大風呂敷を広げて、融資制度を拡充するという話ではなくて、効率化を図りながら実を取ることを目指せないかという模索であります。我が共済は、有事の際、他の宗教団体にないほど手厚いものでありますが、場を創造するなど、新たな支援策について皆無であります。本願寺派の制度は、「国内開教」「寺院振興」なども含めた充実した制度となっており、金銭消費貸借関係の部分も含めて、十分に参考になるものと思量いたします。今後の議論の俎上に載せられないか、併せてお伺いいたします。

最後に、「宗宝宗史蹟保存条例」についてです。

宗宝宗史蹟保存条例は、儀式、教学に資するため、宗宝宗史蹟の保存を目的した条例であります。宗宝は現在、『教行信証』（坂東本）をはじめ、「安城御影」『本願寺聖人伝絵』（康永本）（弘願本）、『唯信鈔』『浄土文類聚鈔』『一念多念文意』など37点あり、宗史蹟は「親鸞聖人墳墓の地（大谷祖廟）」「親鸞聖人岡崎草庵跡（岡崎別院）」（指定解除中）、「寓居跡（光圓寺）」「荼毘所（延仁寺）」であり、指定解除中を除けば、現在3点であります。

私は同朋会運動推進の一翼に、この宗宝宗史蹟の指定拡大を提案するものであります。地方には宗祖の教えに生きた歴史があり、それに関連するや御講や宝物、史蹟など各地域に存

在いたします。宗宝宗史蹟の指定は、地方にある真宗に関連する物を真宗大谷派（東本願寺）が「宗宝」「宗史蹟」と宗史上価値あるものとして公式に認める行為であります。

したがって、公式に顕彰する行為であるため、社会的に歴史的・文化的価値を高めることに繋がります。価値を高める行為であるため、浄土真宗の生きた歴史を宗門内外に学んでいただく機会ともなります。また、後世に伝える有効な手段になり得るなど、指定ということは、本山しかできない大変大きな行為であります。保存条例第5条に指定には、「宗宝宗史蹟保存会の審査を経て、参与会及び常務会の議決を得て、宗務総長がこれを行う」となっております。同朋会運動の推進のため、指定拡大についてご検討いただきたく、内局の見解を求めます。

なお、今回の提案は、保存管理の費用を賄うためではなく、経費はあくまでも地方の負担であり、指定拡大のみの提案であることを申し添えます。

【答弁】

長峯財務長

私からは、「相続講制度」についてお答えいたします。

このたびの財務長演説で、相続講制度について申し上げましたが、その趣意は「今取り組んでおります宗務改革の目的と相続講に託された願いには通底するものがある」ということであります。その相続講の精神とは、端的に申すならば、「法義相続」「本廟護持」と受け止めております。その中で、行財政改革において注視される「意識改革」とは、相続講精神の再確認なくして成し得ないのではないかと考えております。

宗門護持のために懇志を納める側が、真宗本廟・宗門を私から離れたものと対象化して捉え、スポンサー的立場にあるかのような受け止めをされることがありますが、ある意味、このことが宗門活動に大きな支障をもたらしていると感じ、宗門、真宗本廟、私という関係についての確かめなくして、財政の健全化を果たすことができないと申し上げた次第であります。

私は現代においても、相続講精神が十分にはたらいていると思っております。したがって、宗門を支える安定的財政基盤であるという認識のうえから、宗門を取り巻く厳しい状況にあって、全宗門人が危機感を共有し、乗り越えなければならない時にあって、「懇志教団」としての歴史に立ち、行財政改革に取り組んでまいる所存であります。

本年は、明治期の両堂再建からちょうど 130 年の年にあたります。相続講趣意書には「法義相続を根本とし、今回御再建の記念の為永世に利益を与ふるを目的とし、相続講を興じ、本山よりは専ら法義の相続を勧奨し（中略）報恩の志を以て講金を納められ」と記されております。

両堂再建を成し遂げられた所以はここにあるという思いから、あえて相続講精神に言及いたしました。このことを原点とし、同朋会運動を推進していくために必要な金員は誠意をもってお願いし、確保していくことが内局の責務であると考えております。

なお、「行財政改革検討委員会報告書」でご提言いただいております「（仮称）宗門護持金」などの諸施策については、能邨議員がおっしゃるとおり、その改革にあたっては、丁寧な議論が必要であると認識いたしております。

佐々木参務

私からは、「交付金制度改革」についてお答えいたします。

ご承知のとおり、昨年、行財政改革検討委員会から報告書が提出されたわけでございます。現在、交付金制度について、「交付基準は教区ごとの御依頼収納額に基づいており、教化の対象（寺院・僧侶・門徒など）は考慮されていない。しかし、教財一如の観点から見れば、財の拠出と教えの伝達は一体であり、全ての教区や組が御依頼の多少に関わらず、同じ水準で、教化活動を行えるように制度を改めるべきである」。また、「御依頼収納額に対して交付される制度である以上、御依頼収納が多い教区ほど様々な事業を実施できる傾向にあり、そうではない教区においては教区費を相当額徴収しなければ事業が実施できない等、全教区が同一水準の事業を実施できる環境とは言い難い」との課題が指摘されております。

内局といたしましては、これらの指摘を踏まえ、まずは一歩を踏み出す端緒として、このたびの交付基準を策定したことであり、2025年度を制度変更に係る周知・準備期間として位置付け2026年度からの適用を目指してまいります。また、昨日の花園議員からのご質問にお答えしたとおり、今後、必要に応じて見直していくことも肝要であると考えておりますことを申し添えます。

なお、能邨議員から、交付金は「教化研修計画」の更なる実現に向けて使用すべきこととのご指摘には全く同感するものであります。あくまでも教化に資する金員として交付するものであって、教区の諸施設の修繕や事業、独自の施策については、基本的には各々の教区において対応すべきものであると思慮いたしております。

また、交付基準及びその交付率の設定にあたっては、様々な要素を加味していることから、煩雑でわかりにくく、改革の足かせになりはせぬかとのご心配もお寄せいただきいただきました。先に述べましたように、2025年度を通じて、本制度に係る趣意を徹底して進めてまいりますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

轡田参務

私からは、「第 2 種共済制度並びに融資制度」「宗宝宗史蹟」についてお答えいたします。

はじめに、「第 2 種共済制度並びに融資制度」についてお答えいたします。

能邨議員におかれましては、このたび設置いたしました宗務審議会「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討に関する委員会」の委員として、一部答申の提出にご尽力くださいましたことにあらためて感謝を申し上げます。

昨日の花園議員への答弁のとおり、今後は、委員会で選定された保険会社と保険代理店の方に、参考人として審議会に参画いただき、専門的知見から様々な提言、助言をいただきながら、本旨である「新たな復興共済制度の構築」に向けて鋭意協議を進めていただきます。

当局といたしましては、「同朋相互扶助の精神」に立ち、持続可能な新たな共済制度の構築をお願いしておりますので、現行の第 2 種共済制度に捉われることなく、名称も含めて協議されるものであると認識しております。また、議員からご示唆いただいた「融資制度」については、当該宗務審議会のみならず、これからの都市開教の展開をはじめ、広く宗門で課題として受け止め、議論されるべきものであり、その導入にあたっては会計条例その他の宗門法規の精査や財源の問題をはじめ、整理・検討すべき内容が多岐にわたるものと考えます。そのため、まずは本件を審議会の議論の俎上にあげるために必要なことを検討いたしたく存じます。

いずれにいたしましても、第 2 種共済制度の抜本的な見直しは重大案件でありますが、災害はいつ、どこでも起こりうるため早急な対応が必要であり、委員会に対しては、本年末に最終答申を提出いただきたい旨をお願いしておりますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

次に、「宗宝宗史蹟」についてお答えいたします。

議員からのご提案は、郡中御影報恩講の際の内局懇談でお伺いしておりましたように、宗宝宗史蹟の指定範囲を拡大することにより、「無形」文化財的な各地におけるお講（相続講）なども指定し、お講を活性化し更なる宗門の興隆及び法義相続に繋げることのご提案と受け止めさせていただきました。

特に小松大聖寺教区などにおいて、長きにわたり守られてきた相続講（お講）については、「本廟護持」「法義相続」を体現する宗門の宝と言えます。

しかしながら、現在、宗宝宗史蹟保存会の取り組みといたしましては、まずは、真宗本廟境内で保管しております古資料・物件の中で、現行の 37 点に加えて宗宝に指定すべきものを作業部会において精査しております。また、宗史蹟については、親鸞聖人が深くかかわった由緒地を指定するという方針がございます。

今後の宗宝宗史蹟の保存管理及び活用については、議員のご提案を含めて、宗宝宗史蹟保存会にお諮りしながら、継続的に検討してまいりたく存じます。

【2025 年 6 月 3 日】

真宗興法議員団　土肥 人史 議員【4 期】［富山教区 第 11 組 正樂寺］

2024年10月、日本銀行が示した「経済・物価情勢の展望」に関する基本的見解は、「先行きのわが国経済を展望すると、海外経済が緩やかな成長を続けるもとで、緩和的な金融環境などを背景に、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まることから、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる」。また、「リスク要因をみると、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、わが国経済・物価を巡る不確実性は引き続き高い。そのもとで、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を、十分注視する必要がある」と述べられています。

物価の高騰、逼迫する日常生活、生活支援の申請がこれまでになく増加していると言われます。さらに、「宗教離れ」「寺離れ」により、心のよりどころを見失い、息苦しさを抱きつつ、将来への不安とともに現実に希望も見出せないのではないでしょうか。

このようなことを踏まえて宗門が把握する今日の社会状況とその取り組みとして、「宗務改革（行財政改革）の必要性」をあらためてお示しください。

2021年4月4日・5日「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要真宗本廟お待ち受け大会・本廟創立七百五十年記念大会」が開催されました。その中で、真宗大谷派講師池田勇諦氏より、「慶喜奉讃に起つ」と題して記念法話がありました。そこで語られた「何が要請されているのか。それこそは今申した「回帰」、南無阿弥陀仏のこのいのちに回帰する、根源的連帯に帰る。この一点です」という、「南無阿弥陀仏のいのち」「根源的連帯」に回帰するということは、私自身、安易に理解できるとは言うことができない重い言葉、法語と受け止めております。

『安心決定鈔』に

「しらざるときのいのちも、阿弥陀の御いのちなりけれども、いとけなきときはしらず、すこしこざかしく自力になりて、わがいのちとおもいたらんおり、善知識、もとの阿弥陀のいのちへ帰せよとおしうるをききて、帰命無量寿覚しつれば、わがいのちすなわち無量寿なりと信ずるなり」

（『真宗聖典　第二版』　1147頁）

と、常識に生きる中で、あらためて聞いていかなければならないことがある。また、同朋会運動発足当初の言葉「真宗同朋会とは、純粋なる信仰運動である。（中略）それは「人類に捧げる教団」である。世界中の人間の真の幸福を開かんとする運動である」。我が宗門は、この時代社会に存立する確かな意味があると思います。それゆえに、宗門が果たすべき使命と責任があります。先達の方々がこの言葉と将来を見据え、希望と願いを歩みとしてこられたのではないか。池田勇諦氏のお言葉、同朋会運動発足当初の言葉、『安心決定鈔』の言葉など、同朋会運動の原点ともいうべき宗門のあり方を表現されているのではないか。そして、そのことが、宗憲前文に記された「同朋社会の顕現」「宗本一体」「公議公論」に集約されていると思います。

お待ち受け大会の池田勇諦氏のお言葉「南無阿弥陀仏のこのいのちに回帰する、根源的連帯に帰る。この一点です」を当局はどのように受け止めておられますか、お聞かせください。

また、次世代に手渡す教学の振興と教化の推進を模索しつつ、「同朋会運動の認識が希薄」になってきているとも言われます。併せて、当局の見解をお聞かせください。

宗門が取り組む宗務改革（行財政改革）の願いについて、「宗務改革（行財政改革）が目指すものは、急速に変化する社会にあって未来に教えをつなぐ教学振興と教化推進に注力できる体制構築であり、それは宗門のいのちである同朋会運動の更なる推進に資する持続可能な宗門の基盤整備をはかる取り組みである」として、宗門の宗務改革、行財政改革の取り組みが同朋会運動と押さえられています。「南無阿弥陀仏のいのち」「根源的連帯」とは、いつの時代も変わらない私たちが帰るべき原点ではないでしょうか。

2024年度行財政改革の取り組みとして、教化・財政・組織に分けて、様々な事業が実施されています。「是旃陀羅」（経典読誦）の課題、宗派所有不動産の利活用、男女共同参画の推進など、できることから実施していくとは言えども、どれも重要課題と認識しなければならないと思います。男女共同参画の推進については、男女両性で形づくる宗門をめざして、女性の宗政への参画、女性の感覚を教化現場に活かしていくなど、現実は、様々な可能性を秘めていると考えます。

宗派では、人々がお寺に求める声に応えるために、寺院活性化支援室が置かれています。その中で、一つの柱である青少幼年教化支援があります。青少幼年教化は生涯にわたる教化と言われますが、貧困、ヤングケアラー、カルトなど課題が多い。真宗教化センター構想が検討される中で、青少幼年にぜひ、今後の宗祖親鸞聖人の御遠忌をはじめ法縁、仏事を迎えてほしいという話を聞かせていただいたことが、心に残っております。「宗門における青少幼年教化」について所見をお聞かせください。

【答弁】

木越宗務総長

「池田勇諦先生のお言葉を受け止め」「同朋会運動の認識の希薄化」についてお答えをいたします。

まず、2021年4月「慶讃法要真宗本廟お待ち受け大会」における池田先生の南無阿弥陀仏による根源的連帯、同朋社会という教示については、私も議員と同じく大変大切な提言・覚悟をいただきました。

昨年の演説でも、「同朋社会の顕現に努める具体性」として述べさせていただいたことであります。

宗祖は『教行信証』「総序」の結びに、

> 「爰に愚禿釈の親鸞、慶ばしいかな、西蕃・月支の聖典、東夏・日域の師釈に、遇い難くして今遇うことを得たり、聞き難くして已に聞くことを得たり。真宗の教行証を敬信して、特に如来の恩徳深きことを知りぬ。斯を以て、聞く所を慶び、獲る所を嘆ずるなり」
>
> （『真宗聖典　第二版』　160頁）

と記されています。私にまで届けられた本願の名号に出遇うことで、人と生まれたことの意味をたずねる道に起つ者として、自我を超えてはからずもかけられている大いなる願いに起ち上がらずにおれぬ意欲として、次世代に教えを受け渡していく営みに、自ら参画していくことに繋がるのであります。

その意味で、「同朋会運動の認識の希薄化」については、昨日の田澤議員や先ほどの佐々木議員にもお答えいたしましたとおり、運動は、各々にこれまでお育ていただいた中での

「経験」や受け止められた「言葉」があり、私自身の受け止めや実感も演説等で述べさせていただいているとおりであります。

そういったことを伝えていくことが、運動にお育ていただいてきた私ども一人ひとりの責務であると感じております。

佐々木参務

私からは、「今日の社会状況と行財政改革の必要性」についてお答えいたします。

このたびの宗務総長演説においても、改革の基礎として、「宗門における改革とは、一人ひとりの改革でなければならない。我々一人ひとりの改革がすなわち宗門の改革である」と述べられました。

行財政改革は、どこまでも宗派唯一の目的である同朋社会の実現を目指す手段であります。

予てより課題とされている宗派財政や法体系、組織機構の問題を解決することが改革の目的ではありません。土肥議員ご指摘のように、寺離れや無宗教といった言葉が違和感なく語られるような社会状況の中で、私たち一人ひとりの意識の変革をとおして、一人の念仏者を生み出していくこと、このことが行財政改革に求められることであろうと思料いたします。

今日の「大谷派なる宗門」に身を置く私たちが、宗門の使命である「真宗再興」を期す。このことが、行財政改革の必然性であると受け止めております。

宗派のあらゆる施策は、行財政改革の取り組みそのものであり、自らが宗門を担う一人であるとの自覚のもと、その使命・責任を果たしてまいりたく存じます。

山田参務

私からは、「宗門における青少幼年教化」についてお答えします。

青少幼年教化は、宗門にとっての生命線であり、大切な教化活動であるからこそ、あらゆる角度から青少幼年教化に多様な形で重層的に関わることが大切であると考えております。

厚生労働省から今年 3 月に発表された最新データによると、これまで、2022 年に自死した小中高生は 514 人と過去最多でありましたが、2024 年はそれを超える 529 人と、統計のある 1980 年以降、過去最多になったと公表されました。「死」からは最も遠いところにいると思われる子どもたちの自死がここ数年増えております。

“一体子どもたちに何が起こっているのか”

時代社会の現象や課題の背景には、青少幼年が抱いている生きづらさや寄る辺なさがあり、どこにも居場所がないという青少幼年の叫び声が、今、世の中に満ちているのではないでしょうか。

私たちが目指すべき関係は、「共に悩み、共に生きる」という関係です。目の前のひとりの人と「共に悩み、共に生きる」姿勢を持ち続けることが大切であると思います。

次世代に向けてという視点はもちろんのこと、今の時代を共に生きる、目の前にいる青少幼年にしっかりと目を向け、声を聞き、一人ひとりを見出していく視点を、私たちは大切にしていかねばなりません。そのためには、青少幼年とであい、声を聞く場を各寺院において開いていくことが、地域社会からの要請であると捉えています。

2048 年には蓮如上人五百五十回御遠忌法要が、2061 年には親鸞聖人八百回御遠忌法要が

行われます。その時を迎えるにあたって、「大谷派は青少幼年と共に歩み続ける宗門」、あるいは「聞くことと語ることを大切にする宗門」と言われるような状況をぜひとも創り出していきたいと考えております。

今後も青少幼年に寄り添い、声を聞き、語り合い、共に教えを聞いていく。次の世代に、ここに道があるということを、身をもって証することのできる宗門となる姿勢を示してまいりたいと存じます。

【2025 年 6 月 3 日】

真宗興法議員団　勅使 忍 議員【5 期】［名古屋教区 第 18 組 法善寺］

宗務総長にお尋ねいたします。この3月、今期最後の宗政調査会の総会で、「是旃陀羅」問題に触れられた時、「大きな決断をいたしたい」と述べられましたことは、私の耳底に深く残っております。真宗大谷派を代表される宗務総長のお言葉が、どれだけ重いものであるかは、ご自身が一番感じてみえるところでありましょう。「是旃陀羅」問題は、水平社創立以来の問いかけであります。長い長い年月が経ちました。

2021年6月、私たち宗議会は参議会と共に「「是旃陀羅」問題に関する決議」に至りました。「是旃陀羅」問題は、教団の根幹である教学・教化・儀式に直結する問題であることを確認し、法要儀式で読誦を繰り返し、教化してきた歴史に真向い、差別される痛み・苦しみを感じてこられた人々に対し、宗派として初めて深く謝罪をいたしました。そして、この課題が課題として受け止められなかったこと、同朋会運動の精神に自ら背を向けるあり方であったことに深い慚愧を表明し、次の文言を記しました。

「私たちは、差別を受けてきた人々に二度と同じ苦しみを与えることがないよう、また、差別をし、見過ごし気づけなかった過ちを繰り返すことのないように、あらためて、「人間解放」という人類共通の願いに向けた具体的な一歩を踏み出すべきである」。

爾来4年が過ぎます。総長、この4年間をどう思われますか。そして、水平社創立以来の103年間の問いかけをどのように受け止めておられるのでしょうか。総長の申された「大きな決断」をお聞かせください。

去る3月、ようやく能登へ同僚議員と赴くことができました。1年経っても、つぶれたままの建物、解体せざるを得ない本堂、土砂崩れの跡、隆起した海岸など、地震の被害の大きさを目の当たりにしました。珠洲市の大谷地区では、私より若いご住職が地震で亡くなったこと、加えて、9月の豪雨で坊守さんが亡くなられた現場にも立たせていただき、豪雨災害による被害の大きさも学ばせていただきました。

随所で復旧・復興の意気込みと力強さを感じましたが、宗派として息の長い取り組みが必要に思います。地元の方々の声を丁寧に聞き、宗派として取り組むこと、全国の寺院・教会に協力を求めることなど、きめ細やかな対策を講じていただきたいと願うばかりです。

能登には豊かな土地と海があり、輪島塗もあります。何よりも真宗の土徳があり、「能登はやさしや土までも」と言われる人の良さと強さがあります。全国の寺院・教会が本山を通じ、輪島塗のお箸・お椀などの製品を少しずつでも購入することで応援ができるのではないでしょうか。宗派としての今後の具体的な取り組みをご披露願います。

次に、行財政改革「教区交付金」について申し上げます。

今回の教区交付金の計算式には疑念を持ちました。交付金については内局の専権事項でありますが、なれば尚更、変え方には細心の心配りが必要です。あり方を変える時には、誰もがわかりやすく、明確に、そして変えるとこうなるという将来のあり方を示すことが大切です。多くの人が納得できる変え方こそが、我が宗門のあり方ではないでしょうか。

「この方式を出すまでに100通り以上考えた」。これは、かつて御依頼の計算式を公表する時、ふと漏れ出た内局員の言葉です。大変妙な、込み入った、やたら要素の多い、理解しにくい計算式でありました。結果として批判を浴びた計算式となりました。

「歴史は繰り返さないが、韻を踏む」という言葉が浮かびます。『トム・ソーヤの冒険』の

作者、マーク・トウェインの言葉とされていますが、真理を突いたものです。「全く同じ出来事は再来しないが、似たような事態は起こり得る。だから、どんな時も警戒を怠らないように」という戒めの言葉です。

今回の交付金の算定基準のあり方は、いかがでしょうか。広域性や様々な要素を加えるなど、御依頼の計算式のあり方と、本当に似ていると思うのは私一人でしょうか。

例えば、「一律に3%下げます」、これならば私も理解します。わかりやすい。どうか、「なるほど」と頷くことができる。変更の仕方を重ねてお願いしたいものですが、いかがでしょうか。

最後に、「宗派所有の資産活用」についてです。

一昨年、池の平青少幼年センター50周年記念式典が開催され、昨年、その記念誌『つなぐ』を頂戴し、読ませていただきました。大自然豊かな中での研修施設は大変貴重なもので、このような研修施設は、次世代へ繋ぐ大きな力をそれ自体持っていると思われます。大変な50年の歩み、関係者並びに高田教区のご尽力による素晴らしい成果に敬意を表するとともに、今後の発展に大きな期待を寄せるものであります。

今回取り上げますのは、池の平青少幼年センターと「似て非なるもの」で、大自然に埋もれたままの研修施設です。静岡県裾野市にあります908㎡の土地、木造2階建てで、床面積が134㎡。築57年経っていますが、10人は宿泊できるものです。これは、宗門に心を寄せていただいた髙木宏夫先生の別荘でありました。ちょうど20年前、2005年8月27日、ご命終された後、先生のご遺族より譲渡の申し出があり、2008年、宗派に所有権が移転されました。当初は東京の親鸞仏教センターが研修会場として使用しましたが、ここ十数年、ただの一度も、誰の使用もありません。

平生の管理は、当地の管理事務所に委託しており、財務部としては数年に一度、状況確認に赴く程度と聞きました。年間の管理料は、宗派の予算規模からすれば微々たるものではあると思いますが、これまでの状況を今後も続けることは問題です。

過日、同僚議員が現地を訪れ、草刈りや清掃をされました。「なんとか先生のお気持ちを生かしたいが、手を入れないと使いづらい」。屋根・外壁の修理、水回りの改修が必要で、研修施設として使用するためには数百万円はかかると思われます。当局はどのようにお考えでしょうか。

【答弁】

木越宗務総長

私からは、「「是旃陀羅」問題」についてお答えをいたします。

まず、勅使議員のおっしゃる「水平社創立以来の問い」ですが、ご存じのとおり、東西両本願寺が具体的、直接的に「旃陀羅」の解釈について水平社から問われましたのは、今から約85年前の1940（昭和15）年7月であります。全国水平社の幹部と東西両本願寺当局との懇談の場において、「観無量寿経および親鸞聖人和讃中の「旃陀羅」解釈は適切でないと信じる」と訴えられ、「徹底的な研究と善処を要請」されております。このことは、テキスト『御同朋を生きる』61ページに詳しく記されております。

さて、勅使議員におかれましては、2021年、同朋社会推進委員会の委員長として、宗会両議会からの「「是旃陀羅」問題に関する決議」の作業にご尽力されたことについて、心より敬

意を表します。当時、私は解放運動推進本部長の職を辞し、宗議会議員として決議に賛同した一人でした。当初、決議文には、作成段階において、経典の読法について言及する箇所もありましたが、当時、内局の検討がまだ醸成されていないとのことで、文言が訂正され、議員が今読まれたように、「具体的な一歩を踏み出すべき」と表現を改めた決議と記憶しております。

私はその決議とともに、宗務総長となって初めていただいた意見書、2022年1月に「同関協」（真宗大谷派同和関係寺院協議会）の常任委員会からいただいた「「是旃陀羅」問題に対する意見書」を重く受け止め、同年3月全国水平社創立100周年の折に、宗務総長コメントを発表いたしました。そこで、被差別部落の方々からの度重なる問題提起や糾弾は、「親鸞に帰れ」という悲痛な叫びと深い願いであり、教団の歴史、さらには同朋会運動と切り離すことのできないもの。その現在的な課題として直面しているのが「是旃陀羅」問題であり、「痛みを感じる」との声を挙げられている方々との対話を通し、歩むべき方向性を見定めていくことを表明いたしました。

宗憲において、正依の聖教と定められた『観経』、それを差別的なはたらきを持つような説き方をしてきた僧分の責任は重いと感じ、「この私に、法事の現場で『観経』を読誦する資格があるのか」という実感を持ち、法事の現場で声を上げて「是旃陀羅」の文字が読めないと、痛みを感じる大谷派僧侶。その経典の読法をそのままとしておけますか、と深く問われているものとも非常に強く感じております。

差別されるものの持つ痛みと共に、僧分としての過ちを懺悔し、痛む、その読誦できないでいるものの痛みにも応えていくというのが、「是旃陀羅」問題の次のステップであります。

私が申した「大きな決断」、それを行う時に根拠となる唯一信頼するもの、それは「実感」であります。その実感の内容は「痛み」であります。

勅使議員におかれましても、これからも取り組みの推進にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

長峯財務長

私からは、「静岡県裾野市に所有しております宗派資産の活用」についてお答えいたします。

まず、議員有志で現地を訪れ、状況を確認いただくとともに、わざわざ草刈りや清掃までなさっていただきましたことに深く感謝申し上げます。

さて、当該物件は、2008 年に髙木宏夫先生のご遺族よりご寄付いただいたものであります。立地条件は、富士山の麓、標高約 1,000mに位置する十里木高原の別荘地に所在しますが、交通手段は限られておりまして、最寄り駅からレンタカーで約 30 分かかります。

寄付を受けて以降、研修施設として同朋の会や研修会の会場、野外活動体験、保養施設等で活用できないかを企画・検討したことがあります。

しかしながら、いずれの内容にいたしましても、交通手段や施設を貸し出す体制の問題など、実際の活用にはハードルが高く、効果的な運用方法を見出すことができませんでした。

また、当該物件は、別荘地の中でも、貸別荘や高原カフェなど収益を伴う営業ができないエリアに位置するため、そのような活用もできません。

議員ご指摘のとおり、建物も築 57 年が経過し、各所に老朽化や傷みが見られ、相当の費用を投じて修繕しない限り、使用はできないと言わざるを得ません。

そのような状況であることから、財産管理審議会で現状を報告のうえ、次年度以降は財産処分の方向性も含めて検討していきたいと考えております。

佐々木参務

私からは、「新たな教区交付金の交付基準」についてお答えいたします。

交付基準の策定に至る経緯については、先ほど能邨議員からのご質問にお答えしたとおりであります。

このたびの教区交付金交付率の設定にあたっては、どこまでもこれまでの宗務改革との連動を期すということを主眼に検討を進めてまいりました。具体的には、門徒戸数調査によって得られた数値や、教区改編に伴う教区の広域化といった変化を数値化し、交付金の算出要素として設定するということであります。

これによって、煩雑であり理解しにくい計算式と認識され、不公平感を表出させる懸念があるとのご指摘もいただきましたが、どこまでも教区の実情に即した基準を設定し交付を行いたいとの思いでありますので、ご理解を賜りたく存じます。

轡田参務

私からは、「能登教区への支援」についてお答えいたします。

勅使議員におかれましては、被災地にお心を寄せていただき感謝申し上げます。

宗派としての支援につきましては、先ほどの佐々木議員の質問でお答えしたとおり、引き続き、現地の声を聞き取りながら、息の長い支援に取り組んでまいります。

その中で、昨年、本山御正忌報恩講において、市民緑地「お東さん広場」を活用し、能登の物産展「復興応援ひろば」を実施いたしました。この復興支援である物産展については、本年の御正忌報恩講においても実施予定であり、能登教務所を介して、輪島塗の職人の方のお声を聞き取らせていただいた経緯もございます。

ぜひ、全国のご門徒、有縁の方々が御正忌報恩講へ団体参拝などでお参りいただいた際には、「復興応援ひろば」において、輪島塗のお箸・お椀をはじめとした物産品をご購入いただき、能登のこれからに思いをいたしつつ、復興支援にご協力いただけるよう取り組みを推進してまいりたいと存じます。

【2025 年 6 月 3 日】

無所属　諸岡 敏 議員【3 期】［能登教区 第 6 組 明敬寺］

質問に先立ちまして、昨年1月の能登半島地震、それに追い打ちをかけた9月の豪雨災害など、被災されたすべての方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。そして、教区ボランティア委員の一人としての立場から、これまでの内局はじめ、宗門の皆さん、関係各位の温かい対応と力強い励ましに心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

被災は、能登半島ばかりではなく、それこそ広域に及びましたが、能登はただでさえ過疎化と高齢化、少子化が急速に進んでいる地域であり、住民の二人に一人が65歳以上と言われている地域です。この地で暮らす人たちにとっては、数年続いた群発性地震の末に、最後にトドメを刺された感じで大きなダメージとなりました。再建計画もままならない状況で、体力・精神力をじわじわと奪い取られ、心身ともに追い込まれる状況の中、それでも何とか立ち上がろうと踏ん張っている多くの人たちがいます。人一倍お寺や宗門への想い入れの強い人たちです。心が痛みます。

私自身、18年前に震災を体験、そして今回。当時は100年に一度の地震だと言われましたが、今回は数千年に一度だそうです。ご門徒の方々は次々と町から去っていき、空き家が増え、周囲で更地が目立つようになりました。私の寺は、このたび、ようやく庫裡部分の解体工事に着手しましたが、終了までには2ヵ月ほど要するようです。悩んだ末に、梵鐘も下ろすことを決めました。本堂の中に住まうようにするため、この先、修理には数年かかる見通しです。

このところの日本各地での震災、震災ばかりではなく様々な自然災害、これからますます大規模で広域、深刻なものとなるでしょうし、それら災害に対する宗門としてのより具体的なシミュレーションの必要性を痛感いたします。

災害対応と対策、継続的な支援のあり方、そして議会において何年も取り上げられている共済制度の見直し、喫緊の課題であります。ぜひとも早急に取り組んでいただきたいとお願いするばかりです。

このたび、ようやく宗務審議会が立ち上げられ、第2種共済制度の運用について、新たな復興共済制度の構築について協議が始まったようです。個人的には「何を今更」の感じもありますが、宗門の存続にかかわる大きな課題です。慎重かつ丁寧な、しかも何よりスピード感のある審議を何卒よろしくお願い申し上げます。

中間答申の中で示されていますが、査定員の導入に関して、共済金給付にかかる期間が軽減され、再審査請求の寺院数に鑑みれば、「被災寺院の安心感や納得感を得られる結果に繋がった」とありますが、果たしてそうでしょうか。査定員の対応に対する不満も私のところにまで伝わっています。給付開始まで1年3ヵ月を要し、これまで加入していた寺院がこれを機に抜けてしまうというケースも聞き及んでおります。現在の任意加入の状況はどうなっているのでしょうか。

3年前の質問の際には、2020年度において、4,525ヵ寺の加入であり、加入率は52.3%、一ヵ寺あたりの平均加入口数は8.3口となっており、制度改正後は、加入寺院数は年々増加していると聞かされました。1口1万円で、1,000万円の給付がなされると謳っているので、加入されている寺院はどんな場合でも、それが適用されるものと思っております。共済の願いは十分理解できますが、加入する側からすれば、どんな補償があるのかが決め手となります。このような大規模災害を想定していない今の仕組みでは、どうあがいても対応できるはずがあり

ません。魅力ある共済制度とは、共済が共済として本来の姿を目指すため、共に大いに知恵を絞って取り組みませんか。新しいカタチの共済制度を構築し、なんとしても加入率を上げていきませんか。

さて、もう一つお尋ねいたします。

今回の共済査定員導入に関する経費は、どうなっているのでしょうか。実際に現場に足を運ばないで、写真判定のケースもあり、それこそ様々なケースがあると思いますが、鑑定事務所とは一体どのような契約を結んでいたのでしょうか。お教え願います。

次の質問です。

去る2022年7月に施行された「宗務改革の推進に関する条例」に基づき、行財政改革の推進に向けて調査・審議するために「行財政改革検討委員会」が設置されました。私も何もよく分かっていないまま、戸惑いの中、メンバーの一人として加わらせてもらいました。宗門内の様々な立場にある37名の方々が選ばれ、三つの小委員会（組織機構改革・財政改革・教化改革）で構成され、それぞれの課題について協議・検討し、「行財政改革推進計画」立案を目指し、約2年間にわたって協議を重ねました。そして、2024年4月には報告書をまとめ、木越宗務総長に提出いたしました。その報告書の最後には、「内局としての指導力、統率力、そして実行力に大いに期待し、「行財政改革推進計画」策定と実働に資する取り組みの力強い推進を念願して当委員会の報告とする」とあります。

そして今年3月の宗政調査会の折に、行財政改革推進本部から示された「2024年度の進捗と今後の具体的実働を予定する取り組みについて」の中では、ある程度の具体的なカタチが表現されました。すでに動き出している審議会もあり、宗務総長の並々ならぬ決意が示されたものと受け止めております。が、何をどのように進めていくのか、私には正直よく見えておりません。宗務総長演説の中に「「教法を聞思し、かつ実践する」という真宗人としての使命感・責任感に裏打ちされた、宗門人の「反応の大事」」という表現がありましたが、これも私からすれば、「はて、それで」という感じです。その先が知りたいんです。

言葉の意味は理解できますが、何より大切なのは具体的なカタチを示すことだと考えます。いかがでしょうか。諸施策の策定・実働においては、長期・中期・短期に分けて、優先順位を明らかにしたうえで推し進めていくべきだと思いますが、今後の進め方について今一度、わかりやすくお聞かせ願います。

【答弁】

佐々木参務

私からは、「行財政改革の進め方」についてお答えいたします。

諸岡議員におかれましては、行財政改革検討委員会委員として、その報告書の取りまとめにご尽力をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

内局といたしましては、昨年7月、この報告書を基に課題を整理し、これまで行財政改革推進会議において協議を進めてまいりました。その結果、まず、取り組むべき課題として取り上げた4つの柱は宗務総長演説で申されたとおりであります。

先ほど土肥議員への質問に対してお答えしたとおり、行財政改革の取り組みは、宗門の使命である「真宗再興」を期すためのあらゆる施策であり、行財政改革検討委員会報告に記載された内容にとどまらず、社会や宗門を取り巻く環境の変化に合わせ、時宜にかなった対応

が求められるものと考えております。

このため、今後も内局の責任のもと、行財政改革として取り組むべき諸施策の検討・策定にあたっては、行財政改革推進本部職制第8条に定める行財政改革推進会議並びに行財政改革常任委員会を中心として協議を進め、行財政改革参与のご意見をも伺いながら、必要に応じて宗務審議会等を設置して、議員のおっしゃる「具体的なカタチ」をお示ししてまいりたいと存じます。

なお、進捗状況については、今後も宗政調査会等の機会を活用して適宜ご報告し、共々に宗門の未来を創造してまいる所存です。

轡田参務

私からは、「第 2 種共済制度」についてお答えいたします。

諸岡議員におかれましては、18 年前の災害、そして能登半島地震及び奥能登豪雨により、ご自身が被災された中にあって、御自坊の復興また教区ボランティア委員という大変な責任を果たされつつ、本宗会に身を運んでくださったことに敬意を表する次第でございます。

当局といたしましても、いつ発生するかわからない次の災害に備えるために、新たな復興共済制度の構築は焦眉の急を要する案件として受け止めておりますので、もうしばらくお時間をいただき、宗務審議会の協議の進捗を注視してくださいますようお願い申し上げます。

まず、「第 2 種共済制度の任意加入状況」について申し上げます。

年度途中であり、詳細な数字は控えさせていただきますが、特に能登教区の任意加入状況を申し上げますと、令和 6 年能登半島地震後に、それまで継続されていた寺院の中で全壊寺院も含め、約 20 ヵ寺のご寺院が継続して加入手続きをとられておりません。

一方で、全国の寺院の加入状況を見ますと、令和 6 年能登半島地震が発生する前の加入寺院数と大きな変化はなく、加入率としては 54.5%であり、あらためて第 2 種共済制度への期待というものを感じております。

このたびの質問にあたり、議員からは、新たな共済制度に対する期待及び加入率の増加に向けた力強いお言葉をいただきました。

当局といたしましても、全国の大切な聞法の場を相互に守るという「同朋相互扶助の精神」を体現する共済制度は存続させなければならないと認識しており、そのうえで多くの寺院から賛同・加入いただける共済制度の構築に向け、保険会社及び保険代理店からの提案内容も踏まえて、今後、審議会において鋭意協議を進めていただきます。

なお、任意加入率の促進については、全寺院へパンフレット・チラシの発送や『真宗』誌、『同朋新聞』への広報のみならず、保険会社・保険代理店のサポートをいただきながら、教区や組における共済制度の説明会の開催など、あらゆる方途を尽くして取り組んでまいりたいと存じます。

次に、「共済査定員の導入経費」についてお答えいたします。

第 2 種共済制度の査定にあたっては、2020 年 1 月から宗派と契約している内山鑑定株式会社から共済査定員（1 級建築士もしくは損害保険登録鑑定人）を派遣いただき、被災寺院の査定を行っております。

内山鑑定株式会社は、1935 年に創業の歴史ある鑑定事務所であり、損害保険の鑑定人を約 160 名抱え、全国 11 ヵ所に事務所を設置する業界の大手であり、全国に広く寺院が分布する当派の現状にも適した企業であります。また、同社は、信用ある大手保険会社と数多くの業

務提携を行っているうえ、自然災害発生時には最大 5 名の鑑定人を確保することを約束いただいたことから、社会的信用度に加え、安定的かつ永続的な業務を遂行いただけることが可能であると判断し、選定いたしました。

なお、宗派の第 2 種共済の査定については、宗派独自の査定基準を用いていることから、その査定基準による査定業務の経験値を積んでいただくことも必要なため、随意契約で 1 年ごとに契約更新をいたしております。

また、査定経費については、議員もご承知のとおり「現地査定」と「提出資料に基づく査定（写真査定）」の 2 種類があり、いずれかを用いた査定毎に鑑定事務所から査定基本料及び技術料並びに旅費等の実費を含んだ査定料が請求される契約形態となっております。

【2025 年 6 月 3 日】

無所属　椋田 隆知 議員【4 期】［京都教区 山城第 1 組 光徳寺］

宗政一般について質問させていただきます。

特に今回は、宗教法人である宗派の公益性の確保の認識をお伺いします。

まず、「重要文化財指定の意義」について、指定されたことにより、多額の公の補助金が宗派に入っております。2021年から本年3月まで工事が進められてきた阿弥陀堂門、鐘楼、手水屋形は見違えるほど美しくなりました。特に阿弥陀堂門は、多くの市民や入洛客がフォトスポットとしてSNSにもアップされております。

また、先般指定された大寝殿・白書院・宮御殿など、通常非公開の諸殿群14棟と歴代門首の住居と執務空間である内事建物3棟については、今後修復が必要な物件もありますが、公益性の観点から指定された重要文化財を今後どう活用するのか、ご所見をお聞かせください。

次に、「地域社会との関係性」について、私も参画させていただいております財産管理審議会において進められてきた案件が、一つ一つ前へ進んでおり、了徳寺跡地においては、ドナルド・マクドナルド・ハウスも勧募が目標額を超え、いよいよ着工の目途が立ちました。また残余の土地の有効活用も、地代収入も見込められるようになりました。

しかしながら、八百屋町のスーパーマーケット構想は、足踏み状況にあり、周辺地域住民から出されている要望書にどう答えるのか、お答えください。

次に、「自治体行政との連携」について、京都市初の市民緑地「お東さん広場」は、定期的にイベントが開催され、賑わいを創出しております。また、地域が利用される時は使用料を頂いておらず、真宗大谷派（東本願寺）は地域に貢献しております。

また、今般重要文化財指定された「本願寺水道水源地」についても、歴史において京都市との良好な関係によるものであります。今後も、京都市をはじめとした自治体と連携を維持、強化していくことが重要であると考えますが、その認識をお聞かせください。

最後に、「青少幼年教化の考え方」について、私も30年以上役員を務めさせていただいている公益社団法人大谷保育協会は、長年宗派の幼年教化を担っております。言うまでもなく、公益社団法人は公益性の確保が必要であります。協会の事業項目に対して、公益目的事業比率というものがあり、それが低いと指導を受けます。大谷保育協会における公益事業の最たるものが保育心理士認定制度であり、認定数も加盟園の職員の人数に対して、非加盟園の職員が3倍以上認定されており、公益に貢献しております。

先般の宗務総長演説並びに財務長演説は、2014年度から進められてきた3期9ヵ年度の教化研修計画が着々と実を結んでおり、厳しい財政状況の中であっても、集中と選択による施策の実行が反映されていると理解できる内容でありました。

しかしながら、予算案の項目では、この制度における減額がなされております。また、東本願寺たかくらこども園についても減額されておりますが、認定こども園になることで、定員割れしていたものが定員を超える応募がありました。すべての要望に応えるべきでありますが、施設のキャパシティ、高倉会館の耐震問題、職員の確保が必要となります。これらのことについて、ご所見をお伺いします。

たびたびこの場で申し上げておりますが、政治は結果がすべてです。施策は効果もあれば、副作用も覚悟しなければなりません。また、賛成もあれば反対もあり、多種多様な異なる意

見がある中、利害得失、制約の中で結論を出さなければなりません。

私は、議員として、国や自治体と宗門を繋ぎ、各省庁へ補助金等の予算要望を確実に伝え、引き続き獲得を目指すとともに、財産管理審議会やこのたび委嘱された「宗務所及び視聴覚ホールの営繕に関する委員会」の委員としても全力を尽くしてまいることをお誓い申し上げ、質問といたします。

結びに、長年の歳出削減に軸足を置いた取り組みが、職員の縮み志向を生んでこなかったかと、問うことを願います。

【答弁】

古賀参務

私からは、「青少幼年教化の考え方」についてお答えします。

椋田議員におかれましては、平素より大谷保育協会並びに東本願寺たかくらこども園の運営に際しまして、格別のご理解とご支援を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人大谷保育協会は、「教化基本条例」に基づく「大谷保育協会に関する規程」第 3 条に、「本派の青少幼年教化の方針に基づいて（中略）一体としてその機能を発揮するよう運営されなければならない」とありますように、本派の幼年教化事業を実践いただいている大切な機関であります。

ご質問いただきました同協会の「保育心理士養成講座」につきましては、保育者が保育心理士の資格を取得することをとおして、真宗の教えを根底に据えた幼児教育を一般社会に浸透させていくための事業であり、それを公益事業として実施いただいているものと認識しております。この事業は、北海道、愛知県、京都府、岐阜県、福岡県の自治体における厚生労働省の「保育士等キャリアアップ研修」としても活用されております。

この講座における資格取得者は、大谷保育協会加盟園の保育者にとどまらず、非加盟園にも広がりを見せ、現在、約 4,500 人を超える方が保育心理士に認定されており、うち 7 割以上が非加盟の保育者であるという極めて公益性の高い事業であります。

当局といたしましては、真宗の教えを社会に発信するうえにおいても、同協会の公益事業である「保育心理士養成講座」を大切な事業として支援してまいりたいと存じます。

次に、「東本願寺たかくらこども園」についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、たかくらこども園は、昨年度の幼保連携型認定こども園の移行後、定員を充足し、財務状況も改善されております。

一方で、議員のご指摘のとおり、築 63 年となる園舎建物の老朽化や受け入れのキャパシティの問題などが顕在化しております。また、園舎に隣接する高倉会館は、耐震診断がなされていないため、こども園移行時から、園での使用が認められていない状況です。

本年 2 月、宗務審議会「真宗本廟を中心としたグローカルデザインに関する委員会」からいただいた答申には、「「東本願寺たかくらこども園」については、現在の高倉の地において、存続できるよう園の特色・魅力を発信し、園児の募集に努めるとともに、弛まぬ運営努力を行うことを求める」、また「「高倉会館」については、「たかくらこども園」からの利用の要望、「高倉会館の将来構想に関する小委員会」からの安全性向上に関する提言を踏まえ、早急に「高倉会館」の使用が可能になるよう耐震診断・耐震補強を行うことを求める」とのご提言を頂戴しております。

今後、たかくらこども園の存続及び保育の充実のためには、園舎等の施設整備は避けて通れない課題であり、そのためには高倉会館を園の施設として活用できるかどうかが大きなポイントとなります。2025 年度においては、高倉会館の耐震診断のための経費を予算化しており、その結果を踏まえて、高倉会館の耐震補強を含め、たかくらこども園の施設整備に努めていかなければならないと考えております。

併せて、議員ご指摘の職員確保の問題につきましても、宗門関係大学や大谷保育協会加盟園との連携、信頼のおける人材派遣会社の活用など、様々なチャンネルを利用して、十分な受け入れ態勢を整えるよう対応してまいります。

当局といたしましては、宗派の大切な幼年教化の場である東本願寺たかくらこども園の存続と、より一層の充実に取り組んでまいる所存でありますので、議員におかれましても、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

長峯財務長

私からは、「文化財指定の意義」「地域社会との関係性」について、質問通告書に基づいてお答えいたします。

椋田議員におかれましては、宗務審議会「真宗本廟を中心としたグローカルデザインに関する委員会」の会長として、また財産管理審議会の委員として、宗派財産の管理活用に際して、ご尽力いただいておりますことを、あらためて厚く御礼を申し上げます。

まず、「文化財に指定されたことの意義」についてですが、国の重要文化財に指定されたことは、普遍的な価値を公に評価されたものであり、その維持管理・修繕には公費が投じられることからも、公益性を持った財産となったものと認識いたしております。

よって、議員ご質問のとおり、公益性の観点から、積極的な公開活用を行っていくためにも適切な保全が求められていると考えております。

議員ご承知のとおり、すでに真宗本廟境内には、23 棟の付随する建物を含めると 34 棟の文化財建造物を有し、このたび、さらに本願寺水道水源地も加わることとなりました。

これらの重要文化財の公開と活用を進めるために、まずは財務長演説で述べましたとおり、文化財の専門家によって構成する委員会「真宗本廟造営物保存管理専門委員会真宗本廟部会」の指導を仰ぎながら、国庫補助を得て、重要文化財の「保存活用計画」の策定を行い、公開活用に向けた環境を整えられるよう、修繕に向けての優先順位を定めてまいります。

特に諸殿については、すでに報恩講をはじめ、様々な場面での接遇に活用しておりますが、ご門徒のみならず、多くの方々に東本願寺の魅力を感じていただくよう、更なる公開方途を検討してまいりたいと考えております。

次に、「地域社会との関係性」についてお答えいたします。

八百屋町の土地活用に関しましては、これまで宗派所有不動産の有効活用を目指し、財産管理審議会、参与会・常務会等で審議してまいりました。その中で、スーパーマーケット誘致に向けての協議が進み、この取り組みが周辺地域から望まれていたのは事実であります。

しかしながら、財産処分手続きに時間を要したことにより、相手方より辞退の申し出がなされたことはご承知のとおりであります。あくまでも結果論ではありますが、この事業誘致については、現在の不動産市場からすると賃貸借料や契約年数の面で非常に好条件であったことから、率直に申せば残念な思いにあります。

現在、その当該土地は、暫定的に参拝者専用駐車場として活用しておりますが、今後につ

いては、引き続き財産管理審議会において、まずは、当該土地の峻別を行ったうえで、新たな活用方法についての協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、真宗本廟周辺の宗派所有土地の活用については、賑わい創出の観点から、近隣地域の方々のご意見等も踏まえながら、その活用を検討すべきとの思いにありますことを申し添えます。

不動産活用については、宗派内のコンセンサスと宗派内手続きに非常に時間がかかることによって、相手方との交渉が難しいという課題を抱えています。しかしながら、宗派財政の厳しい状況にあって、自主財源の確保から積極的な不動産活用が求められているという認識にありますので、引き続き責任を持って取り組んでまいります。

佐々木参務

私からは、「自治体行政との連携」についてお答えいたします。

椋田議員におかれては、平素より京都市等との密な連絡調整にお力添えを賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、宗派といたしましても、地域や京都府・市をはじめとする自治体との連携は非常に重要であると認識しており、これまでも、そして今後もその関係を大切にし、さらに強化していきたいと考えております。

とりわけ、境内諸建物が重要文化財に指定されたされたことを受けて、その保存と活用の両面から、様々な取り組みを模索しており、その一端として、毎年の京都「冬の旅」への協力や、昨年秋には京都府主催の子ども向け文化体験イベントや夜間イベントにおける会場の提供、また、大阪万博関連事業として、京都府・京都市等が主催で行っている「京都駅周辺エリアまるごとゲートウェイ」事業にも参画し、本年6月1日まで行われた境内でのいけばな展示を皮切りに、今後、秋にかけては渉成園、重信会館、市民緑地などを会場に、様々な芸術関連イベントが予定されるなど、行政のみならず一般の様々な企業や団体からの認知も徐々に向上しており、大きな期待を寄せていただいていることを実感しております。

さらに、市民緑地につきましては、現在は京都市による管理のもと、週末はもちろん、最近では平日にも多様なイベントが開催されており、多くの市民や観光客が門前に足を運ばれる様子を大変嬉しく拝見しております。こうした取り組みの中で、地域商店街や行政とともに定期的な連絡協議会の場等を通じて、更なる活用の可能性や連携のあり方についても常に模索しており、今後とも積極的に地域・行政との連携を強化しながら、これまで以上に公益に資する取り組みに力を入れてまいる所存であります。

なお、議員ご指摘のとおり、こうした活動について、宗門内外への周知がまだまだ不足している現状であると認識しており、今般、リニューアルを予定する『同朋新聞』や宗派ウェブサイト、SNS等を活用し、積極的な情報発信についても心掛けてまいります。

【2025 年 6 月 3 日】

真宗興法議員団　内記 淨 議員【2 期】［岐阜高山教区 高山 2 組 往還寺］

「行財政改革検討委員会報告」を受け、昨年の常会において財務長から「開教の視点に立って伝道の場を開く」として、「潜在門徒・関係人口・交流人口との積極的な関係構築」に言及されました。これはしかし、首都圏、沖縄に限ったことではありません。蓮如上人のお言葉に

一つ事を幾度聴聞申すとも、めずらしく、はじめたるようにあるべきなり

（『真宗聖典　第二版』　1052頁）

とあります。これは教えを受ける者の基本姿勢であり、念仏の教えを「すでにわかったこと」としている我々への厳しい戒めでありましょう。

すなわち、これまで大谷派の盤石地盤といわれてきた北陸、東海などの地域においても、今急速に「教えに対する過疎」が「真宗寺院や僧侶に対する不信感」と相俟って、深く広まっているのではないでしょうか。その意味で、検討委員会報告書にあるこれまでの我々僧侶、門徒の「意識の変革」が強く求められているのであります。

「自ら信じ人を教えて信ぜしむ」、自・他ともに頷くことのできる「開教の視点、観点」の必要性を強く感じつつ、問題提起し、質問いたします。もしこの視点を外したならば、我が宗門は今後、「封建時代の遺物」として朽ち果て、更なる世俗化によって「真宗大谷派」としての宗教性を見失ってしまうことになりましょう。「同朋会運動」の提起した「世界人類の真の幸福を開かんとする運動」という理念も潰え去ってしまいます。

「青少年教化」について。

2023年の宗務総長演説では、主な施策の第1点目として、特に青少幼年教化関係の大事な施策を『教化指針』や『手引き』を用いながら順次実施するとのことでありました。また、「青少幼年教化は慶讃法要後、教化の一丁目一番地である」と何度も耳にいたしました。しかし、24年の演説での主な取り組みでは、「財政改革」「「是旃陀羅」問題」「教区慶讃法要」と重要な課題が述べられた後、そして4番目にようやく「その他」として、「青少幼年教化をはじめとする重点施策」が挙げられ、さらに今年は、「主な取り組み」では「宗務改革」の後、「教団の将来像構築に向けた取り組み」の中で一言、「「青少幼年教化推進研修」がはじまっており」と触れられるのみです。次第に優先順位がトーンダウンしていますが、「教化研修計画」は次年度で3年目、また慶讃事業継続費の施策は今年度で終了となります。今後の青少幼年教化をどう位置付けられているのでありましょうか、お伺いいたします。

現在、夏休み中に研修部の「子ども奉仕団」と青少幼年センターの「同朋ジュニア大会」が二本立てで行われています。外から見れば、同じ「本山＝真宗本廟」での「子どものつどい」です。もう、長年の内向きな確執を超え、宗門事業として一本化するべきではないかと考えますが、ご認識はいかがですか。

青少幼年部門に限ったことではありませんが、「真宗教化センター」内の三機関とも専門部門は専門職のみです。そして、事務部門は企画調整局に所属する常勤職員のみです。事務部門とはいえ「青少幼年教化」という専門性・重要性を鑑みる時、常勤の事務職員が在籍すべきであると考えます。専門の職員の確保についてどのような対策を考えられていますか。

また、次年度の青少幼年教化の関係予算は前年比800万円近くの減額となっていますが、青少幼年教化、本廟参拝（奉仕）の重要性を述べながらの大幅な予算の減額とは理解しがたい

ことです。どうなっているのかお尋ねいたします。

「別院問題」について。

「別院の将来構想に関する委員会」に参画し、様々な問題を考える機会を得ました。多くの別院の運営は、大変厳しいことになっています。そこであらためて、現状の諸問題の根には「なぜ別院が存在するのか」と、その存在意義が問われていることを強く感じました。

明治時代に相続講事務所、現在の教務所が発足して以降、別院はそれまで全国各地における本山の飛地境内・施設として、その教学、教化、納金等の役割が次第に縮小し、同時にその存在意義も次第に見失われてきたように思われます。

今こそ、「現代における別院の意味と意義」を再確認するべきではないでしょうか。それは単に、現状の整理や再編にとどまらず、「沖縄」や「海外」、そして「首都圏」や「中核都市」など、今後に向けた宗門の「開教」活動を展開するためにも大切な視点となり得ると考えるからであります。宗憲改正と同年に制定された「別院条例」には、「地域の教化の道場」として、「同朋社会を実現することを目的とする」と規定されています。宗門には、別院という「場」の持つ積極的な意味を見出し、発信する責任があると考えますが、どのように認識しておられるでしょうか。

そのためには、まず「真宗の別院」として設立され、授与された聖人の御影が真向きであることを再確認すべきではないでしょうか。「本山の御真影の身代」でありますが、それももはや忘れ去られていると思われます。別院再確認の第一歩として、条例に「真向きの御影を安置する」の文言を入れることを提案いたします。また、多くの別院は、今も「御坊」「御堂」などと呼称され親しまれています。単に事務を取り扱う「場所」ではなく、地元の僧侶に対して声明・儀式・作法を教育伝持し、また地域社会に対し、開かれ、教化する「場」の使命と責任があります。積極的な意義を確認する必要があると考えますが、ご所見を伺います。

ほぼ教区改編が成ろうとする今、あらためて「「教区教化委員会」への専任輪番の参加状況」はどうなっているでしょうか。別院の今後のあり方を考えるためには、「御坊」の存在を常に確認・意識されることが重要であると考えます。

この指示は、昨年度の教務所長会で出されました。現在その指示がいくつの教区で実行され、またその実態がどうであるのかお尋ねします。

「親鸞仏教センター等」について。

今年の2月「浩々洞」発祥の地「求道会館」において「清沢満之「精神主義」を再考する」という研究交流会が80名ほどの参加で開催されました。専門の異なる哲学・倫理学・社会学、また、浄土宗、浄土真宗本願寺派など所属や立場を異にする研究者が集い、あらためて「精神主義」の意義と課題、問題点について、発表と応答、討論が行われました。また3月には、しんらん交流館において、教学研究所主催による「法然と親鸞」の公開研究会が開催され、椅子を追加しなければならないほど多くの参加者でした。

念仏の教えを時代に響く確かな言葉として紡ごうとする教学の営み、切磋琢磨による両会場の熱気は、あらためて教学上の異分野との対話、交流活動の重要性を再認識させてくれるものでありました。

親鸞仏教センターは2001年、首都において「現代を生きる人々と対話する」という研究・交流の場として設立され、現在も時代の諸課題を担う第一線の研究者との交流、また壮大な『教行信証』の現代的解読、聖教の現代的な読解、安田理深『研究ノート』の発掘、意欲的かつ着実に業務が進められていると認識します。

「親鸞仏教センター」は思想界への「開教」拠点であり、「教学研究所」は宗務内における僧侶・門徒研修における「開教」拠点とも位置付けられましょう。また大谷大学は広く学問の府として、さらに一般教育機関として学生への「開教」の意味合いを強く持っていると思考します。

「親鸞仏教センター四半世紀」の総括として、今どのように認識され、また「親鸞仏教センター」「教学研究所」「大谷大学」の教学三機関の位置付けをどのように確認されているのでしょうか。ぜひお聞かせください。

「聖教編纂室等」について。

今年3月、「編纂委員会」が招集され、今後について検討されていること、着実な前進とありがたく受け止めています。さらに、今後の予定及び体制の整備について、その予算措置を含めてのご認識を伺います。

また、「親鸞仏教センター」においても、より一般に向けての聖教の現代語訳が進められていますが、それとの関連性をどのように認識し、また協議、検討されているのでありましょうか。

【答弁】

木越宗務総長

「親鸞仏教センター四半世紀の総括と今後のあり方」についてお答えいたします。

はじめに、様々な研究成果及び業務の進捗についてはご指摘のとおりであります。

ご存じのように、2001年の開所以来、親鸞仏教センターは、学術分野における研究、対話及び交流並びに情報の収集と発信により、時代社会の諸課題を把握し、親鸞仏教の精神を現代に公開することを目的とし、研究、交流、出版を主軸に、着実に取り組みを進めております。

特に、親鸞仏教センターの「研究業務」では、研究員が3年の限られた任期の中で、知識だけではなく、自身の信仰面も大切にし、親鸞の思想と信念を現代社会に開いてゆけるような研究者の育成を願ってまいりました。

これまでに親鸞仏教センターに着任いただいた研究員並びに嘱託研究員43名の内、大谷大学大学院の出身者は20名、うち6名がセンター研究員として任期を終えた後に、大谷大学の講師として採用されており、5名の研究員が教学研究所の研究職員に着任いたしました。

さらには、東洋大学、駒澤大学、立命館アジア太平洋大学等の宗門外の大学の教員として、現在、教鞭を執っている方もおります。それにとどまらず、各教区の教学研鑽機関をはじめ、教学教化の現場で活躍されている方が多数輩出されています。

一方、「有識者との交流」においては、これまでに「親鸞思想の解明」「親鸞仏教センターのつどい」「研究交流サロン」を実施し、東京国際フォーラムや学士会館といった都内有数の会場を用いるなど、様々な試みを重ねながら、その内容を『現代と親鸞』へと掲載してまいりました。

また、センターの願いを広く世間に伝わる言葉で発信するべく、『añjali（あんじゃり）』を発刊し、多様な分野で活躍されている方々から寄稿いただき、すでに400人を超える有識者の方々との交わりが生まれております。

清沢満之先生を学長として京都から移転・開校された「真宗大学」や、私塾であった「浩々

洞」の活動に見られた新たなものを取り入れる精神、そして「実験」「自由討議」の気風を継承する学事施設として、親鸞仏教センターは設立され、今日も様々な研究者や有識者と異領域間の対話を行い、緩やかな繋がりを保ち続けております。

このような真宗大学建学の精神や浩々洞の理念に基づく歴史の上に立って、研究員の活躍の場をさらに広げ、有識者との交流の場を今後も保ち続けてまいりたいと思います。

古賀参務

私からは、「「親鸞仏教センター」「教学研究所」「大谷大学」の三機関の位置付けと展望」についてお答えします。

これらの三機関の機能は、「教育条例」における「学事施設」と「教化基本条例」における「教化施設」に分けられます。

まず、「教育条例」に定められる「大谷大学」と「親鸞仏教センター」は、真宗の精神に基づく教育の振興をはかるために設けられた「学事施設」です。

「大谷大学」は、寺院子弟の育成にとどまらず、浄土真宗の精神を世界に開くことを使命として宗派が設立した大学であり、真の独立者として相互敬愛の心を有する人物を育成することを方針に持つ「教育・研究機関」であります。

また、「親鸞仏教センター」は、多様な文化と最先端の学術が交錯する東京において、研究に取り掛かるとともに、有識者との交流をもって宗祖の思想との接点を探り、現代に語りかける新しい視点と言葉を見出すための「研究交流機関」であります。

そして、「教学研究所」は、「教化基本条例」並びに「教学研究所条例」に定められますように、本派における教学の研鑽、教化の推進、人材の育成を行い、もって宗門の教化態勢の確立をはかること、すなわち同朋会運動の推進を使命とする「教化施設」です。

これらの各機関がそれぞれの使命を果たしていく中で、教法を聞思し実践する人の誕生を期するとともに、先ほどの宗務総長の答弁にもありましたように、今後とも三機関の更なる交流が生み出されていくよう努めてまいりたいと存じます。

長峯財務長

私からは、「聖教編纂室」についてお答えいたします。

聖教編纂室を、仮称ではありますが「真宗大谷派聖教編纂所」として、出版部所管から独立させることを視野に入れ、今年度より向後の聖教編纂事業計画を策定すべく、聖教編纂委員会を設置し、第 1 回となる委員会を 3 月 27 日に開催いたしました。

計画を協議するにあたり、聖教をより正確なかたちで公開していくことの重要性、また、今後編纂すべきと思われる聖教やその諸課題について、ご意見を賜ったことであります。

現段階で、具体的な計画を申し上げることはできませんが、この委員会において、成果物をはじめ、しかるべき体制を含めて、中・長期の計画が策定される予定であります。

それまでは、『真宗聖典　第二版』の編纂で得られた知見を公開していくという方針のもと、来年度からは『宗祖親鸞聖人著作集』三・四・五を順次刊行すべく、鋭意編纂を進めております。また、「坂東本　教行信証」カラー影印縮刷本を 11 月に刊行いたします。

今後も恒常的に聖教編纂室を運営していくために、必要な予算措置を講じてまいります。

次に、「親鸞仏教センター」にて行われている聖教の現代語訳との関係性について申し上げます。

親鸞仏教センターにおける聖典の試訳は、親鸞の思想信念の本質を現代語で表現するための試みとして取り組まれ、現在は『尊号真像銘文』についての研究がなされております。

聖教編纂室では、思想究明や現代語訳の基礎ともなる聖教の本文を確定することを業務の基軸としておりますので、親鸞仏教センターでの研究過程においても、聖教編纂室の成果が十分に検証されながら進められていくものと認識いたしております。

轡田参務

私からは、「別院の存在意義」「真向きの御影」「「御坊」等の名称」「教区教化委員会への専任輪番の参加状況」についてお答えいたします。

内記議員におかれましては、宗務審議会「別院の将来構想に関する委員会」の会長としてご尽力くださり、数十年にわたる別院の諸課題に対して一歩を踏み出す具体的な答申を提出いただきましたことに敬意を表し、御礼申し上げます。

このたびの宗務審議会における準開教区を除く全国 51 別院の現況調査によって、後継者不在や離郷による所属門徒の数の減少、宗教意識の変化、崇敬区域及び地域社会との関係の希薄化等により、特に法務や諸法要による収入が主な財源であった別院の運営が非常に厳しい状況であることが明らかとなりました。

多くの別院において、時代の変化とともに宗祖親鸞聖人の教えを伝え、地域に根ざして教化を推進する拠点としての別院の存在意義が問われていることは否めません。

そのような中で、宗務審議会から答申をいただき、別院の再編成を宗務改革として位置付け、このたび条例による委員会を立ち上げることとなりました。

この別院再編成の取り組みは、本山と別院が編入されている教区及び崇敬区域がともに、議員のおっしゃる「現代における別院の意味と意義」を確かめていく歩みとなるものと認識しております。

そのうえで、別院という「場」が持つ積極的な意味を宗門全体で見出していく必要があり、例えば、開教の視点をもった仏事サポートセンター的な機能を担うべき別院の抽出や、人口が流出・減少していく地域に所在する別院においては、解散寺院の門徒の所属先になることなども、これからの別院の重要な役割となってくるものと思慮いたします。

このたび頂戴したご示唆については、今後の条例による委員会においても、課題共有を図ってまいりたく存じます。

また、別院条例に「真向きの御影を安置する」を規定すること及び「「御坊」等の名称」についてでありますが、先般、専任輪番会の会長である三島多聞高山別院輪番から、「御真影・真向きの御影・安静型御影」の三種御影のはたらきについてご示唆いただく機会を得ました。

宗門人一人ひとりが、別院の再編成の取り組みの中で、別院に真向きの御影が安置されている意味、そして御坊等の名称の意義をあらためて受け止めなおし確認していく必要があるものと私自身も意を強くしております。

次に、「教区教化委員会への専任輪番の参加状況」についてお答えいたします。

専任輪番が就任している別院が所属する 12 教区 30 別院の中で、7 教区 15 別院においては、専任輪番が教化委員会に参画し、3 教区 13 別院においては、専任輪番が教区の教化関係の会議に携わっております。また、山陽・四国教区においては、今後教区改編を機に専任輪番が教化委員会に参画することを予定・検討しております。

ご承知のとおり、教区教化委員会は、同朋会運動第 1 次 5 ヵ年計画におけるトップダウン

的な施策展開を反省点として、運動の主体を地方移譲することを目的に全国一斉に設置されました。それからおよそ 50 年以上の時が流れた今、一つとして同じ教区教化委員会規則、教区教化の体制は存在していません。その意味で、教区における別院のあり方も同様に、歴史的背景など培ってきた独自性を活かしたあり方、独自の参画手段が必ずあるものと思料いたします。

山田参務

私からは、「青少幼年教化の位置付け」「子ども奉仕団と同朋ジュニア大会の一本化」「常勤の事務職員の在籍」についてお答えします。

まず、「青少幼年教化の位置付け」についてお答えします。

宗憲には、教団の目的は「同朋社会を実現すること」と、教団が存在する意義が押さえられています。今の時代、孤独と不安の中にあって、お念仏の教えによって青少幼年一人ひとりを「同朋」として見出していくことが求められています。その意味で、今こそ、自死・いじめ・不登校など、社会や時代の抱える問題から青少幼年の発する叫び声や呻き声を真摯に聴き「共に悩み、共に生きる」姿勢を大切に、お念仏の教えを青少幼年と共に聞いていくことが、この教団に身を置く私たちの使命であると考えております。

現在、青少幼年教化を担う人の誕生を期する「青少幼年教化推進研修」は、各教区より推薦をいただき、2024 年度より 22 名の研修生を迎えスタートし、2 ヵ年度全 4 回の研修会を実施しております。2026 年 2 月に第 1 期目の研修が終了予定ですが、第 2 期目以降については、第 1 期の総括を行い、これまでの慶讃事業継続費から、経常費への予算の移行も視野に入れて検討をしております。また、財務長演説にもありましたとおり、「（仮称）財政調整基金」を財務部等、関係部署と調整しながら使用するということも想定されます。いずれにせよ、こういった財源の使用も視野に入れつつ、第 2 期目以降の「青少幼年教化推進研修」を検討してまいります。

また、本年度の予算減額については、2024 年度にて予算計上を行っていた「若者教化代表者協議会」「仏教音楽研修会」「スカウトリーダー研修会」等の事業が 3 年に一度の事業であったことに加え、他の事業についても実績に基づいた予算編成による事業精査の結果、減額となっております。決して後退ということではなく、関係各所の検討、精査の結果であると認識しております。

青少幼年教化は、教団のいのちであります。限りある財源の中、決算を精査し予算を編成いたしております。そのような中で、事業の「選択と集中」を行いながら、青少幼年事業の予算編成に努めておりますことを何卒ご理解いただければと思います。

次に、「子ども奉仕団と同朋ジュニア大会」についてお答えいたします。

本山における小・中学生を対象とした宿泊研修は、昭和 30 年代から始まっており、昭和 48 年に「全国児童夏の集い」（青少年部所管）、昭和 60 年 8 月には中学生を対象とした奉仕団「中学生のつどい」が開催されるようになります。当時、大谷派児童教化連盟は「全国児童夏の集い」の他、研修部が所管する「子ども奉仕団」「中学生のつどい」という事業にも全面的に関わっていました。そのような中、「子ども奉仕団」は昭和 62 年、日程に「お勤めの練習」等を盛り込み、内容を大幅に変更して研修部独自に開催するようになりました。

一方、「中学生のつどい」と「全国児童夏の集い」は、平成元年からは「同朋ジュニア大会」（青少年部主催）と称し、児童教化連盟は同朋ジュニア大会にのみ関わることとなりま

した。このような歴史を踏まえる時、議員をはじめ多くの方がおっしゃられるように、「二つの催事を一本化しては」とのご意見もこれまで多くいただいております。

しかしながら、宗門における青少年教化事業としての真宗本廟奉仕については、研修部が子ども奉仕団として実施しており、同朋ジュニア大会については、全国の日曜学校・子ども会等の集いとして戦争や差別など現代の課題をテーマに、大谷派児童教化連盟を中心に実施されています。

子ども奉仕団、同朋ジュニア大会ともにコロナ下以降、参加者が激減し、ここ数年、定員に満たない状態が続いています。いずれも本年の参加者確保にも苦戦している状況があり、スタッフについても僧侶数や教師数の減少が物語るとおり、その確保にも苦慮する状況があります。それぞれに歩んできた歴史もあります。

今後も夏の青少年催事が真宗本廟を会場として継続開催できるよう、まずは青少幼年センターと研修部、児童教化連盟が現状と課題を共有してまいります。

次に、「常勤の事務職員の在籍」についてお答えします。

常勤の事務職員の在籍については、真宗教化センターに入る三機関において、部門の長は企画調整局の出仕を兼務し、事務は企画調整局の職員が処理することを法規で定めております。

これらは、部門を横断し、教化センターが一体となって宗務を遂行していく体制を志向してのことであります。

部門を横断しての体制に寄与するあり方としては功を奏し、教化センターが設置されて 10 年が経ち、同じ屋根の下にいることで、本来の紐帯的機能をその体制で果たしていると認識しております。

また、事務職員の平素におけるあり方は、法規上、企画調整局員としてではありますが、それぞれの部門に常勤して事務を処理しております。

したがいまして、常勤の事務職員を配置しているという認識でおります。

なお、10 年が経ち、その体制を今一度点検・精査することも視野に入れながら、法規の見直し等も含め、教化センターの第 2 ステップを今後検討してまいります。

【2025 年 6 月 4 日】

真宗興法議員団　八島 昭雄 議員【3 期】［北海道教区 第 4 組 徳生寺］

私は大きく分けて3点について質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

まず1点目に、「札幌別院」の報恩講について質問申し上げます。

ご存じのとおり、北海道における6別院は、その開教の歴史から、それぞれに直参の門徒が多数所属しております。教区の資料によれば、札幌別院には約5,000戸。北海道教区における全6別院合計で約1万5,000戸の門徒が属しております。したがって、宗派に対しては、毎年多くの経常費の負担をとおして多大の貢献を果たしております。

しかしながら、毎年10月23日から28日までの札幌別院報恩講に御親修が実現しておりません。その点、札幌別院と同じ日程で行われる難波別院の報恩講には御親修が事実上、定例化されております。

難波別院には、「特別な事情のある扱い」が存在するのでありましょうか。もし、札幌別院が報恩講における御親修の申請を出した場合に、別院として平等な扱いを受けることができるのでしょうか。それとも、10月の報恩講への御親修の申請そのものが不可なのでありましょうか。

また同時に伺いますが、輪番と教務所長が兼務していることは他にも例がありますが、とある大都市圏にある別院において、両方から報酬を得ている例があると聞いております。輪番として、相当額の報酬を得て兼務しているということは事実なのでありましょうか。もしそうならば、任命権者である宗務総長の報酬との兼ね合いから、宗務機構のガバナンス上、非常に不適正であると考えますが、担当の参務の所見を賜りたいと思います。

次に、「行財政改革の進捗状況」についてお尋ねしたいと思います。

私は、「行財政改革検討委員会報告書」提出後の宗派の動きに若干の疑問を持つものであります。提出後の昨年の宗会における質問に対しては、「実現可能性の高い案件から順次進めてまいりたい」との答弁を重ねております。

それならば「改革の全体像」、特に財政規模の見通しについての提示はいつになるのでしょうか。その中で、内局からは教区に対する交付金の扱いについて、従前のように経常費納入額の一定割合から、交付の基準を門徒指数や教区の大きさや超過分の取り扱いなどを加味した多元化に向けた変更案とする旨の発信が先行しておりますが、果たして実施が確定したのでしょうか。

その年度ごとの実際の納付額に対する交付なのだから、財政の将来の全体像のあり方を示すことは必要ないと言えるのでありましょうか。

私たち議員は、行財政改革の今後の歴史から評価される身であるはずです。改革には当然、痛みと反対意見も伴います。したがって改革の大義が示されない中では、とても「実現可能性が高い」とは申せないのではないでしょうか。担当の参務の見解を伺いたいと思います。

次に、「同朋会運動の具体的展開」についてのご所見を伺いたく存じます。

私たちの子どもたち世代の僧侶が、同朋会運動と聞いて何を思っているのか。今、あらためて謙虚に受け止めるべき時であると思っています。私は、同朋会運動を形而上的な観念にとどまらせてはいけないと思っております。若い僧侶に、社会的・経済的な状況が悪くなったから今までの同朋会運動はすでに意味がないと捉えられては、宗門の生々しい歴史を身を

もって知る世代の一人として、あまりにも悲しいのであります。

私たちは寺院での平素の生活、例えば門徒さんとの語らい、坊守との語らい、地域の中での友人との語らいなど、様々な活動の一息一息に同朋会運動の具体的な展開を感じたいのであります。

その意味で、真宗教化センターにおける「寺院活性化支援室」が発信する「支援事業のあらまし」は、具体的な提言に富み、大変重要な意義を持っていると考えております。「寺院活性化」という宗門の活動を同朋会運動とは関係のない施策であると受け止められている方もおられるでしょう。寺院活性化とは、単なるテクニックなのでしょうか。人口減や経済的困難が寺院の苦境の元凶ならば、知恵を絞ろうではありませんか。

先日、私どもに届いた参議会の宗政調査会報告書の中では、繰り返し寺院に身を置く者の意識改革が強く提言されています。私は、住職だけがしっかりしていれば十分であるという時代は過ぎ去ってしまったと感じています。寺院に関わる多くの人々が当事者として寺院の運営に参画できて、はじめて寺院がその本来的使命を果たせる環境が実現するのではないでしょうか。報恩講教団を標榜するなら、参詣者の少なさを嘆くより、参詣していただけるよう寺院の体制を変えるべきでありましょう。

テクニックでも迎合でもない、信仰活動としての同朋会運動への我々の姿勢が問われているのであります。本年3月1日に宗派より発刊された中学生用の宗教科のテキスト『生まれる生きる　生かされる』の第1部「生まれる」の32ページに次の一文がありました。

> 「諦める」という言葉があります。（中略）元々は仏教の言葉です。そこにマイナスのイメージはなく、「しっかりと見て明らかにする」という意味があります。

続けて、

> 実業家の出口治明さんは、「諦める」の意味を「現状をリアルに受け入れるということ」とし、「モチベーションは諦めることから生まれる」

と述べておられます。

我々は今、大いに迷っております。私たちは、過去には存在していた多くの「当たり前」を失ってしまいました。そんな今こそ、現状をつぶさに分析し、受け入れるべきは受け入れて大谷派の未来を創り上げていこうではありませんか。諦めることを躊躇してはいけないと考えております。寺院活性化の指針に向けた大谷派の知見の集積を施策の中心に据えて、「一人の念仏者を生み出す」ことに確信を持っていけるようにと願っております。担当の参務の見解をお伺いいたします。

以上、寺に生を受けながら教えに背を向け続けていた私に、身をもって教えに生きる姿を示してくださった多くの方々を思い出しながら、質問を終了いたします。

【答弁】

佐々木参務

私からは、「行財政改革の進捗状況」「兼務輪番の報酬」についてお答えします。

まず、「行財政改革の進捗状況」についてお答えします。

行財政改革に臨むにあたっては、議員から触れていただいたとおり、「物事の重要度や優先順位等を見定め、順次でき得ることから着手していくこと」を内局の方針とさせていただいております。そこで、宗政調査会の折に資料をもって提示させていただきましたが、まず

は教区・組の改編、門徒戸数調査といった宗務改革との連動のもとで、2026年度から交付金制度改革に取り組むものであります。併せて、2025年度の予算編成にあたり、繰越金を除く収入をもって当該年度の支出を行うことを基本とする、所謂、繰越金に頼らない会計構造を実現したことにより、現時点における一定の宗派財政規模を示すことができたと認識をいたしております。

八島議員からは、財政規模の見通しの提示の時期についてお尋ねをいただきました。現時点においては、財務長演説でも述べられたとおり、今後の社会状況の変化による予算規模の拡大が避けられないことも予見をしたうえで、現在の予算規模、すなわち2025年度予算規模を堅持していくことが必須であると受け止めております。

また、交付金制度改革については、宗派財政の将来の全体像を示したうえで提示しなければ、実現の可能性が高いとは言えないとのご指摘でありますが、これまでの交付金制度改革に対するご質問に縷々お答えしてきたとおり、このたびの交付金制度改革は、行財政改革検討委員会からの報告における指摘を踏まえ、まずは第一歩を踏み出す端緒として策定したものであり、今後も必要に応じて見直していくことが肝要であるとも考えておりますのでご理解を賜りたく存じます。

今後も一歩一歩、着実に改革の歩みを進めつつ、宗務審議会や行財政改革推進会議、さらに参与からのご意見を伺いながら組み立てることを想定しており、議員各位との意見交換を踏まえて改革を推進してまいる所存ですので、八島議員におかれては、行財政改革の推進に格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、「兼任輪番の報酬」についてお答えします。

教務所長が兼務している別院など、他法人からの報酬につきましては、それぞれの法人の規程等に基づき支給されております。

本件につきましては、以前より議会関係者からご指摘をいただいておりましたことも踏まえ、今後、宗務役員が他法人の役職を兼務する場合の報酬について、より一層の明確化・適正化を図るとともに、労務の平準化に向けた見直しを進めてまいります。

轡田参務

私からは、「札幌別院報恩講における御親修」に関してお答えいたします。

現在、10 月 28 日に結願日中を迎える別院が、札幌別院・豊橋別院・赤野井別院・難波別院の 4 別院を数えますが、それぞれ門首、鍵役が分かれて御親修、御参修として出向しております。

このことも含め、毎年の門首、新門、鍵役の別院並びに普通寺院・教会への儀式出向に関しては、宗務所内の関係部門で協議を行い、調整を図っております。

この内、議員ご指摘のように難波別院は例年、御親修を行っております。これは、その設立の経緯、由緒等により、名古屋別院、山科別院と同様に御親修を行っているものであります。ただし、これは絶対的なものではなく、札幌別院から要請があれば、先ほど申しました関係部門の協議により、難波別院とも調整を行いたく存じます。実際に昨年、大谷裕新門が札幌別院において御直修を行いましたが、これも事前に難波別院と協議を行って、日程を変更していただき、関係部門による会議を経て決定、実施したものであります。

したがい、当該別院から御親修に関する相談があれば、今後のあり方については、同様の形にて協議を行い、決定してまいりたいと存じます。

山田参務

私からは、「同朋会運動の具体的展開」についてお答えします。

まず、議員のご提言の数々に、深い敬意と共感を表します。特に、寺族や門徒との語らい、地域社会との関わりの中に、同朋会運動の本来的意義を体現するものであるという視点に、私どもも深く共鳴するところでございます。

ご紹介いただきました「寺院活性化支援室」の取り組みの一つであります「元気なお寺づくり講座」や「支援員の基礎講習」では、各寺院の「寺業計画書」を作成するにあたって、寺院を「地域の居場所」として再定義する取り組みや、世代を超えた門徒との関係性の構築、さらにはお寺の存在意義を地域社会と共に考える姿勢が、活性化の鍵であるという視点に立った計画として企図されています。

また、寺院が直面する困難を乗り越えるためには、ご指摘のように住職一人ひとりの努力だけではなく、関わるすべての人々が当事者として参画する姿勢が不可欠であります。寺院活性化支援では、「共創」の視点をもって取り組むことを大切にしております。この「共創」関係を支えるのは、協働関係であり、共感関係であり、それは対話によって生まれる関係性に他なりません。一人ひとりの意識改革とは、このコミュニケーションの中に生まれる一つ一つの気づきから生まれるものと考えております。

今ここに寺院があるということは、建立された願いや護持相続されてきた無数の念仏者の営為によって創造され続けてきた歴史的事実を表しているものであります。願いを確かめ、受け継ぎ、使命を定め、時代に呼応する新しい一歩を紡ぎ出す。これは表面的なテクニックではなく、伝統と創造の実践であると考えます。

したがって、同朋会運動と寺院活性化支援は、旗印は異なるように見えても、その目的は一体的であり、引き続き「一人の念仏者を生み出す」場と人の創造に寄与できるよう推進に尽力してまいります。

なお、「支援事業のあらまし」については、先んじて議員の皆様にお示ししたものでありますが、実施に向けた準備段階の事業もあり、内容を調整して、次年度に全寺院へお届けしたいと考えております。併せて、本冊子と連動して、寺院活性化支援室ウェブページの改修も進めております。議員におかれましても、寺院活性化の取り組みの周知に一層のご協力をお願いいたします。

【2025 年 6 月 4 日】

真宗興法議員団　藤井 宣行 議員【3 期】［岡崎教区 第 4 組 淨圓寺］

「第2種共済」「宗議会議員選挙制度」「行財政改革と別院」「大谷専修学院」についてのお尋ねをいたします。

まずは、震災発災以来、復興の道のりは遠く、遅々として進まない感のある被災地域・関係者の方々に、あらためてお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を念じ上げることでございます。

そこで、財務長演説でも触れられ、宗務審議会「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討に関する委員会」の一部答申（中間報告）も出されたことではありますが、一刻も早い共済制度の再構築を願うものであります。

「第2種共済」は、同朋相互扶助の理念のもと、低額で加入でき、かつ給付は手厚く、役割は大きなものがあると思います。相互扶助の理念と意義、利点を大いにアピールして、加入口数の増加を図り、震災に伴う積立金の減少を早急に補うべきだと思っております。また、ゆっくりとした積立金の積み増しを待つだけではなく、再構築までの間、平衡資金を使用するなど、積立金の補填を講じてはいかがでございましょうか。そのうえで、同朋相互扶助の精神をもっての共済制度を持続し、さらに損害補償としての民間損害保険との組み合わせ・上乗せを検討いただきたいと思います。内局としての見解をいただきたいと思います。

次に、「選挙制度」についてお尋ねをいたします。

今回提案されております宗議会議員選挙条例案は、もちろん特別委員会で慎重審議されておることでございますが、あえて言えば、条文整理が主な内容で、変更点は郵便投票の拡大が大きなものであると認識をしております。教区改編によって広域教区ができ、投票所が減ることなどに対処するものであり、投票権行使に必要なことと理解しております。

そこで、郵便投票の申請には本人確認書類を必要とし、所属寺院に居住してない有権者には、その居住地に投票用紙を送付するということで間違いはございませんでしょうか。

また、従来の郵便投票の別表はかなり古いもので、指定当時からかなり状況が変わってきていると思われます。しかしながら、当該寺院・教会から申請しなければ別表からの削除などはされないというふうに聞いておりますが、この際、別表を廃止して、すべての郵便投票に申請と本人確認を求めるということにした方が良かったのではありませんでしょうか。

次に、「行財政改革」についてのお尋ねでございます。

昨年、今年と行財政改革、グローカル、別院、共済など様々な宗務審議会・委員会の答申・報告がございましたが、昨年の行財政改革については、内局の決断とリーダーシップを求めておられました。現在の状況をお示しいただきたいと思います。昨年より「できるところから」と表現をされていましたが、「やったこと」「やっていること」「やろうとしていること」「目指しているところ」をお知らせいただきたいと思います。

中でも、宗務機構の再編成については、なかなか聞こえてまいりませんが、どうかスピード感をもって進めていただきたいと思っております。

また、「交付金改革」につきましては、財政構造の変革の第一歩であり、必要なことであると思っております。宗派の財政改革を進めていく中で、各教区の財政体質がそのままというわけにいかないと思っております。各教区の財政見直しを促し、宗門全体の財政改革に繋げていかなければなりません。

それに関連して、ここで「別院問題」を少し言わせていただきます。

宗史蹟など由緒別院の宗派直轄化などの声もございますが、毎年の予算編成にも苦慮しているような今の現状では、それも宗派直轄ということを行っても解決とはならないと思います。

現在、ほとんどの別院がそれぞれの地域の護持金や、あるいは属しておる教区からの助成金などに頼って、別院の護持、教化事業を行っているというのが現状であります。その中で、いくつかの別院は多額の事業収入をもって、教区の教化事業を担い、さらには教区に資金の回付まで行っておられます。すなわち、各教区間の財政に大きな不均衡が生じています。大きな不平等であります。

よって別院が教区と一体の教化事業を担い、教区に資金を回付している教区の交付金を減額し、他教区との不均衡を是正し、その資金を「別院振興資金」、仮称でありますが、その資金として別院の統廃合を含む将来構想に活かすというのはいかがでしょうか。ぜひご検討をお願いいたします。

最後に、「大谷専修学院」についてお伺いをいたします。

まず、本年度の学生募集中止は残念なことでございます。宗派直轄の唯一の教師養成機関であり、大切な学院の再開を願って質問することであります。

大谷専修学院の問題は、大きく分けて2点と思います。

一つ目は、報道されているような学院内のトラブルの問題です。人事異動の拒否、異動の取り消し仮処分です。

そもそも現場の統括責任者である学院長との話し合いの場で、怒声を上げたり、ものを蹴ったりする者は、学院生の指導に当たる資質に欠けているのではなかろうかと思われます。また、そのような状況で、裁判所が言うような話し合いによる解決を望むべくもないと思いますが、教育環境を整えるために配置換えをする人事権の所在とその行使について、仮処分の決定理由では、基本的には宗派の人事権を認めていると思われます。ぜひとも、不服請求を行い、たとえ本訴になってでも徹底的に争うべきと考えております。

二つ目は、今回のトラブルの遠因にもなっていると思いますが、学院スタッフの就労環境。宗派から給与が出ている以上、宗派との雇用関係にあり、長年にわたって就業規則も存在しないのは異常ではありませんか。居住環境、就労時間などスタッフに過度な負担になって、スタッフの採用にも足かせになっているのではないでしょうか。コンプライアンスを遵守した就労環境を構築しなければ、学院の再開はできません。

もう一つ、食事の問題もあります。スタッフと学院生で献立を決めて調理も行う今までのやり方では、栄養面、衛生管理などで問題が起きれば学院、ひいては宗派の責任となります。一刻も早く、これらの問題をクリアして学院を再開すべきです。逆にこれらがクリアにならなければ再開はできないというべきでございましょう。

宗務審議会を開くと聞いておりますが、当局の現在のお考えをお聞かせください。

【答弁】

古賀参務

私からは、「大谷専修学院」についてお答えします。

一つ目のご質問である「人事権の所在」という点については、議員ご指摘のとおり、必要に応じて内局は人事異動を行い、学院の運営に責任を持たねばなりません。宗派内に宗務総

長の人事権の及ばない機関が存在するということになれば、宗務総長が運営責任を果たすことができないということになり、到底容認できるものではありません。この点に関しては、適切に法的対応を行ってまいる所存であります。

また、学院職員の就労環境については、職員全員が学生と共に学寮に居住しているため、職員らに過度な負担が生じないよう、就業規則を制定し、法令遵守の観点から適切な職場環境を整える必要があると認識しております。

そして、食堂運営に関しても、ご指摘のとおり十分な栄養管理と衛生管理が不可欠であります。これら学院の運営体制の課題については、宗務審議会でのご協議も踏まえ、再開に向けて適切な体制を整えてまいります。

佐々木参務

私からは、「宗議会議員選挙における郵便投票」「行財政改革の現況と教区財政の見直し」についてお答えします。

まず、「宗議会議員選挙における郵便投票」についてお答えします。

今回の改正案は、投票しやすい環境の整備を趣旨として、その対象条件を拡大し、別表規定以外の選挙人についても、事前の届出によって郵便投票が行えるようにしようとするものです。

別表に規定される寺院の選挙人については、原則として寺院の所在地に投票用紙等が送付されますが、寺院所在地と選挙人の居住地が異なる場合などには、別表規定以外の事前の届出によって郵便投票が認められる選挙人と同様に、個別に届出を行うことによって、ご自身の居住地へ直接投票用紙等を送付してもらうことも可能となるようにいたします。

なお、これらの手続きについては、選挙期日の告示に先立ち、各選挙管理会から行う事前告知などを通じて、広く周知を図ってまいります。

次に、「郵便投票の制度が規定されている別表の廃止」についてのご提案に関して申し上げます。

現在、別表の改正は、寺院の解散等の事由による場合の他、選挙区の選挙管理会に呼びかけて必要性を確認した場合や、教区の改編等に合わせて行われるのが通例であります。

中央選挙管理委員会においては、別表を廃止し、すべての選挙人が郵便投票によって投票する制度への移行も検討されました。しかしながら、こうした大規模な制度改正には、十分な周知期間が必要であること、さらには将来的に直接投票を廃し、インターネット投票または郵便投票を選択する制度への移行を目指すべきとの意見も踏まえ、今回はその過渡的処置として、別表は現行どおり維持しつつ、郵便投票の対象条件のみを緩和することといたしたものであります。したがいまして、全体的な制度の見直しにつきましては、今後の課題として引き続き調査研究を行ってまいります。

続いて、「行財政改革の現況」についてご報告申し上げます。

はじめに、本年度の主な取り組みについては、宗務総長の演説にもありましたとおり、「同朋会運動の更なる推進」「財政の健全化と自主財源の確保」「大規模災害により被災した教区の教化・運営を支える体制づくり」「教区及び組の改編と門徒戸数調査との連動」の4つの柱を中心に進めてまいりました。

次に、今後の具体的な取り組みについては、現在、宗門を新たに支えてくださる方々とのご縁を結ぶ方途やその受け入れ体制の整備、さらには将来的に宗門を支える担い手となっ

ていただくための情報管理についてプロジェクトを中心に協議しており、今後、財務長演説にて述べられましたとおり、宗務審議会等の会議体を通じて議論を深めてまいります。また、行財政改革検討委員会の報告書において、課題として指摘された情報発信や広報体制の充実や、授与物事務の一元化による事務の効率化・集約化の他、自主財源の確保として今年度実施いたしました御影堂門楼上公開や渉成園を活用した施策の更なる充実を図ってまいります。

次に、「宗務機構の再編」について申し上げます。

藤井議員からは、一昨年の代表質問において「機構改革については内局が方針を示すべき」とのご指摘をいただきました。内局といたしましても、宗務機構の見直しは、喫緊の課題であると認識しております。「行財政改革改革検討委員会報告」では、組織の規模や業務量のあり方や宗務の担い手確保が課題として示されました。これを受けまして、単なる組織の統廃合を志向とするのではなく、宗務機構の再編を同朋会運動推進のための体制整備として位置付け、本質的課題である業務の効率化・簡素化、そして人員の養成・確保の視点から、現在、調査・検討を進めております。

こうした真宗大谷派の行財政改革の根底には、「一ヵ寺一門徒が宗派に所属する意義と喜び」をあらためて実感いただける教団でありたいという願いがございます。引き続き、宗務所・教務所においては、業務の見直しを行い「事務から教化への質的転換」を一層推し進めてまいります。

最後に、このたび議員から「別院振興資金（仮称）」として、交付金制度改革について、さらに踏み込んだ考え方をご示唆いただきました。確かに教化や財源の負担の面で別院と当該別院が編入される教区との関わりには全国的に大きな差異があり、このたびの宗務審議会「別院の将来構想に関する委員会」における調査結果や協議経過を踏まえても、そのことの課題性は理解するところであります。

しかしながら、繰り返し申し上げておりますように、「新たな交付金交付基準の設定・実行」については、2026年度からの実働を図るものであり、ご提案の内容をこのスケジュールに反映させることは困難であると考えます。また、新年度に新たに発足する「別院の再編成に関する委員会」におきましても、その性格や役割に鑑みると、議論の俎上にすぐさま挙がるものではありません。

ご指摘いただいたような内容は、今後、行財政改革の推進に伴い行われる各教区の財政の見直しの中で自ずと課題化されるものと認識しており、今回の交付金制度改革を教区、そして編入される別院の事業の再点検・再構築を促す契機として、持続可能な体制づくりへと繋げてまいりたいと存じます。

轡田参務

私からは、「第 2 種共済制度」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、将来発生が予見されている南海トラフや首都直下型地震等の脅威を想定いたしますと、半減した復興共済積立金を積み増し、給付余力を確保することは喫緊の課題であると認識しております。

この現況を踏まえて、議員からは、新たな共済制度が構築されるまでの間、平衡資金を使用して積立金を補填することについてのご提言をいただきました。

しかしながら、第 2 種共済は、「同朋相互扶助の精神」を体現している制度であることをあ

らためて受け止めなおし、本宗会において、第 2 種共済特別会計の運用について、平衡資金などを用いず、復興共済積立金、共済賦課金及び共済拠出金により、自収自弁とする会計構造に改める「第 2 種共済特別会計条例の一部を改正する条例案」を提案した次第でございます。

併せて、新制度の運用開始までに大規模な地震災害が発生した場合を想定し、特に第 2 種共済制度の存続を脅かす地震災害に係る「給付水準の引き下げ」と「査定の簡略化」を提案いたしております。

これまでの本宗会における質問で答弁いたしましたとおり、早急に新制度の構築とそれを補完する保険商品とのタイアップ等も含めて、引き続き審議会において協議を進めていただきたく存じます。

【2025 年 6 月 4 日】

真宗興法議員団　井上 博 議員【3 期】［新潟教区 高田 11 組 福樂寺］

まず最初に伺いますのは、「廃寺」つまり、お寺を解散する場合の手続きの件についてであります。

実は、昨年、私の旧高田教区で友達の住職が亡くなりまして、そのお連れ合いと話す機会がありました。そこで伺ったのが、自坊の解散という苦渋の決断をされたということでありました。そして、そのきっかけとなったのが「一ヵ寺一同朋の会」を推進していく運動であるということです。

どういうことかと申しますと、人口の減少、門徒の寺離れ、寺院の後継者不足、寺院そのものの存続危機などから「一ヵ寺一同朋の会」の成立は不可能であると。しかし、同朋の会の設立は大切なことでありましょう。ですから、それを推進していくためには、小規模寺院を統廃合し、残った寺院の門徒教化に力を注ぐのが合理的であると考えられました。そのような理由から、小規模寺院の一ヵ寺であるご自坊の解散を決断されたということです。

ところが、解散手続きについて調べていくうちに多くの疑問と抵抗感を感じられたということです。

そこで、いくつかの課題を挙げられています。

一つは、寺院の建物を解体し更地にしなければならない。莫大な予算が必要です。そして、住職、衆徒などの僧籍を返還しなければならない。これは予想外なことで、まるで事件を起こして、僧籍を剥奪されるかのような気持ちになったということであります。そして、古くからお預かりしているお骨の処分ですが、合葬墓を建てるにも相当な費用がかかるし管理しきれない等ありますが、実際に解散手続きをされた方は、事務局に何度も書類の提出を促され、そのたびに教務所を往復しなければならなかったと述懐され、事務の簡素化を訴えておられました。

そこで訴えたいこととして、「一ヵ寺一同朋の会」のように寺院の活性化を進めるには、その逆の小規模寺院の対策も同時に行われるべきだということであり、具体的には解散へ向けての救済措置として、例えば、解りやすい「マニュアル」を作成し、事務の簡略化を図る。それから、解散助成金、あるいは寺院への功績礼金等をつける。その土地、建物での居住権を認める。僧籍返上は、自然消滅もしくは自主返上を認めるということが必要だと言われます。

そこで、これらの課題、あるいは救済処置の案件についてどうお考えか伺います。

さらに、その方は、「これは私の考えから当寺院の近い将来起こるはずのことです。しかし、これに似たような状況の寺院は数えられないほど多くあるはずで、その数の多さ、増加傾向のわりには何の配慮もなされておらず、淡々として事務処理が進められているだけのように思います。同朋の会には大いに賛成ですが、それならば、衰退していく寺院にも同時に目を向け、そこに生活していた者がどのような気持ちで解散という結論に至ったのかということを正面から受け止めていただきたいと思います」とおっしゃいます。この言葉を当局はどう受け止め、対応していかれるのか伺います。

次に、「男女共同」あるいは「平等参画」という場合の「男女」という言葉について伺います。

今年1月29日の「男女両性で形づくる教団をめざす協議会」で、「「男女両性」と付く協議会の名称を変更すべきではないか」という意見が出たそうです。

これはつまり、現代の多様な性への理解が求められていることの表れだと思います。昨年4月に発表されました「行財政改革検討委員会報告」の「男女共同(平等)参画の実現について」の中で、性の多様性の意識の高まりにより、「性別によって固定的な役割を強いられることのない環境が醸成されるとともに、特定の性別によらずあらゆる人が宗門活動に参画しやすい雰囲気が生まれ、宗門全体がこれまで以上に活性化することが期待される。宗門に属するあらゆる人が、個性を活かして共に宗門を支え合うことが肝要であり、各個人の意思を互いに尊重し、宗門を担う責任を分かち合うことこそ、同朋教団を願う宗門の「共同参画」のあり方として、今後求められる姿と言えるのではないか」と述べられております。

しかし、まだまだ「男女共同参画推進会議」「女性室」など、男女のみの性差を表す名称が多く見られます。いくつくらいあるか教えてください。そして、男女という呼称に代わる表現として何か考えておられるのか教えてください。

最後に、「法名」について伺います。

昨年、酒井一明氏の質問で、他宗派が多く使っている「釋〇〇」に統一するのではなく、女性を表す「尼」の文字を選択制にされた理由を尋ねられられました。それに対して古賀参務の答弁で、「同朋会運動を推進する同朋教団として、多様な声に耳を澄ませ、自らの名告りとして法名があるよう進めてまいりたい」と述べられました。これは性の多様性に応じたものとして受け止めますが、たとえ選択制にしたとしても、「尼」の文字を使う以上、文字数の違いという問題は残ります。僧分にあるものは理解しているかもしれませんが、一般の方々は、なぜあなたが四文字で私が三文字なのかと違和感を抱かれても不思議ではありません。差別というと大仰かもしれませんが、そういう声も聞いております。

当局としては、この文字数の違いということをどう捉えておられるのか、また今後「釋〇〇」と三文字で統一するお考えをお持ちなのか。お聞かせください。

【答弁】

古賀参務

私からは、「法名」についてお答えします。

ご承知のとおり、法名は、釈迦・諸仏の弟子としての証として「釋（釋尼)」をいただき、その下に二字の名を賜わることでありますが、これまで「尼」を付してきた歴史、そして「釋尼」と名のっておられる方々のことを大切にしてまいりたいという思いから、本人の意思によって、「釋・釋尼」を選択できる、結果的に、そこには文字数も含まれるんですが、そういう取り扱いの変更を行ったことであります。

申すまでもありませんけども、帰敬式を受式された方が、賜った仏弟子としての名を大切に人生を歩んでいただくことを願っております。

議員におかれましても、今回の「釋・釋尼」にこの趣旨をお汲み取りいただきまして、引き続き帰敬式受式の奨励にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

轡田参務

私からは、「解散・合併時に対する教化支援」について、「解散手続きの簡素化」についてお答えいたします。

まず、「解散・合併時に対する教化支援」についてお答えいたします。

議員ご提言のとおり、人口減少、門徒の寺離れ、寺院の後継者不足等の背景から、やむを得ず解散を決断された寺院、あるいは解散を検討されておられる寺院においては、今なお様々な課題を抱えておられ、当局といたしましても重く受け止めております。

今般の第 8 回教勢調査では、「将来的な寺院の解散・合併」について初めて尋ねており、「解散・合併は考えていない」と答えた寺院は、回答寺院の約 55%にあたる 4,397 ヵ寺でありました。

一方で、「いずれかの時期に解散・合併を考えている」寺院は、1,329 ヵ寺で約 16.7%。「わからない」と回答した寺院は、2,106 ヵ寺で 26.4%であり、これらを合わせると 3,435 ヵ寺、大谷派寺院の約 4 割が将来的な寺院の存続に不安を抱えていることが数値から伺えます。このように議員ご指摘のとおり、近い将来に解散・合併の選択を余儀なく迫られる寺院は増加していくことが今回の「教勢調査」の結果からも読み取れます。

寺院活性化支援室「過疎・過密地域寺院教化支援」では、2021 年度より解散寺院の「仏法継承支援」として、最後まで寺院が聞法道場としての機能を全うすることを念頭に、地域で大切に相続されてきた教えや文化を記憶や記録にとどめていく歩みを現場の状況に応じて支援する取り組みを教務所と連携して少しずつ進めております。

具体的には、解散に至るまで寺院の関係者の方々へ聞き取り、寺院の記録誌等の作成、解散法要時の表白や次第作成等のコーディネートなどを行いました。

また、解散に伴い、ご門徒が新たに所属される寺院の同朋の会等の教化事業への橋渡しも必要によって行います。

これらは、あくまでも解散・合併を推奨するものではなく、地域に寺院が「存在してきた意味」を大切に受け止められるよう、引き続き支援を行ってまいります。

次に、「解散事務の簡素化」についてお答えいたします。

寺院の解散につきましては、主に宗教法人法に則り、その手続きを進めていただく必要がありますので、手続きの簡素化は難しい面がございます。

また、議員ご提言の解散に伴う助成については、現在の宗門財政に鑑みると、制度化することは困難であると言わざるを得ません。

なお、解散に伴う僧侶の帰俗につきましては、すべての方々が帰俗されるものではなく、親戚寺院や縁がある寺院などに所属移転されるケースも多々ございます。したがって、議員からの質問内容の中で、一部誤解があるような事柄も散見されましたので、当該教務所に確認するようにいたします。

いずれにいたしましても、やむなく解散に至る寺院が、その手続きを進めるにあたっては、清算結了まで多大な労力が必要であることから、申請書類の事前準備や手続きの指南など、解散に係る事務が適正に履行できるよう、窓口となる教務所において引き続きサポートを続けてまいります。

山田参務

私からは、「男女という言葉」についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、去る 1 月 29 日に開催した「男女両性で形づくる教団をめざす協議会」において、出席者から「「男女両性」という名称は、性が男女の二つしかないように連想されるため、性の多様なあり方が認知されてきた現代においては不適切であり、名称を変更すべき」というご意見をいただきました。

その意見に対して、「多様な性についての取り組みに傾注することで、女性差別への問題性が薄れてしまうのではないか」とのご意見も協議会の中でいただいたことであります。また、これらのご意見は、以前からたびたびいただいております。

つきましては、女性室では「男女平等参画」による「男女両性で形づくる教団」がいまだに実現していない宗門の現状に鑑みるとともに、多様な性についての課題が女性差別問題に取り組む中で見えてきた課題でもあり、名称変更が女性差別問題への取り組みから後退する印象を与えかねない懸念があることから、あくまで「男女両性で形づくる教団」を理念として掲げ続けております。もちろん、性差別問題の中で優先順位を設けたり、特定の性を埋没させたりするものではありません。

なお、宗務所における機関・事業の「男女」という名称の現状につきましては、機関の名称としては「女性室」「男女共同参画推進会議」、女性室の事業としては「男女両性で形づくる教団をめざす協議会」「女性会議」「真宗　女性僧侶の集い」「女性室公開講座」があります。

現在、女性室では、男女共同参画推進会議と連携を図り、男女平等参画・共同参画を推進するための体制を充実させるべく、双方の役割の明確化や目的の整理など、具体的な課題の抽出と協議を進めております。体制面だけでなく、名称や理念のあり方についても議論し、将来的な法整備も視野に入れ、今後とも丁寧な議論を重ねてまいります。

【2025 年 6 月 4 日】

同朋社会をめざす会　杉浦 明道 議員【3 期】［岡崎教区 第 25 組 明勝寺］

はじめに、「インバウンドと真宗の国際交流」について伺います。

日本政府観光局によれば、2024年の訪日外客数の総数は、3,687万148人で、年間過去最高を記録しました。その内、観光客数は、3,361万1,553人でした。

さらに今年に入ってからは、その数は加速し、1月から3月までの訪日外国外客数は過去最速で1,000万人を突破しています。おそらく、今年は4,000万人を超える勢いです。

インバウンドとは、訪日外国人客を指す観光用語です。そして、インバウンド消費がもたらした日本経済への影響は大きなものとなったわけですが、オーバーツーリズムという弊害が起きたのも現実です。課題としては、観光客数の急増に伴い、大都市での宿泊施設や観光バスが不足していることなどが挙げられます。さらに観光地のオーバーツーリズムは、地元住民の生活環境の悪化などの問題を引き起こす原因となっています。

さて、真宗本廟あるいは渉成園などにおいても多くの外国人観光客が訪れています。財務長演説では、「海外旅行者向けの高付加価値事業など、重要文化財建造物や渉成園等を積極的に公開・活用するさまざまな方途を講じております」と述べられていましたが、訪れる人たちは、その多くが観光目的でしかないと思います。

では、このことは「真宗の国際交流」ということと、どのように繋がると言えるのでしょうか。少し飛躍的な言い方かもしれませんが、このことが「新しい教団像」を描くことに繋がるのでしょうか。

例えば、組織部国際室では、国際交流渉外という取り組みがなされていますが、海外からの参拝者へはどのような対応をしているのでしょうか。

また、財務長演説では、「海外からの旅行者へのアプローチも視野にオリジナル記念品の充実等、更なる取り組みを予算に反映し増額計上いたしました」と述べられていますが、そのことが国際交流渉外という取り組みに繋がるのでしょうか。国際室の国際交流渉外の取り組みについて、あらためて詳しくお答えいただきたいと思います。

次に、「海外開教の今後の課題と世界同朋大会」について伺います。

昨年の質問では、海外開教の現状と今後の課題について伺いました。その時の答弁では、南米開教区においては慢性的な人材不足となっていること、日本語のみで活動できる寺院はほぼなくなっており、ポルトガル語、そして英語での教化活動が必須となっていることなど、南米開教区の現状についてお答えいただきました。その中で、「それぞれの開教区の母国語により現地で生まれ育った方々が教師資格を取得し、教法宣布できるよう、更なる人の養成が求められていると認識しています」と答弁されていましたが、今後どのようにして、更なる人の養成を考えているのでしょうか。具体的に示していただきたいと思います。

また、2026年8月には、ブラジルにおいて世界同朋大会が開催されます。昨年の答弁では、「その大会を多くの方々が真宗の教えに出遇う大切な機縁となり、これからの海外開教の長期的展望が開けるよう、国際室と三開教区が一丸となって取り組みを進めてまいりたいと存じます」と述べられていました。

そこで、2025年度はすでにその準備期間になっていると思いますが、どのような展望を持っているのでしょうか。三開教区の現状、あるいは課題については違いがあると思いますが、

今後、どのような開教推進を考えているのでしょうか。ぜひ示していただきたいと思います。また同時に、ブラジルにおいて開かれる世界同朋大会の課題をどのように見据えておられるかをお答えいただきたいと思います。

【答弁】

轡田参務

私からは、「インバウンドと真宗の国際交流」「海外開教と世界同朋大会」についてお答えいたします。

まず、「インバウンドと真宗の国際交流」についてお答えします。

真宗本廟境内にも多くの海外旅行者が訪れておられることは、議員ご承知のとおりでありますが、当局としても、単に観光にとどまるものでなく、少しでも真宗に触れるご縁として感得いただけるよう、様々な取り組みを進めております。

先般、このインバウンドの参拝者を意識し、出版部より『Dharma Words』を発刊いたしましたが、これは境内各所の写真集の要素も持ちながら、高廊下へ掲出された法語の英訳を一冊にまとめたものであります。真宗本廟（東本願寺）の魅力とともに、自国に戻られた後も、引き続き真宗の教えに触れる機縁となることを願ったものであり、議員ご質問の財務長演説で述べられました様々な記念品の制作にあっても、このような願いを具現化させるべく取り組んでおります。境内の「お買い物広場」を訪れる多くの海外の方々からは好評を得ており、今後は『Dharma Words』も含め、その他の物品等の販売状況を見定めながら、更なる展開を期してまいります。

また国際室では、英語による教化物として、継続してフリーペーパー『MON』を発行しており、真宗本廟にとどまらず、開教区の紹介や活動、真宗の教えを発信しております。

さらに、最近の円安傾向も相俟って開教区のメンバーやお知り合いなど、ご縁のある方々の来訪も増えてきており、こういった際には希望により職員による英語での両堂を含めた諸殿案内も行っております。また早ければ今月末から大谷大学国際学部の協力により、留学経験のある学生を中心に、インバウンド対象の諸殿案内を行う企画を実行してまいります。

次に、「海外開教と世界同朋大会」についてお答えいたします。

まず、「更なる人の養成について」でありますが、海外開教区においては宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要記念事業として、教師養成テキスト『大乗の仏道』『浄土の真宗』『教団の歩み』『真宗の儀式』『宗門法規』の 5 冊を英語及びポルトガル語に翻訳したことを受け、これを用いた人の養成に取り組んでおります。

具体的には、現在、北米開教区のロサンゼルス別院の所属の非日系の僧侶 2 名が、アメリカ真宗センター事業として、開教区内教師からテキストを用いた学習プログラムやアメリカ・バークレーにあります仏教大学院での学びをとおして、「開教区在住僧侶の教師補任に関する特別措置条例」により教師資格を取得すべく資格審査に臨んでおります。

加えて、これまでの同条例に定める研修は、真宗本廟において、数日にわたる講義を受講する形で行っておりましたが、このたびの教師資格研修にあたっては、監督部職員による通訳体制を整えたうえで、教師修練へ参加することをもって充てる予定であります。今般のこの試みは、海外開教区における教師の誕生をいかに進めていくのかにとどまらず、海外の方が真宗の教えを深く学ぶ方途を模索する大きな試みであると思量いたしております。僧侶や

教師にならんと発意された経緯、修学のプロセス、そして教師修練参加に伴う課題等を修了後、丁寧に点検していくことが肝要であると認識いたしておりますので、この点検を経ながら、新たな人の誕生へと繋げてまいりたいと考えております。

最後に、「第 14 回世界同朋大会」についてお答えいたします。

本大会は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要「南無阿弥陀仏　人と生まれたことの意味をたずねていこう」をテーマに掲げ、今後開教区で厳修される慶讃法要お待ち受け大会として日本、南米、北米、ハワイのご門徒が一堂に会して開催いたします。

特に今大会は、南米開教区に属するブラジル、パラグアイ、アルゼンチンの三国が接する国境の町「イグアス市」において、生まれた国、異なる言語、文化をはじめ、性別、年齢、価値観、能力など、多彩な個性や背景を持つ私たちが、それぞれの違いを尊重しながら、共にお念仏の大地に立つ「同朋」であることを確かめ合うことを趣旨としており、本大会を機に、多様な背景を持つ同朋との出会いから、海外開教推進を志す新たな人が誕生することを切に念願しております。

また、2025 年度においては、特に南米開教区の方々と共に、世界の同朋が交流いただけるような場づくり、具体的には通訳者の選定をはじめとする参加者の受け入れ態勢の詳細な検討を行い、日本及び三開教区を中心とした参加奨励に注力してまいります。

なお、日本発のツアーについては、現在、詳細を詰めて検討しているところであり、この夏にはツアー概要を案内できるように準備を進めておりますが、南米開教区における大会は、特に日本からの参加にあたり、距離や金銭面での負担が少なからず生じますので、参加したくとも二の足を踏まれる方も多いのではないかと懸念をいたしております。

ぜひ、杉浦議員におかれましても、ご参加をご検討いただき、さらには議員各位におかれましても、有縁の方々を伴って、大会参加をご検討いただきますよう、切にお願い申し上げる次第であります。

【2025 年 6 月 4 日】

僧　伽　中川 和子 議員【1 期】［三重教区 三重組 常願寺］

宗門の改革の本義を「間がら（関係性）が救われること」と押えられた宗務総長に賛意を表しつつ、2025年度の宗務に関連したお尋ねを3点いたします。

先般、5月21日に東海連区教区会正副議長会から「同朋会員志還付金及び教区交付金の交付基準見直しについての要望」が宗務総長宛に提出されました。内局が、「2024年度の進捗と今後の具体的実働を予定する取り組みについて」提示された「同朋会員志還付金の減額・廃止」及び「新たな教区交付金交付基準の設定」に対して再考と説明と意見聴取の機会の設定を求めたものです。この教化の現場からの声に宗務総長、内局はどのように対応されるおつもりでしょうか。

次に、「同朋の会推進講座の位置付けと助成」についての確認です。

現在、三重教区では今後の教区予算減少を視野に入れ、全教化事業を一旦止めて、教区伝統の特別伝道を含めた教化機構の再検討を行っています。三重教区特伝は、宗務総長の言われる「今の時代社会に生きた教学」として、同朋会運動の願いを実践し、推進員教習として本廟参拝・本廟奉仕を行う重要な教化伝道です。推進員教習の継続的実施には、本山からの教化助成金が必要不可欠であることは言うまでもありません。一人の念仏者を生み出す本事業の宗務改革上の位置付けをあらためて伺いますとともに、助成に対する将来にわたる配慮をお願いいたします。

次に、「「是旃陀羅」問題の課題共有」についてです。

宗務総長はじめ、議員・職員各位のご尽力により、宗務審議会が立ち上がり、現在、宗門を挙げて教区・組へと展開しつつあります。これがすべての人と平等に出会える国土を目指す実践運動であるならば、「是旃陀羅」問題とあわせて、あらゆる差別問題、また聖教の中の差別言辞が議論されるべきだと思います。『真宗聖典　第二版』の凡例二には、「収録した聖教・著作には、成立した時代状況を背景とする表現において、人権・病気・障がい・ジェンダー等の視点から、現在、私たちが課題として受け止めていくべきものがある。教法を聞思する者一人一人がそれらの課題性をよく学び、自らの課題として深めていくことが求められる」とあります。

また、「是旃陀羅」問題」の課題共有を坊守会、門徒女性へと広げていくためにも、解放運動推進本部の取り組みの一環として、女性室作成の性差別言辞の中間報告を活かし、性差別の課題と併せて、各教区・組に展開していくことで、各課題共有の対象者の幅が広がり、あらゆる問題が可視化されてくると思料します。

最後に、「坊守の位置付け」についてです。

この問題に対する多年にわたる宗門の女性たちからの声にもかかわらず、坊守の定義は「男女の区別なく住職・教会主管者の配偶者」、職分としてではなく配偶者としての呼称とされてきました。このたびの宗政調査会の制度機構専門委員会の報告書でも、いまだ「現行の坊守制度には変更を加えず」とあります。現行法規上、坊守は婚姻時に配偶者として就任し、得度が努力義務であるため、個人の信教の自由についても曖昧なままです。退任は住職に付随し、病気や高齢化で自ら退任することもできません。最低限、住職の退任にかかわらず、何らかの事情によって退任することを想定した制度改定を行うべきではないでしょうか。得度を努力義務とすることと婚姻を条件に住職の配偶者を坊守に規定することについては、再度、

宗務審議会を設けて検討していく時期にあるのではないでしょうか。この宗門が誰かにとって生きづらいものになっていることをどう思うか、まさに「間がら」が問われています。本山と教化の現場である地方（教区・組・寺院）との「間がら」、差別者と被差別者との「間がら」、坊守と住職との「間がら」、女性と男性との「間がら」。まさに「間がらが救われる」宗務・財政改革、教化研修のあり方、教団の将来像を描いていただきたいと切に願います。

宗門の現状と背景から宗務総長が教示された宗祖の宿題、宗憲前文の「本願名号を行信する願生浄土の道が、人類平等の救いを全うする普遍の大道」であることを、私たちもしっかり受け止めて、今後も精進してまいりたいと思います。

【答弁】

古賀参務

私からは、「同朋の会推進講座」についてお答えします。

「同朋の会推進講座」は、同朋の会結成と充実を目的として、各教区・組がその実情に応じ、様々に工夫を凝らして前期教習を地元で実施し、後期教習として上山され、宗祖の前で推進員としてスタートする講座です。同朋会運動発足から展開されてきた推進員教習によって、これまで 7 万人を超える推進員が誕生されています。今議会会期中も全国から多くの後期教習の上山があります。本年 5 月、6 月の後期教習は約 600 人、前年に比して 2.4 倍の方が推進員となってくださっています。なお、2025 年度は 75 ヵ組で講座の実施が計画されています。

上山されたスタッフの方のお話をお聞きしますと、お寺の聞法会を支えてくださる人が生まれてくることを切に願っておられます。一方で「推進員の役割がはっきりしない」「推進員になっていただくことが足かせとなり、講座への参加に躊躇されることがあり、呼びかけに苦心している」との声もお聞きします。同朋の会の結成数が減少していることも第 8 回教勢調査で明らかになりました。

現在、研修部推進員室では、教区駐在教導との協議の場を持ちながら、同講座のスタッフ用『推進員教習ハンドブック』の制作に取りかかっています。そこに、推進員の役割をあらためて明文化するとともに、各地域の取り組みなども掲載し、講座の願いをスタッフが確かめ合い、一人の推進員の誕生に期すべき教化事業として継続できるよう取り組んでまいります。

かつて安田理深先生の「君一代住職の間に一人念仏者が生まれるかどうかや。そのために君が念仏者にならねばならない」という言葉を思い起こします。また、和田稠先生は、「同朋会運動は僧侶が門徒になる運動である」と言われたことがありました。何よりも、僧侶が推進員に先んじて聞法するという姿勢が問われていると思います。僧伽回復の講座として、今後も各地で展開されることを願っております。

また、助成金については、必要不可欠であるとのご意見、承らせていただきます。同講座の実施に活用いただいていることは、それぞれの実施報告書でも明らかであり、特に遠方の教区は、参加者が上山の旅費を積み立てて講座に臨んでおられることも認識しております。

しかしながら、宗派の財政状況が厳しいことはご承知のとおりであります。現「教化研修計画」の実績や成果を点検し、次期の「教化研修計画」における助成のあり方については、2025 年度において、その他の教化事業と同様に検討してまいります。

佐々木参務

私からは、「東海連区教区会正副議長会からの要望書に対する受け止めと対応」についてお答えします。

いただいた要望書については、東海連区それぞれの教区の実情に基づいて作成されたものと認識しております。

個々の実情を把握することは、大変重要なことでありますので、要望書は真摯に受け止めたく存じますが、交付金制度のみならず、様々な施策を改革するにあたっては、地域事情や教区の特性においてすべての人が納得できるものを生み出すことは甚だ困難であり、教区改編の歩みのうえにある行財政改革の推進にあたっては、大局的な視座をもって対応することが肝要であると考えております。

また、「同朋会員志還付金の見直し」と「新たな交付金交付基準の設定・実行」は、まず第一歩を踏み出す内局方針として打ち出したことであり、2025年度は制度変更にかかる周知・準備期間として位置付け、2026年度からの実働を図るものであります。

なお、教化委員長会や全国正副議長会臨時会等において、教区の要請に応じた説明・意見交換の場を設定していく旨をお伝えしておりますことをご承知ください。

轡田参務

私からは、「坊守の位置付け」についてお答えいたします。

住職の配偶者を坊守と呼称することについては、過日の田澤議員のご質問にお答えしたとおりであります。

また、坊守の「得度の受式」規定につき、「信教の自由」との整合性についてご質問をいただきましたが、憲法 20 条に規定する「信教の自由」は、政教分離の原則とともに、宗教の自由を明示されており、特定の宗教を信じる自由や信仰を変更する自由、さらには宗教を信じない自由というものであると認識しております。

そのうえで、「坊守の得度」規定は、あくまでも強制力を持たない啓発的な規定として明文化しているものであるものと了解しております。住職と共に、門徒の教化や寺院の興隆発展に努めていただくことを願った規定であり、結婚を機とした生活実践の中で、あくまでも本人の自覚的な意思を促すものとして、罰則等を伴う法的拘束力をもった規定ではないことから、信教の自由に反するとの認識は持っておりません。

また、坊守が自らの意思で退任できないことについても、先ほど述べましたように、住職と共に門徒の教化や寺院の興隆発展に努めていただくことを願い、「坊守籍簿登録」を促している現状をまずはご理解いただきたく存じます。

そのうえで、時代の変遷により社会状況や人々の意識の変化がある昨今にあっては、過去の認識にとどまることなく、坊守会連盟をはじめ、男女共同参画推進会議等において意見交換を続けてまいることが肝要であると存じております。今後も現場の声を丁寧に聞き取りながら、検討を重ねていかなければならない課題であると認識しております。

山田参務

私からは、「「是旃陀羅」問題の課題共有」についてお答えします。

現在、解放運動推進本部と教学研究所が協力し、教区学習会や学習テキスト講習会におい

て、『御同朋を生きる』に基づいた「是旃陀羅」問題の課題共有に努めております。そこでの意見交換や議論では、テキストをとおして「是旃陀羅」問題の持つ問題点の中心が丁寧に解きほぐされることで、言葉があることだけを単に問題にするのではなく、「仏説」として僧伽に伝統され、私のところにまで伝えられてきた経典や、その他の聖教に説かれる言葉のもつ歴史や背景を確かめることの重要性が共有されていると聞き及んでおります。

これは『真宗聖典　第二版』の凡例において、「教法を聞思する者一人一人がそれらの課題性をよく学び、自らの課題として深めていくこと」と表現されていることが、実際の学びの場において行われていると受け止めております。いわゆる七つの施策の「経典等における他の差別的表現への取り組み」については、まずはテキストを読み進めることで、何を自らの課題として深めていくのかを確かめていきたいと思います。

また、「是旃陀羅」問題の取り組みは、教区説明会や教区学習会の開催を受けて、組への展開を志向しております。教区における取り組みの推進計画の中で、坊守や組門徒会員も対象に入ってくるものとは思いますが、まずは教区での着実な展開を教区が主体的に企画立案いただくことが肝要と考えます。そのような様々な立場の方が参加される場で『御同朋を生きる』、また、部落解放同盟広島県連合会から出された『『御同朋を生きる』の問題点と疑問』を併せて学ぶことで、議員のご指摘のとおり、「是旃陀羅」問題のみならず、性差別の課題も含め多角的に問題が可視化されるものと思料しております。その取り組みの礎として、現在、『御同朋を生きる』での学習を進めております。

なお、性差別の取り組みの教区への展開につきましては、女性室において「男女両性で形づくる教団をめざす協議会」を開催し、各教区からの報告書をもとに協議・情報交換を行うことにより、各教区における課題や取り組みの工夫、女性室への要望を共有しています。そして、女性会議をオンラインと対面の併用で開催し、各教務所にパブリックビューイング会場の設置をお願いするなど、教務所で性差別問題の学びの場を設けていただけるように努めております。

現在、女性室では男女共同参画推進会議と連携を図り、男女平等参画・共同参画を推進するための体制を充実させるべく、双方の役割の明確化や目的の整理など、具体的な課題の抽出と協議を進めております。教区・組との連携のあり方も含め、今後とも丁寧な議論を重ねてまいります。

【2025 年 6 月 4 日】

同朋社会をめざす会　旦保 立子 議員【5 期】［東京教区 埼玉組 宗泉寺］

「ことばのありか」　朗読
（若松英輔 著『詩集　ことばのきせき』亜紀書房）

まず、宗務総長の認識されている「同朋」とは、どういう方々を思われているのでしょうか。

確か、昨年も質問させていただきました。宗務総長演説の中で「同朋会運動」「同朋社会の顕現」の言葉が多々出てきます。しかし、そこには「同朋」の具体的な姿が感じられないのは私だけでしょうか。

『真宗』誌、2025年3月号、見開きには「春の法要」を迎えるにあたって、「同朋社会の顕現」のタイトルで、「いたみ」を経験して、「無窮の志願」を紡いでいきたいと高らかに述べられています。このページから7ページ後に、「大谷専修学院の学生募集中止について」にあたって、他の無試験教師資格取得の学事施設紹介の記事がありました。同じ月に出たこの『真宗』誌に、何か高らかさと悲しみが同一にあるという、その矛盾を感じました。

宗務総長はどのような「同朋」を思い、その社会を顕現されようとしているのでしょうか。と同時に、「同朋会運動」を語られる宗務総長は「当事者」として「同朋会運動」を体験し、育てられたと思われているのでしょうか。そんなことを感じながら、「同朋会運動の更なる推進」の「更なる」は、現在までに至った「同朋会運動」を検証していくことを抜きにしては、語れないのではないでしょうか。友は言われます。「当事者性の欠如」「歴史的検証の不在」と。

次に、ため息と頭を掻きむしらざるを得ない「大谷専修学院の問題」について質問させていただきます。

この問題はある意味、宗派の労務管理の信頼を失った姿ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

すでに10年前、研修部における残業手当、ハラスメントの問題についてきょうとユニオンと当該職員、宗派の三者協議によって協定書が交わされ、合意に至ったという事象がありました。ここには、宗派側の真摯な対応があったと聞いています。

そして、時の宗務総長は、この労務問題についてコメントを出されています。

まず、過去の労務についての法令に対する不十分さを謝罪し、職場環境と制度整備の必要を強く受け止め、問題解決に向けた行動が必要であると認識されました。にもかかわらず、今回の専修学院の問題にあっては、宗派は権威を持つものを守り、学院職員をきょうとユニオンに組さなければならない状況に追い込んでしまいました。

雇用のための契約書は存在するのでしょうか。職員を守る宗門内窓口はどこにあるのでしょうか。宗門の地裁への異議申し立ては、更なる話し合いの場を拒否したとしか思えません。まさに「談合」の拒否と言わざるを得ません。

次に、男女平等参画を願って、組会における坊守参画の条例変更も含めて、当局側からの提案がなぜ出せないのでしょうか、お尋ねいたします。内局（行政）は、「法体系」や各法規間との整合性について熟知されているはずです。しかも、今内局には、この問題を4年間にわたって議論・調査してきた制度機構の宗政調査会の委員会の主査をされた方がお一人、そして24年度同調査委員会報告書内容に大いなる示唆をいただいた方、お一人がおられます。提

案の絶好の機会であると思います。

ちなみに浄土真宗本願寺派では、ジェンダー平等の課題において、このようなメッセージを最近聞きました。「この事象は宗門の運動の歴史からみると、これまで取り組んできた性差別の問題を顕在化し、さらなる推進力になる」として、「宗門においてジェンダー平等の推進に取り組むことは、あらゆる性差別を解消し、性的少数者を含め誰一人排除されることなく「あらゆる人々が平等に参画する」同朋教団をめざすことである。あらためて、親鸞聖人のみ教えに基づく差別解消・人権尊重であることを確認し、念仏者として、ジェンダー平等の推進に一層取り組み、自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現、御同朋の社会をめざすものである」とくくっておられます。

30年以上、いえもっと前から、宗門における女性参画の願いは、まさに宗務総長演説にある、先ほど中川さんもおっしゃいましたが、「人間」という関係性を生きることを構築することであります。さらに、女性室設置の願いでもあります。女たちの声にぜひ耳を澄ましてください。

最後に、「戦後80年不戦の誓い」を宗務総長名で出せないかお尋ねいたします。

加害と被害の歴史を持つ日本にあって、宗教者の責任は大いに語られねばなりません。特に沖縄にあっては53年間アメリカが駐留し、「返還」という言葉がむなしく響きます。米兵による女性への暴行事件は後を絶ちません。

沖縄別院のご門徒は言われます。基地拡大を含め、仏教者、特に真宗者からの発信を悲痛な思いで願っておられます。真宗者としての責任において、時機相応の不戦の誓いを日本国に、そして海外に発信していただきたいことを内局にお願いいたします。

『誰も気づかなかった』　一部朗読

（長田弘 著『誰も気づかなかった』 みすず書房）

【答弁】

木越宗務総長

私からは、「同朋とはどういう方々をさすのか」について、受け止めを話します。

まず「同朋」とは、もちろん「あらゆる人々」を指している言葉であり、あらゆる人々を自身のこととして受け入れていく宗祖の精神であります。

この受け止めは当然「十方衆生よ」という「阿弥陀仏からの呼びかけ」、その呼びかけた対象、もっと言うと、阿弥陀如来の救済の対象を根拠とした言葉であります。

十方微塵世界の　念仏の衆生をみそなわし
摂取してすてざれば　阿弥陀となづけたてまつる

（『真宗聖典　第二版』　583頁）

仏教の世界観、いや、宇宙観は「十方微塵」です。このことについて、世界的な非常に有名な物理学者が驚きをもって注目されていたことを思い出します。ここまで仏教は広く、細かくものを見ていたのか。仏教の世界観は「十方微塵世界」であります。私の見えない存在、想像すらできない世界すべてを阿弥陀は救いの対象とされている。宗祖は「この私が全く知ることのできない世界すべてを、救済の対象とされたのが阿弥陀仏である」と詠われています。

この仏の御心に感動し、宗祖は「同朋」あるいは「われら」と言葉を発します。しかし、「同朋」、この言葉は仏語を根拠とするわけであります。「十方衆生」と呼びかけた言葉を根拠とします。でありますから、池田勇諦先生は、十方衆生よと呼びかけたこの世界はすでにして同朋社会であり、それを壊しているのが我々であるとおっしゃるんです。

「同朋」という言葉を握りこんではなりません。同朋と言いつつも、仏の救済の対象としてある「われら」ではあるが、その関係性を断ち切っていくのも「われら」であります。その我々の危うさを、そこを絶えず感じ取っていくこと、その危うさをさらされて知っていく、そのことを命題とするのが現在の「同朋会運動」ではないでしょうか。

ここでも、課題は関係性を断ち切っていく、切られていく「いたみ」であります。

「いたみ」については、これまでの演説で引用させていただいている「宗憲前文」が示すとおりです。仏法弘通の使命を果たさんとする歩みの中で、数多の課題や教団問題等といった歴史そのものから、宗門全体が潜ってきた「いたみ」を教えられるのであります。今も現に、幾多の「いたみ」があることです。

「当事者」ということで言えば、「十方衆生よ」という呼びかけにおいて、私は弾かれているんでしょうか。弾かれていないと思っております。つまり、「同朋会運動」において、当事者でない者は誰一人いないのであります。当然のことです。

私が認識できる実に小さな範囲の「同朋」ではありますが、地元の門徒、恩師や友、教区教化委員や真宗学院、本山で出会った人々、そういうものを私は賜っております。すべてが「もったいないこっちゃ」であります。身に余る嬉しさ、生きる喜びであります。

同朋会運動の「検証」については、田澤議員の代表質問にお答えしたとおりであります。

次、「戦後80年不戦の誓い」について。

戦後80年を前にした2024年・2025年の全戦没者追弔法会において、今までの「決議」に立ち帰り、念仏者の平和運動を考えました。そして、武力にたよることのない戦争の抑止について問い尋ねたことであります。「戦争前夜」とも思える昨今の状況だからこそ、戦後80年に立ち止まることなく、未来を創造する日々の歩みを三つの決議から考えてまいりたいと思います。

今あらためて、すべての武力行使に対して反対の意を表するとともに、一日も早く平和な日々が訪れることを願っております。そして、積極的な「対話」によって、非戦平和の歩みを少しでも前に進めるために、全戦没者追弔法会などにおいて、宗務総長として非戦平和の表明をし続けてまいりたいと思います。

なお、今議会において、非戦平和の決議に向けて作業が進められていると聞き及んでおりますので、議員各位におかれましては、何卒よろしくお願いいたします。

古賀参務

私からは、「専修学院の問題は宗派の労務管理の信頼を失った事象と思うが、如何か」というご質問にお答えします。

まず、「宗派の権威を持つ者（院長）を守り、きょうとユニオンに組しなければならない状況に追い込んだ」というご指摘につきましては、一昨日、花園議員のご質問へ答弁でお答えしたとおりの事実経過の中で、学院運営の正常化のために適切に対応してきたことであり、当局としては議員のご指摘は全く当たらないと認識しております。

次に、「雇用契約書は存在するのか」とのお尋ねについてですが、専修学院の職員は無期雇

用であるため、有期雇用職員のような雇用契約書は存在しません。労務管理上の根拠としては、「宗務役員の任用等に関する規程」や「給与条例」及び規程等がございます。

一方で、就業規則については、現在のところ未整備の状況にありますが、先ほどの藤井議員のご質問への答弁でも申し上げたとおり、法令遵守の観点からも、適切な職場環境の整備が必要であると認識しております。そのため、宗務審議会でのご協議も踏まえ、再開に向けて就業規則の制定を含め、適切な体制の整備を進めてまいります。

次に、「職員を守る窓口はどこにあるのか」とのご質問にお答えします。

現状、二つの窓口があり、一つはご承知のとおり 2007 年 8 月に設置された「ハラスメント相談窓口」です。ハラスメントの形態は極めて多様であり、各宗務機関での解決が難しい場合や、上司等に相談しにくい事例も考えられます。そのため、職員がいつでも相談できる「宗務所相談窓口」及び「外部相談窓口」を設置しています。

もう一つは、2024 年 6 月より導入しております「内部通報制度」であります。本制度の窓口では宗務機関に勤務する者等からの法令等違反行為に関する通報を受け付け、必要に応じて調査や是正措置を講じるなど、通報内容の解決を図ります。

いずれの窓口もすべての宗務役員に周知されており、健全な職場環境を保持するために必要なものとして機能しておると認識しております。

佐々木参務

私からは、「組会への坊守参画について、なぜ当局から条例改正等の提案が出来ないのか」とのお尋ねについてお答えいたします。

本会議でもたびたび申し上げておりますとおり、議決機関における新たな制度導入には、寺院の代表責任の問題、議決権の平等性の確保の問題、そして制度上の混乱を避ける必要性など多岐にわたる課題があり、その点については、このたびの宗政調査会報告書においても言及されておるとおりであります。

当局としては、これらの課題の具体的な解決の方向性について見出せるよう、引き続き議論の深まりに期待をするとともに、男女共同参画の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

【2025 年 6 月 4 日】

真宗興法議員団　尾畑 英和 議員【2 期】［岐阜高山教区 第 5 組 正壽寺］

私からは、まずはじめに、震災における活動支援の観点から、当派「普通寺院の「従たる事務所」設置の可否」について質問をいたします。

宗教法人の従たる事務所は、主たる事務所とは別に、法人業務の一部を担う事務所であり、当該宗教法人の規則に定められた範囲内で法人業務に関する企画、執行、代理権を有する責任者が所在する事務所です。主たる宗教法人所在地の管轄する法務局で登記されることにより、従たる事務所は主たる事務所の業務を補完し、特定地域の活動拠点として機能します。

しかしながら、当派においての従たる事務所設置の手続きにおいて、長い間、包括法人である真宗大谷派の許可が受けられず、登記に至らない事例があると聞き及んでいます。そこで現在、当派における普通寺院の従たる事務所登記がなされている数と最後に認可された年月日をお示しください。

能登において、寺院の存続がなされ門徒の離散を食い止めることが願われていても、現実にはご門徒は金沢などに移り住み、生活の拠点を変えておられます。拠点を能登に置いたままの教化活動には限界があります。今こそ特別措置であっても、従たる事務所設置が可能となるような施策を推進すべきであると考えますが、当局の見解を求めます。

次に、「議員定数の見直し」についてであります。

参議会では、次の改選から現行65名の議員定数の一定数削減を目指して取り組んでおられますが、宗議会も含め具体的に法整備を図るうえでは、議員定数の規定にとどまらず、委員会配分や参与会・常務会の構成人数など、多岐にわたる議会制度全体の見直しが必要であると考えます。

定数削減は、少数意見が取り上げられにくいというデメリットがある一方、行財政改革待ったなしの現状において、議会はもちろん、内局・当局とも十分な議論を重ね、制度設計を行うことが望ましいと考えますが、現時点での当局の方針・方向性をお示しください。

続いて、「『同朋新聞』のリニューアル・情報伝達の見直し」について伺います。

一昨日の花園議員の代表質問に対する宗務総長答弁で、制作方針・内容に5つの具体的視点をお示しくださいました。大いに期待するところでありますが、新聞の頒布拡大は、今まで教えに興味のなかった方々や教えに初めて触れる若い方々にいかに発信していくかが重要で、我々僧侶が考える以上に、平易で日常生活にリンクした内容でなければならないと感じます。

『同朋新聞』においても、「開教」の視点をもって取り組んでいただきたいと考えます。併せて、情報伝達の即効性を図る意味でも、『真宗』誌のホームページ内での掲載を図ることや紙媒体の印刷物を減らし、経費削減を図ることなど、情報伝達手段をインターネット等へ移行していくべきであると考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、「大谷専修学院」について伺います。

私もこのたびの学院を取り巻く問題に深く心を痛めている者であり、一日も早い学院の正常化を望みます。学院の職員は学院長及び1名を除き、2025年4月1日付で他部門に異動し、裁判の債権者2名は異動を保留しているということですが、異動を保留している職員にも給与・手当は支払われているのでしょうか。支払われている場合、その金額をお知らせください。

また、今回の裁判において、これまでに使用した経費についても金額をお知らせください。

続いて、「教勢調査」についてお尋ねいたします。

昨年1月より実施された第8回教勢調査は、オンラインと紙ベースを併用した初めての調査でありました。また特筆すべきは、データ分析の専門員、日本の統計学における最先端の研究をされている滋賀大学伊達平和氏、立命館アジア太平洋大学宮部峻氏に設問の作成・データ分析をお願いし実施されました。回収率も95%を超えており、その最終報告内容に大きな関心を寄せております。とりわけ、結果分析とそこから見えてくる宗門環境の把握、今後の教化活動にどう活かすか、また、僧侶の意識調査も今後の宗門活性化の指針に繋がると考えます。寺院活性化支援室との連携も視野に入れての具体的な活用方途をどうお考えか。加えて、宗門内でデータ分析の専門職の養成や専門機関の設置など検討すべきであると考えますが、当局にそのお考えがあるかもお聞かせください。

次に、「働き方改革」に関してお尋ねします。

時短、賃金、休暇取得など、難易度等労働者の観点から注目されている働き方改革でありますが、特に宗務役員の転勤に焦点を当てたいと思います。

宗務役員は、自坊に僧籍を持つ者が大多数であり、将来的に寺に戻ることが必然視されております。宗務役員の働き方において新入職員から定年まで勤めあげる方の同年代における、ここ10年のパーセンテージの平均値と退職時の役職の割合をお示しください。

新入時から様々な研修や経験を積み、スキルアップしてきた職員が自坊に帰ることにより退職せざるを得ないことは宗門において大きな損失であります。宗務役員として培ったスキルを活かし、教区雇員ではなく宗派による雇用制度がより安定的に運用されるべきであると考えます。制度の変更には、昇進の制限や雇用期間の吟味、新たな給与表の設定等が必要でありますが、具体的にはオンライン等の活用を含めた転勤なき宗務役員採用制度の早急なる設置を希望するものであります。当局の見解を求めます。

次に、「大谷祖廟総合整備」に関して質問いたします。

一昨年12月、大谷祖廟総合整備計画に関する宗務審議会が立ち上がり、本年4月に答申が出されました。今後、条例による委員会で更なる検討がなされることです。「廟」は魂、「魂」は生命の原動力、宗祖の魂は「念仏の教え」、遺骨の「遺」は、与えるという意味があり、それは「宗祖の魂である念仏を我々がいただく場」と宗務審議会の委員でもある同朋大学安藤弥先生は押さえられました。

この計画で最も大切な視点は、大谷祖廟は「宗祖聖人の御廟所」であり、本願寺の濫觴となる最も重要な宗派施設の一つであるということです。整備事業は次の世代に念仏のみ教えを、そして宗門の歴史を繋いでいくために不可欠な事業であります。宗門全体が支えるべき事業であるという意味においても、工事における財源確保は、宗派保管金・宗派積立金からの融通はもちろん、全寺院に対する勧募も宗派全体の意識を醸成していく観点から重要であろうと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

先般4月28、29日、拙寺にて慶讃法要・宗祖御遠忌をお勤めさせていただきました。新たに41人が帰敬式を受式され、仏弟子としての歩みが始まりました。教勢調査の結果、「今後取り組みたい教化事業」の中で、帰敬式を行いたいと回答された寺院が903ヵ寺あったとのこと。

しかし一方で、4割を超える寺院は、帰敬式のはたらきかけをしていないことも明らかになりました。帰敬式実践運動をさらに強力に前に進めていくことが、教勢拡大の大きな一歩となると考えます。次年度8,000人の受式を想定しての予算計上となっていますが、その数字の根拠をお示しください。また、当局の意気込みと実現に向けた具体的な施策をお聞かせくだ

さい。

また、その拙寺御遠忌で、総勢250人の子どもたちが稚児行列に参加してくれました。その際、本山から「鸞恩くん・蓮ちゃん・あかほんくん」の東本願寺公式キャラクターの着ぐるみをお借りしました。また、3キャラを使用した折りたたみ傘・箸・トートバッグを製作し、記念品といたしました。特に着ぐるみは、子どもたちに大好評で、東本願寺を近く感じていただくものとなりました。思えば2年前、2023年5月5日に「子どものつどいin東本願寺」を開催し、私も青少幼年センターに関わらせていただき、全国から集まったスタッフと共に子どもたちをお迎えしました。

コロナ下の中、境内いっぱいに広がる笑顔、笑い声、正信偈や念仏の声、そして「楽しかった」「また子どものつどいに行きたい」「次はいつ？」という声も全国の参加者から聞こえてきました。木越宗務総長がスタッフの解散式の時に、「満堂の子どもさんと保護者の念仏の声に包まれた時に何とも言えない感動を覚えた。この念仏を聞くために、私は念仏してきたんだとあらためて実感させていただいた」と挨拶されました。私自身も大きく頷いたことでした。組や教区で活躍される若手スタッフの力を結集して、引き続き「子どものつどい」を定期的に開いてほしいとの声をよくお聞きします。三品議員の質問にもありましたが、大法要の時だけでなく、例えばつどいを6年に一度、3年に一度、定期的な開催に向けて、早速予算計上していただきたいと強く念願をいたします。当局にそのお考えがおありかお聞かせください。

最後に、「「是旃陀羅」問題」についてお尋ねいたします。

昨日の勅使議員の質問に対しての宗務総長答弁にもございましたが、2022年1月24日、「真宗大谷派同和関係寺院協議会」、いわゆる同関協より「是旃陀羅」問題についての意見書が宗務総長に提出されました。その中で、文言の差別性を重視し、ご門徒の年忌において『観経』の依用を控える、または「是旃陀羅」部分を黙読するなど、各会員が思慮を尽くして対応している現状において、「是旃陀羅」を「不読」とする意向が大勢であり、宗派にそのことを要求したいとの声が高まっている。すでに宗会では、2021年6月28日、宗参両議会で「「是旃陀羅」問題に関する決議」が可決され、被差別部落のご門徒に対する謝意が示されましたが、読法における具体的な取り組みへの言及がないことへの疑念を抱く声が少なくない。ご門徒の眼前で問題を提起することなく、読み続けている現状から、法要・儀式で読誦を控えつつ、信心の課題として問題提起していく方向への転換が求められているとの趣旨の表明がなされました。

私ども宗門において『観経』はお聖教であり、差別経典ではないとの学習を共々に深めてまいりました。また、2023年以降、学習冊子や学習テキストが発刊され課題共有への歩みが始まっていますが、一方で「聞くと痛い」と言われる方々に、我々宗門はどう向き合うのか、具体的な読誦の方法を検討することも『観経』をいただき直すという課題共有と並行しての喫緊の課題であり、過ちを無自覚に繰り返してきた我々僧分の責任であると考えます。

そこでお伺いします。宗務総長演説において、宗門では長年の間、正依の聖典である『観経』を誤った認識のもと布教し続けてきた責任の重さを痛感され、あらためて「是旃陀羅」問題の課題を踏まえ、経典読誦のあり方についての方向性を定めるために、「宗務審議会」を設置したと述べられましたが、そのことに至った背景には、2013年に部落解放同盟広島県連合会から指摘を受けた当時、内局の一員であり、その後に解放運動推進本部長を務められた木越宗務総長が、部落差別問題の克服に向けて解放運動に挺身されていた小森龍邦氏からの

切実な思いを聞き届けられたことによるものと拝察いたします。その時、木越宗務総長は小森氏の思いをどのように受け止められ、今回「宗務審議会」の諮問に至ったのか、あらためてその思いのほどをお聞かせいただきたいと存じます。

【答弁】

木越宗務総長

小森先生との思い出というのか、思いを少し語らせていただきます。

尾畑議員がおっしゃったとおり、私は2014年から2017年にかけて解放運動推進本部長を務めさせていただきました。その時に、やはり大きかったのは、安冨信哉先生が横におられたということが非常に大きかった。

安冨先生と本当に二人三脚というか、随分と長い時間をかけて、この課題にどういうふうに取り組んでいけばいいのか、とにかく小森先生に会いに行こうということで会いに行ったんですね。そして、小森先生に自己紹介しました。「真宗大谷派の木越と申します。参務をしてます。解放運動推進本部の本部長です」、そう申し上げたら、小森先生が「木越といえば、あの木越か」と、こう言うんですね。「はい。金沢の木越しです。親父でないですよ。多分、先生がご存じなのは父親だと思います」と。非常に懐かしく笑っておられました。あの人はそういう人なんですね。

私も小森先生が訓覇先生に対する糾弾の時、父親が「糾弾会に行く」と。「糾弾会ってなんや」こう聞くと、「この宗門の将来を決定付ける非常に大事な会合だ」と。それならば、行きたいということで、一緒についてきて、確か別の部屋で画面越しにその状態を見ておりましたけれども、小森先生は最初「訓覇さん、訓覇さん」とこう言われていたんですけども、時々「訓覇先生」とおっしゃったように覚えております。訓覇先生のことを非常に慕っておられたんですね。「何でわからんのや」ということを言ってですね。「何とかわかって欲しい」と自分で質問しながら訓覇先生が答えられないことを「こう思ってるんでしょ」って逆に答えてあげていたんです。「何とか目覚めて欲しい」「何とか私と一緒に親鸞の横に立ってほしい」、こういう温かい思いを持たれた小森龍邦先生を非常に若い時に経験したものであります。

その先生が「痛いんじゃ」と、こうおっしゃいました。「痛いんじゃ、このトゲを抜いてくれんかのう」ということです。簡単に。「このトゲを抜いてくれんかのう。踏まれている足が痛いんじゃ、踏んでる足をどかしてくれんかのう」、こう言うとるんです。

なぜこの足を踏んでるかということを説明する気はありません。踏んでるこの足をどかすだけです。そういう思いでこの問題に取り組んでまいりました。しかし、そんな簡単なわけにはいきません。本当に人々に、全宗門人に伝わるような言葉を紡ぎ出していかねばならんし、一朝一夕ではいかんということはわかっております。けど、この足をどかさないかん。そういう思いでこの宗務審議会を立ち上げた次第であります。

古賀参務

私からは、「帰敬式」「大谷専修学院」についてお答えします。

まず、「帰敬式」についてお答えします。

宗門が目的とする同朋社会の実現、それは言い換えれば僧伽の回復であり、帰敬式におい

ては、仏・法・僧の三宝への帰依を誓うことで具現化されます。帰敬式の受式を機縁として、ご本尊を中心とした聞法生活を再確認し、お互いを御同朋御同行として見出していく人生が始まると、そういうことが願われていると思います。

第 8 回の教勢調査では、自坊で帰敬式を行っている寺院の件数が前回より増加しているということ、また今後取り組みたいと考えておられる寺院の割合が高かったことがわかりました。ただ一方で、帰敬式を特に奨励していないという寺院も 4 割を超えています。

内局としては、真宗本廟での受式奨励はもとより、教勢調査結果を踏まえて、それぞれのお寺で一人の仏弟子が生まれていくことを願い、お寺の背中を押していくような取り組みを教区とも引き続き連携を図りつつ行ってまいりたいと思います。

特に、今後リニューアルする『同朋新聞』やホームページでの積極的な広報、具体的には帰敬式の意義や受式者の声、お寺での帰敬式の様子などを紹介してまいります。

先日、真宗本廟で受式されたご門徒から、「今日の帰敬式は、スタートラインです。迷った時、不安になった時は、お寺に行って住職さんと話したり、いただいた法名の願いや誓いの言葉に立ち返って再び歩み出したい」との言葉をお聞きました。ご門徒の姿をとおして、「住職と門徒が共に語り合い、帰敬式の意味を明らかにし、住職も門徒も仏弟子として歩む」という帰敬式実践運動。今年で 30 年目を迎えます。

この運動の願いが表れていることをあらためて感じたことであります。

議員各位におかれましても、帰敬式実践運動の推進にどうぞお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

次に、「大谷専修学院」についてお答えします。

一昨日の浜口議員への答弁でも申しましたとおり、学生募集を中止している学院の業務は、学院長及び職員 1 名で遂行可能であることから、地位保全仮処分申立事件の債権者 2 名を除くその他の職員については、他部門への人事異動を行いました。また、債権者 2 名は京都地裁の決定を考慮して異動を保留しております。当該職員 2 名には、学院業務を中止していることから、職員としての自己研鑽のために同朋会館等における研修業務に従事していただくことを提案している現状です。

当然、当該職員 2 名にも給与、各種手当は従来どおり支給しており、個別の金額については差し控えさせていただきますが、いずれも「宗務役員給与規程」に定める給与及び各種手当を支給しております。

また、「これまでに使用した裁判の費用」についてでありますが、2025 年 6 月末までで、1,400 万円程度の使用が見込まれています。

長峯財務長

私からは、「大谷祖廟総合整備事業の意識醸成」についてお答えいたします。

まずはじめに、尾畑議員におかれましては、宗務審議会「大谷祖廟総合整備に関する委員会」の会長として答申書提出にご尽力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

大谷祖廟の整備事業に取り掛かろうとするその目的は、親鸞聖人の御廟所としての歴史と真宗門徒の納骨の伝統を継承するとともに、これまで親鸞聖人の教えに出遇うことのなかった方々に対して、納骨を大切なご縁として、大谷祖廟が信頼されて選ばれ、大谷祖廟にお参りして満足し、そして感動する場所になるための儀式・受付・案内。そして、そのための施設整備を目指し、結果として宗派の財源として増収になることを目的にしております。

そのため、本事業は単なる整備工事にとどまらず、納骨を大切なご縁として次世代に聖人の教えを伝えていくために必要な事業であることから、宗門の総力を挙げて、僧侶と門徒が共に取り組む必要があると認識いたしております。

議員ご指摘のとおり、整備事業の必要性を宗派全体で意識醸成していくことは財源確保の観点からも非常に重要な課題であり、事業完遂には、これまで大谷祖廟にご縁のなかった方を念頭に、宗派を取り巻くあらゆる人々に整備事業の願いを伝えていくことが肝要であることから、これまで以上に周知徹底を図ってまいります。多くの方々に大谷祖廟現地に足を運んでいただき、職員の案内を通じて整備事業の願いをお伝えし、懇志を納めたいと思えるきっかけ作りになればと思料いたしております。

全寺院に対する懇志金勧募や大谷祖廟御修復賦課金、真宗本廟諸施設営繕積立金をはじめとする宗派保管金や平衡資金については、次年度設置予定の条例による委員会においてもあらためてご審議いただき、慎重に判断してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、お知り合いが真宗本廟参拝の折には、ぜひとも大谷祖廟まで足をお運びいただけるようご奨励のほどよろしくお願い申し上げます。

佐々木参務

私からは、「議員定数の見直し」「働き方改革」についてお答えします。

まず、「議員定数の見直し」についてお答えします。

議員定数の課題に関連しまして、定数が変更される場合は、当然これに伴う委員会配分や参与会・常務会の構成人数など、議会制度や運営全体の見直しが必要になることは議員ご指摘のとおりであると考えております。

当局といたしましては、まずは議会において基本的な方向性を見定めていただき、そのうえで議会制度や運営上の諸課題については、決算議会の議論における前例に倣い、議会と内局が共に議論を重ねながら制度設計を行っていくべきと考えております。

次に、「働き方改革」についてお答えします。

まず、直近10ヵ年度に定年を迎えた宗務役員について、入所年度ごとの採用人数に対する定年まで勤務した割合は、平均で12%となっております。

また、定年退職時の役職の割合は、部長職59%、主事12%、書記29%となっております。

議員からは、自坊の都合等に伴う宗務役員の退職についてご提言をいただきました。

先般実施した宗務役員を対象とした意識調査においても、将来的に自坊へ戻ることを見据えたキャリア形成やモチベーションの維持、さらには転勤を中心とした人事異動に関する課題が明らかとなりました。

こうした課題に対応するため、現在、「働きやすさ改革」として、在宅勤務制度、フレックスタイム制、勤務地限定制度などの導入に向け具体的な検討を進めております。

これにより、これまではやむを得ず退職せざるを得なかった状況においても、勤務を継続できる環境の整備を進めております。

今後も宗務役員がそれぞれの立場で力を発揮できるよう、より良い職場環境の実現に努めてまいる所存であります。

轡田参務

私からは、「普通寺院の従たる事務所設置の可否」についてお答えします。

議員からは、能登半島地震により生活の拠点を能登以外の地域に移すことを余儀なくされた寺院への支援という観点から、普通寺院の従たる事務所設置の可否について、ご質問をいただきました。

まず、普通寺院において、従たる事務所登記がなされている寺院数は 1 ヵ寺であり、最後に承認された年月日は 1978 年 2 月 27 日であります。

過去の宗会における質問で答弁しているとおり、宗派といたしまして、「寺院教会条例施行条規」第 38 条に規定する教化施設が「従たる事務所」には該当しないものと解釈しており、普通寺院における従たる事務所の設置については、設置要件に鑑みても、諸条件を整え一教会籍のある独立した非法人教会として設立を目指すべきものであると思料いたします。

よって、方針として普通寺院に「従たる事務所」は現実的問題として馴染むものではなく、その利点も極めて少なく、かえって「従たる事務所」設置を承認することにより、それが単に宗教法人の事務を執る施設であるのか、教化活動も含めた拠点であるのかが曖昧になり、宗派としても管理が煩雑になります。また、教区及び組においても混乱を招くことが危惧されることから、承認の必要性がないものと認識しております。

しかしながら、能登半島地震の復興支援として、教化施設ではなく従たる事務所の設置が必要であるのか、能登教務所と連携して調査研究してまいりたいと存じます。

山田参務

私からは、「開教の視点を含む『同朋新聞』のリニューアルと情報伝達の見直し」「『真宗』誌等の紙媒体の電子化の推進」「教勢調査（統計情報）と寺院活性化支援室の連携」「統計専門職の養成と専門機関設置」「子どものつどいの定期的な開催」についてお答えします。

まず、「開教の視点を含む『同朋新聞』のリニューアルの方針等」については、先日の花園議員の代表質問に宗務総長が答弁されたとおりであります。

開教の視点についても、時代や国、世代などを超えた言葉とのであいを生活に届ける「超越性」を紙面構築の視点の一つとしておりますし、インターネットも含め宗門全体の姿を幅広い世代にお届けしてまいります。

「情報伝達手段について」は、議員がおっしゃるとおり、インターネットへ移行していく時代的必然性を認識しております。「配布」という概念も「配信」という概念に変わってきている時代でもあります。

一方で、教勢調査における住職の平均年齢、『同朋新聞』の読者サンプル調査における回答年代層に多いのは 50 代～70 代でした。教勢調査においても、インターネット使用率は 47%と、社会一般の使用率に比しても低く、寺院の役職者や行事参加者における使用率も同様であろうと推察します。

また、教団情報の入手媒体のニーズについても、紙媒体のニーズが依然として高い結果でありました。これは『同朋新聞』を使用した同朋の会や様々な研修会においても、紙媒体の資料を用いることが事業形態として定着しており、むしろ紙媒体でなければ成立しない教化の現場が多々あるということも言えます。

したがって、これらの実態から宗門においては、紙とインターネットのダブルスタンダードの時期にあると現状を認識しております。

しかしながら、インターネットを使用されている方々や次世代への情報伝達のためにも、演説でも述べられているとおり、今回のリニューアルに際しては、仏教の教えをはじめ、東

本願の価値や魅力がこれまで以上に効果的に伝わり、多くの人に宗門が選ばれることに寄与するよう、各媒体の強みを活かした情報発信の体制構築を目指して取り組みを進めてまいります。

その具体的な取り組みの一環として、本年 7 月より宗派公式ウェブサイト内に「宗派情報」のカテゴリを新たに設置し、『真宗』誌の掲載はもちろん、教団の動向や公示・告示に関する情報、各種募集要項、さらには宗会関連の情報等もいち早くウェブサイト上で発信していけるよう、体制の整備を進めているところでございます。

宗門内にインターネットのご利用が難しい方々も一定数おられます。そうした方々への配慮を決して怠ることなく、インターネットによる発信と紙媒体による周知を効果的に組み合わせることで、これまで以上に宗派内外への情報周知の徹底が図れるよう、引き続き、丁寧に取り組んでまいる所存です。

次に、「教勢調査」についてお答えします。

尾畑議員におかれましては、今回の「教勢調査」実施にあたり、統計調査委員長として設問設計等、その準備にご尽力いただきましたこと、あらためて感謝申し上げます。

ご承知のとおり、今回の調査では、各寺院が積極的に取り組みたいと考えている教化事業等の傾向を具体的に捉えるため、「今後取り組みたい教化事業など」を尋ねる設問を初めて設けました。この分析結果については、内局提出資料としておりますので、詳細は資料に譲りますが、「帰敬式」「青少幼年教化」「同朋の会」「文書伝道」「掲示伝道」「真宗本廟奉仕」「真宗本廟への団体参拝」等について、寺院における今後の新たな取り組みの可能性が見出されたことであります。真宗教化センター寺院活性化支援室においては、これらの貴重な分析結果を踏まえながら、一ヵ寺の現場をサポートする更なる支援活動の形を関係部門と連携しつつ模索したいと考えております。

また、次年度に予定しております「教勢調査」の各教区における報告会等を経て、教区の傾向等を捉えていただき、現在、教区に順次設置されております「教区寺院活性化支援室」においても、寺院のニーズと地域傾向を踏まえた支援活動を展開していただけるよう、企画調整局としてもそのサポート体制を取ってまいりたいと考えております。

一方、例えば、「特に帰敬式受式奨励をしていない」と答えた寺院が約 4 割あったり、真宗本廟奉仕に関して、門徒に対して「特に何も働きかけをしていない」寺院も 5 割を超えるなど、これまで宗派が重点施策としてきた取り組みについての課題も見えてまいりました。

まずはそれらの重点施策をさらに周知し、各寺院の現場において、いかに具体的な取り組みとしていただけるのか、各関係部門とも意見交換をしながら、本調査結果が一ヵ寺における同朋会運動の具体的実践に確かに繋がるよう宗派施策の立案・点検に活かしてまいります。

次に、「宗門内のデータ分析の専門職の育成や専門機関の設置」についてお答えします。

当局としては、今回の調査をとおして、あらためて統計的根拠、いわゆるエビデンスに基づく宗派施策の立案・点検の重要性を再確認したことであります。今回の調査報告書においても、専門家の先生方からは、本調査結果を活用した更なる分析により、宗派の課題解決に資する何らかの示唆が得られる可能性が指摘されております。これらの指摘も受けながら、限られた予算の中でありますが、今回の調査分析にご尽力いただいた専門家の先生方との連携をまずは深め、今回の調査結果をさらに活かしていく方途を検討してまいります。

具体的には、統計情報を活用する宗派の組織文化を醸成すべく、先ほど申されました伊達

平和氏、宮部峻氏には、引き続き統計調査専門員として参画いただき、様々な助言をいただくこととしております。また、議員ご指摘のように、統計に関する専門的知識を持った専門職の配置や専門機関の設置も、時代社会が目まぐるしく変化する今日において、宗派として非常に重要な視点であると受け止めさせていただき、将来に向けて検討してまいりたいと存じます。

なお、まずは宗務役員が今回の統計データを宗務に活かすことができるよう、宗務役員を対象とした「教勢調査データ活用のための Excel 講習会」を次年度実施予定です。

このように、今後様々な場面を通じて、今回の「教勢調査」をはじめ、統計的根拠に基づく宗務が執行できるよう、組織文化の醸成に努めてまいります。

最後に、「子どものつどいの定期的開催」についてお答えします。

2023 年 5 月 5 日の「子どものつどい in 東本願寺」開催の時は、私も参加者の一人として参拝しておりました。真宗本廟に全国各地から参加した子どもたち、ブースを開いた各教区のスタッフ、子どもや若い世代の方であふれる光景を見て、私も深く深く感動したことを覚えています。

つどいを開催するにあたって、プロジェクトにおいて大切にしていったことが二つあります。一つ目は、1957（昭和 32）年、当時、藤原俊青少年部長の総括の言葉にある「御遠忌を荘厳する青少年教化であっては断じてならず、寧ろ御遠忌を縁として青少年を荘厳する方向に我々は出向かなければならないのである」という言葉が示す、そういうつどいを行うということです。そのためには、すでに全国各地で活動している人々が集まり、子どもたちと出会い、つながり、共にあることを実感することです。

二つ目は、教団の若い世代の方々にスタッフとして関わっていただき、次世代に繋いでいくということです。そのことが、教団の未来の青少幼年教化に向けて大事な動きになると信じています。

2048 年の蓮如上人五百五十回御遠忌、そして 2061 年親鸞聖人八百回御遠忌。その頃には大谷派といえば「子どもたちと共に歩む教団」と言われる現状を創っていきたいと思います。

つどいの予算計上については、財政が大変厳しい状況にありますが、宗派重点施策が当該年度の財政状況にかかわらず実施できる仕組みの構築について、このたびの財務長演説で「（仮称）財政調整基金」の創出による資金の確保の検討が提起されております。

ただし、この「（仮称）財政調整基金」に基づく予算確保とともに、宗派全体の事業の「選択と集中」を行いながら、つどいの開催に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【2025 年 6 月 4 日】